

MOTHER  
AND CHILD  
WELLBEING  
AROUND THE WORLD

VOL.72|2012-4

世界の児童と母性

[特集] 18歳からの旅立ちに向けて

# 世界の児童と母性

第72号/2012年4月

## CONTENTS

ひとこと .....編集委員長 横堀昌子 ..... 1

## **特 集** 18歳からの旅立ちに向けて

### I. 総論：「自立」とは何か

- 若者期の延長と自立 .....児童精神科医 清水将之 ..... 2  
自立の力とは—教育現場と連携してのつながりづくり・場づくりを通して  
.....特定非営利活動法人 NPOカタリバ 代表理事 今村久美 ..... 6  
インケア児童の自立支援の現状と課題—各種支援の包括的な位置づけと流れ  
.....青山学院女子短期大学子ども学科 准教授 横堀昌子 .....11

### II. 旅立ちへの助走：18歳までの支援

- 児童養護施設におけるライフストーリーワークの取り組み  
.....社会福祉法人 阪南福祉事業会 児童養護施設『あおぞら』 施設長 永野良子 .....20  
子どもの歩みをつなげる養育・支援—「育てノート」「育ちアルバム」の役割  
.....国立武蔵野学院 調整係長 河尻 恵 .....26  
里親家庭からの自立支援の現状と課題(我が家の18歳)  
.....東京養育家庭の会 理事長 青葉紘宇 .....31  
情緒的成長に対する治療的支援—ある「情緒障害児短期治療施設」における実践から  
.....広島市こども療育センター「愛育園」園長 西田 篤 .....36  
自立を支える取り組み—SST(ソーシャル・スキル・トレーニング)を活用したプログラムの導入  
.....社会福祉法人大阪児童福祉事業協会 理事 アフターケア事業部 部長 藤川澄代 .....41

### III. 旅立ちの道のりをみつめて：18歳からの支援

- 子ども虐待・貧困防止は家族支援から—データから見る「教育」の重要性  
.....茨城県土浦児童相談所 児童福祉司 和田一郎 .....46  
児童福祉施設の退所児は今—退所後調査からみた現状と分析の課題  
.....日本子ども家庭総合研究所 子ども家庭福祉研究部 主任研究員 有村大士 .....52  
人と人をつなげる自立支援—施設外部の社会資源によるサポート  
.....特定非営利活動法人 ブリッジフォースマイル 理事長 林 恵子 .....57  
就労に向けた取り組みと支援—自立援助ホーム「星の家」の日々  
.....自立援助ホーム 星の家 ホーム長 星 俊彦 .....62  
場の力.....自立援助ホーム セルフサポートセンター東樹 ホーム長 龍尾和幸 .....67  
思春期後期の自立・社会参加の支援—子どものパートナーを志して  
.....特定非営利活動法人 子どもセンターパオ 代表理事、弁護士 多田 元 .....72  
当事者の声—当事者団体の活動の現状と課題  
.....社会的養護の当事者グループ全国ネットワーク「こどもっと」代表  
社会的養護の当事者推進団体「なごやかサポートみらい」相談役 清水真一 .....77

### IV. 海外の動向

- 社会的養護を離れた(る)若者への大人期移行支援—英国の施策動向点描  
.....京都府立大学公共政策学部 教授 津崎哲雄 .....83  
韓国の社会的養護児童のための自立支援の動向  
.....韓国国立昌原大学校 教授 金玄珠 .....91

#### Voice of the Youth /

- 国を超えてユースが集い、ともに活動する意義—IFCO大会に参加して— .....96  
多くのことを教えてくれた2つのIFCO大会 .....日本福祉大学4年 高橋成貴 .....97  
“Trust is not a word. Born from the acts.”—人と人との関わりを大切に  
.....高校3年生 木ノ内あり .....101

編集後記 .....担当編集委員 西田 篤 .....104



## ひとこと



編集委員長 横堀昌子

私がまだ大学生の頃、オーストラリアの子ども家庭福祉、とくに社会的養護の実践に出会うため、複数の都市を訪れたときのこと。子どものニーズに応えるケアシステムに鮮

やかな印象を抱いたことを今も思い返します。社会に根づいたフォスターケア、地域のグループホーム、対応が難しい子どもたちのためのセラピューティックな機能をもったグループホーム、家族分離予防プログラム、Agency 本部から各ホームに出向きサポートティブな支援を展開するソーシャルワーカーらとの出会いがありました。また、あるソーシャルワーカーから聞いた次のような話が、今も心に宿り続けています。忘れもしない、“Spring Board Program” という Youth (ユース) のケアプログラムの話でした。

諸事情あって家庭から飛び出し、路上に出ていってしまう子どもたち。建国以来の歴史とも関連するが、先住民アボリジニの子どもたちも白人もその中に含まれている。そんな“Street Kids”への対応は、ずっと子ども家庭福祉の課題の一つであった。子ども虐待が起きている家庭、中には社会的養護の元から路上につながる子どもたちもいる。そこで、コミュニティベースで働くユースワーカーが、決して警察官などと一緒ではなく、普段着で街にくり出し、彼ら・彼女らに声をかけてまわる。決して権威的にはふるまわず、彼らに近づいていって声をかけ、何度も訪問し、対話する。よく語りを聞き、関係を作り、そしてこんな支援があるよ、と情報提供する。決して子どもたちを「連れて行く」のではなく、自己決定を大事に、子どもたちが支援プログラムに「のっていく」過程とともに歩む。ケアを受けプログラムに参加することでチャンスが広がることが子どもたちに実感されていくと、社会に出るために必要なことを考え、取り組む余地が生まれる。「跳び箱の踏み板」(“Spring Board”)を自分の足で思い切り蹴って、今度は路上にではなく、路上を飛び越えて社会に飛び込んでいくなだよ。そんな祈りをこめて私たちは名付けた。“Spring Board Program”と。

子どもたちの自立支援の問題を考えるたびに、私の心に、ほどよくスプリングのきいた跳び箱の踏み板のイメージが浮かびます。自立支援の課題は、子どもたちの持てる力そのものではなく、私たち支援しようとする側の社会的な枠組み、支援の手立てを問います。同時に、子どもたちが飛び込む社会がどうあるかを深く問いかけています。今回の特集は「18歳の旅立ちに向けて」。自立は「18歳の春」という一点で成り立つはずがありません。よって、旅立つ道のりをどう支えるか、支援の継続と社会への働きかけが私たちに求められているのです。さあ、それぞれの子どもたちの脚力にあった確かな“Spring Board”になるために何が必要か、今こそ引き寄せて考えてみたいと思います。

# 若者期の延長と自立



しみずまさゆき  
児童精神科医 清水將之

## 1. 社会変化によって作られた青年期

英国のある社会学者は、「青年期は蒸気機関と共に発明されたものだ」と語った。40年前のことである(Musgrove, 1972)。産業革命が進むにつれ、子どもでもなく大人(労働者)でもない中間年齢層を社会が設定せざるを得なくなってきた。そのことを、彼は明瞭に表現したわけである。

笠原はさらに、19世紀まではなかった〈青年期〉が20世紀に出現し、時代がさがるにつれてこの名で呼ばれる年齢層は上下に延長してきた経緯を解説している。その場合、思春期(身体的変化を中心とする成育の節目)ないし前青年期は考察の対象から外されている(笠原、1976)。

このように、青年期(adolescence)という言葉が作られるよりも前、このような社会構造としての青年期というものが機能し始めた当初から、この年齢層はいずれ延長してゆくであろうことを宿命づけられていたと考えられる。

20世紀の終わりごろから青年期の延長は加速し、ついには成人期との境界が不明瞭になってしまった。どうしてそのようなことが生じてしまったのか心理学的・社会的に点検する以前に、困った事態であるという世間の狼狽が先行するようになった。社会的ひきこもりやNEETの激増もその一環であり、大人社会を慌てさせている。

## 2. 延長の背景

原因の穿鑿せんさくよりも、時流の背景を眺めるほうが手近な作業のようである。

江戸時代には、商家でも武家でも元服式という祝祭が各家庭で営まれていた。この日を境に、子どもは一挙に成人と遇されるようになっていた。

1873(M6)年、明治政府は列強諸国より身を護るために徴兵令を制定した。これはやがて、自衛ではなくて他国を侵略する手順の一部として活用されるように時代は変化してゆく。何れにせよ、徴兵検査を受ける日を境に、男児は成人と化した。

ずっと時代を遡って縄文時代には、前歯を抜去する儀式(痛みを耐える、という意味でもあったのだろうか)があった。同様の儀式が台湾先住民の間でも行われていたことが、写真記録としても残っている。

いずれにせよ、かつての時代、成人になるための通過儀礼が世の中に仕組まれ、世間もその機能をしっかり認めていた。そのようなものが喪われたことの意味は大きい。いま、1月の第二月曜日に行われている成人式はその名残ではあろうけれど、まるで態をなしてはいない。

当世、元服式の年頃は受験勉強とゲームに熱中し、成人式年齢の人は半数が大学生という身分であり、何割かは専門学校に通っていることを考えれば、通

過儀礼と同時に高学歴化という時代現象にも目を向けておく必要がある。

高学歴化は決して、若人の向学心が上昇したことから生じたわけではなく、上昇志向の強まりに由来するものでもない(Dore、1978)。中学卒業資格では就労どころか入学し得る専門学校もほとんどない。高校を卒業すれば専門学校へは進むことができるけれど、就労には苦勞する。やむなく大学へ入ってくるという若人が増加し、そのような世情に付け込んだ低品質の大学が激増している。

産業構造の面からこれを眺めると、中学卒業年齢労働者の需要がほとんどなくなり、高校卒業年齢の労働市場も狭まっている。そのような時代に、親の財布、子の奨学金やパートタイム労働所得に任せて、十代後半の若人という余剰労働力を国家は国民の自助努力で吸収してもらっている。そのような利益が財界や産業界にもたらされていることも、われわれはしかと凝視しておこう。

高学歴に関連した事象として、産業構造のこの半世紀における激変も注視する必要がある。第一次産業は衰退の一途で、農漁業を継ぐと決断した若人の姿は、「美談」として放映される時代となっている。TPPが締約されれば、かれらの生き行く途は断たれてしまう。

第二次産業は海外へ続々と移転して、国内はますます空洞化が強まりつつある。

いまや、就労者の大半が第三次産業従事者という時代になっている。観光学科などを持つ大学はあるけれど、サービス業に求められる技は、広義の教育で培われるものではない。相手の表情を読み、気配を察知し、周囲の動きを感じ取る能力が求められている。

10年余り前から、我が国は発達障害ブームに沸いている。第三次産業隆盛の時代は、軽い発達障害

の傾向がある人には、いささか住みづらい世の中であろう。こういったことに由来する些細な喰い違いをあげつらい、「アスペっぽい」などという不快な表現など流行らせることが、このブームの底にはあるのではないか(杉山、2011)。

そういったことも含め、小器用さがまだ乏しい若人にとって、当世は住みづらい時代なのであろう。それならどうすれば良いのか、と尋ねられると困ってしまう。だけど、そのような時代をかれらは生きている、この現実を周りの大人たちが判っているということは、とても大切であると思う。

### 3. 自立ということばが空しく響く時代

かつては家庭の紐帯ちゆうたいがあって、その温室から巣立ってゆくことが自立だという感覚が世に共有され、そこには潔さという響きも若干は籠っていた。ところが、紐帯の緩んだ家庭から飛び立つというのは、どのような行動なのだろうか。

もっと大きな問題がある。阿部の警告によってようやく論議の対象に入ってきた「子どもの貧困」である(阿部、2008)。背後には当然、親の貧しさがあり、社会構造としての経済格差という国家課題がある。

米国の新保守主義に犬従したあの時代の政権が責任をとるべき、これは国難とも言える事態ではないか。

格差に喘ぐ家庭の子どももさりながら、社会的養護の枠組みで育ちつつある子どもは、一層深刻な荷を背負っている。

親による養育を受けられない子どもも、高校へ進学すれば、18歳まで子どもたちは低水準(これは、国家の責任)ながらも衣食住が児童養護施設において保証される。だけど、それから先が心配である。児童福祉法は、その年齢までしか子どもを支援しな

いことに決めている。

児童施設から就労するとなれば、住み込みの職場以外にはほとんど選択肢がない。自立援助ホームが若干あるけれど、少年院から戻ってきたとか触法少年の支援で手いっぱいというのが現状で、普通の子どもはとてもしゃく引かれてもらえそうにない。

大学へ進学すればどうか。入学金の一部を支援する団体はいくつかあるけれど、それから先は奨学金とパートタイム労働によって学費と生活費を賄ってゆかねばならない。大都市部でこれは、大変なことである。

十代の終わりに生活面で自立するのは、生計費用だけではない。心の拠りどころがとてもしゃく大切になってくる年頃である。世知辛い世の中、そのような人物に巡り合う機会は多くない。妙に親切な語りかけで近寄ってくる人物があれば、新宗教・ポスト新宗教の勧誘ではないかと心配になるご時世だ。

社会的養護は、児童養護施設で育つ道だけではない。法に定められた制度として、里親制度がある。欧米とくらべると、日本では里親になろうとする市民がなかなか増加しない。文化や宗教など、背景事情の差異もあるのだろう。法整備にも、まだまだ不十分なところが多い。

養育費を若干増額する、といった金銭で済ませることができるところは若干変化したもの、里親家族を心理的に支援し続けるという大局的手立てはさっぱり前進しない。

子どもの数が減って「少子化」という新語(少子とは、年齢の小さい子とか末子の意)も定着した。「子どものために」という叫びは、選挙運動用語としては便利なようだ。だけど、何が大切か、どこに国費を投入すべきで、どのような人材が必要か、こういった基本問題は、一向に国会の論点として上がってこない。

一体、何をしているのだろう、と市民が国家に疑いを抱き始めたとき、大きな危うさがわれわれの日常生活に接近していると考えなければならない。子ども政策に限るものではない。国際金融という暴風(暴力?)が地上を荒し回っているとき、われわれ年金生活者は貯金をどこへ預ければいいのかと考え込む。大型災害が発生して、岩手・宮城の被災状況は判り次第順次公表されている。

これに反し、フクシマの事情が明らかにならないのはどうしたことか(佐野,2011)。有無を言わせぬ全体主義的手段ではあったものの、チェルノブイリ事故の際にソ連は、5日後から沃素剤を被災地の子ども全員に配布するなど、それなりの施策を断行していた。高速鉄道で追突事故が発生した際、隠ぺい策であろうか、当該国は事故車両を切断して地中に埋めてしまった。福島原発不祥事(災害ではない)は、あの国の施策に似たところはないか。

細部情報が政府によってすっかり統制され、メディアも唯々諾々と言われた通りに報じている様は、筆者のような後期高齢者には67年前まで続いていた大本営発表のみという管理体制を、生々しく思い出すに十分な事態である。

このような国と時代の中で、若人はどのような方策で自立の道筋を見出すことができるのであろうか。頭を抱え込んでしまう。

#### 4. では、どうするか

凡俗の古老が頭を抱え込んでいても致し方ないであろう。ひきこもり、パラサイト・シングルなど、個々の事例について検討するばかりでは、あまりに<sup>のどか</sup>長閑過ぎるのではないか(清水,2009)。

本稿で考えてきた諸問題は、留まることのない繁栄などという夢想(妄想?)に浸ってきた二十世紀人の驕りがもたらした結末ではないか。そのように

読むことがまだ可能な人には、物質的繁栄の爛熟を謙虚に反省し、当世風に表現すればスロー・ライフの実践を決断するよう期待する。

そのことを現代においてなお、生涯実践している人たちが暮らしていることを知れば、お伽話とは簡単に申せなくなるであろう(NHK、2011)。

地上最低地(海拔マイナス200メートルとかで、日本の半分くらいの広さがあるという)が、エチオピア東部にある。地球上で、年間平均気温がもっとも高い土地とされ、アファール人という人たちが、単純の極みと思われる生活に満足している。

水は大変な貴重品。一日数リットルの水で生活のすべてを賄っている。水を手に入ると、「まず、小さな子どもに飲ませる」という。子どものいのちが重視されている、当節稀有の土地である。「水や食糧は、皆で分け合うのだよ」と、至極当然のこのように長老は語っていた。水や電気を無尽蔵のものであるかのように濫費してきた日本人と比すれば、アファール人は対極に位置づけられる人たちであろう。

大量生産と大量消費によって俗楽を味わい、国家財政水準の上昇を求めるという方策は間違っている。そのことを明示してくれたのは、そういった悦楽に首まで浸かっていた米国である。

そのような流れに逆らうかのように、イタリアからスローフードという市民運動がゆっくりと拡がりつつある。欲呆けた日本市民に、慎ましやかな日常生活をしようと語りかけても、ファッションとしてのスローフード水準までしか届きそうにない。

そのように考えた上で、いまの日本における庶民の暮らし振りとはまったく背馳するアファール人の日常を若干紹介してみた。

異様な電力消費量(これは1955年体制が仕組んだ部分もあることが明かになってきた)や、大量の食

料輸入とその四分の一を廃棄している当世日本人の暮らしは、崩壊前のローマ帝国を彷彿とさせる。

このように倦んでしまった世相にあって、若い世代が分不相応に過ぎる贅沢へ耽り、賢明に働いても中年世代が貧から脱出できない状況が混在している。

社会の動き自体が、生涯発達心理学における節目ないし段階を不明瞭にしている時代ではないか。そのような時代、青年の自立を考えるという課題設定を私は不思議に思っている者である。

#### 文献

- 阿部 彩：(2008)子どもの貧困、岩波新書  
Dore, R. P. (松居弘道訳)：(1978)学歴社会、新しい文明病。岩波書店、東京。  
笠原 嘉：(1976)今日の青年期精神病理像。笠原他編青年の精神病理。3-28頁、弘文堂、東京。  
Musgrove, F. (1974) :Ecstasy and Holiness—Counter Culture and the Open Society, Metuen, London.  
NHK：(2011)総合テレビ「地球イチバン」2011年10月27日放映。  
佐野真一：(2011)津波と原発。講談社、東京。  
清水将之：(2009)新訂子ども臨床、日本評論社、東京。  
杉山登志郎：(2011)発達障害のいま。講談社、東京。

#### キーワード：青年期と社会構造の変化

思春期・青年期・青春期など、もう子どもとは言えず、さりとて社会的・経済的に自立した成人とも判断できない中間年齢層を、近代は社会構造上設定した。「思春期」は語源的にも第二次性徴を主とする身体変化を意味するので、低年齢化しつつあるものの、明瞭に捉えることができる。本稿で「若者期」と仮称した段階の上限は、しだいに輪郭が不分明となってきている。そのことの利害は、心理学的よりはむしろ、社会経済論的な新しい課題として、今後検討を重ねてゆく必要がある。

# 特集 18歳からの旅立ちに向けて

総論：「自立」とは何か



いまむらくみ  
今村久美

特定非営利活動法人 NPO カタリバ 代表理事

## 自立の力とは —教育現場と連携しての つながりづくり・場づくりを通して

### 1. はじめに

現代の若者は、ニート問題、早期離職者の増加、学習意欲の低下、コミュニケーションの不具合など様々な問題を抱えていると言われるが、これらは総じて「積極的に社会に参加できない若者の増加」という問題として受け止められる。この原因を、私たちは「高校時代のキャリア学習機会の不足」と捉え、その機会を補完するための学習プログラムを主に高等学校に対して提供している。

若者が社会に参加していくためには、「自立」することが求められる。「自立」のための力として、「主体性」はもっとも重要な要素の1つだと考えられる。今の日本の学校教育は教科書などの教材を用いて教師が講義をする形態を中心としており、子どもたちにとっては「受動性」の強いトレーニングとなっている。長期間にわたり受動性を育まれた子どもたちにとっては、自分の進路選択において、主体的に目標設定することが難しくなっている。NPOカタリバは、このような「主体性」を引き出すためにはコミュニケーションを通じて誰かに憧れることがもっとも合理的なきっかけである、と考えてきた。

日本の高校生の主体性形成を妨げている要因として、自己肯定感や自己効力感の低さを指摘できる。日本青少年研究所が2009年2月に公表した調査「中学生・高校生の生活と意識—日本・アメリカ・

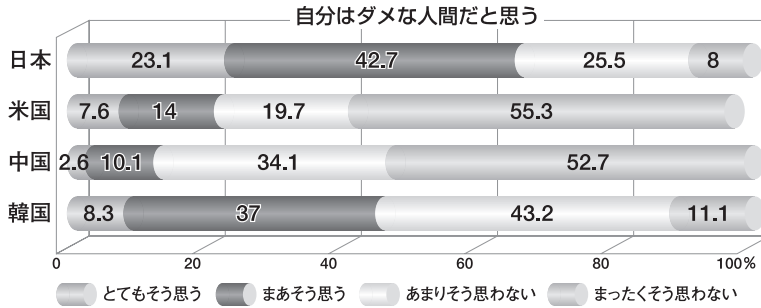
中国・韓国の比較—」のデータによれば、「自分はダメな人間だと思う」か否かの問いに、日本の高校生の65.8%は、「そう思う」と回答し(図1)、「私は人並みの能力がある」か否かの問いには、日本の高校生の約半数が「思わない」と答えている(図2)。「私の参加により、変えてほしい社会現象が少し変えられるかもしれない」という設問に対する日本の高校生の回答は、「そう思う」が30.1%、「そう思わない」が68.3%である(図3)。いずれの結果も、日本の高校生の自己肯定感や自己効力感が、他の3カ国と比べても明らかに低いことを示している。

### 2. NPOカタリバとカタリ場の実践

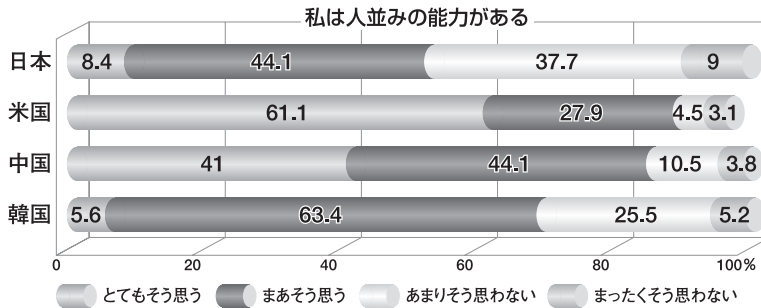
NPOカタリバの目指すビジョンは、「生き抜く力」を備えた若年層(10代後半～20代前半)に溢れる社会の実現である。そのために、「ナナメの関係」と「対話型コミュニケーション」による“動機づけ”と、継続的な関わりによるエンパワーメントをミッションとしている。

NPOカタリバの構想の背景には、「憧れ」の存在が重要だという気づきがあった。それが、友人のような「ヨコの関係」でなく、親や教師のような「タテの関係」でもない、憧れの先輩という「ナナメの関係」(図4)である。「憧れ」の存在を持つことは強い自発性・主体性を引き出す。主体性が身につけ

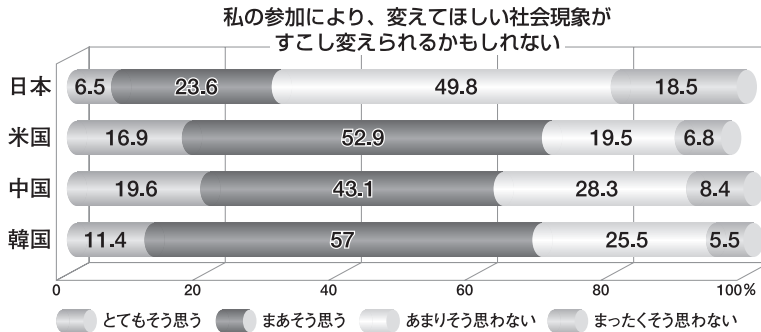
〈図1〉



〈図2〉



〈図3〉

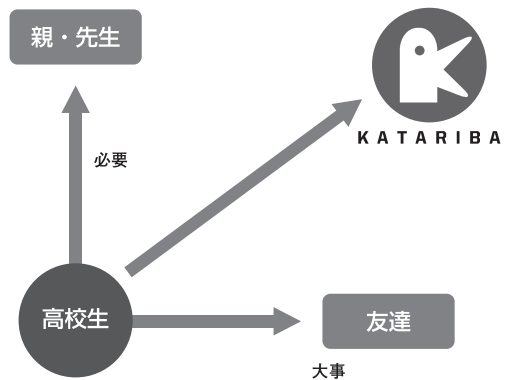


出典：図1～3ともに日本青少年研究所「中学生・高校生の生活と意識—日本・アメリカ・中国・韓国の比較—」2009年2月

ば、学校に通うことも、ボランティア活動をするこ  
とも、進路選択においても、自らの意思で取り組む  
ことができるようになり、「自立」へとつながって  
いく。しかし、このような「憧れ」存在との出会い  
の機会に格差が存在し、それが若者の意欲や目的意  
識に影響を及ぼしていることに気づいたのである。

このような機会格差を解消するための働きかけは  
大学生になってからでは遅い。大学進学率が高まっ  
ているとはいえ、全員が大学に進学するわけではな

〈図4〉「ナナメの関係」について



〈図5〉カタリ場の内容



い。しかし、現代では、中学卒業者のほとんど全員が高校に入学する。高校生の時に、本当の自分と向き合う機会を作ることで、高校生活を充実させ、自分の将来の進路やキャリア形成に対する気づきを引き出す。このような機会が実現できれば、高校生の人生が豊かなものへと変わる。それは将来の大人を変えることにもなり、日本の社会を変えることにもつながるはずだ。以上のような問題意識から、これを事業化すべきだと考え、2001年にNPOカタリバを任意団体として設立した(2006年法人格取得)。

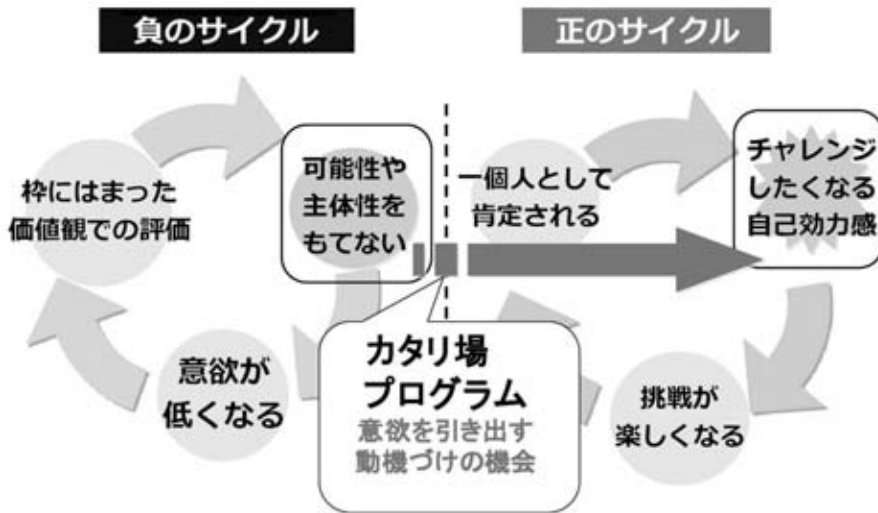
NPOカタリバが取り組むキャリア教育は、高校生と大学生・専門学生(一部、社会人)との対話型キャリア学習プログラム「カタリ場」を中心的な活動としている。この「カタリ場」は、高校生の進路意欲を高めることを目的とした動機づけキャリア学習プログラムである。2011年3月末時点で、実施高校数は463校に及び、参加した高校生は約82,800人となっている。この活動を支えてきたボランティア

数は約4,500人(累計)である。

具体的な実施過程は以下の通りである(図5)。まず、実施する高校ごとに、プロジェクトマネージャーを募集し、コアスタッフ2~3名と、40名前後のキャストでプロジェクトチームを編成する。スタッフは大学生・専門学生および一部社会人によって構成され、彼らが企画運営を行う。学校側の要望や生徒たちの特徴、実施する学年や時期等に合わせ、オーダーメイドで内容を決める。

「カタリ場」は、主に高校の授業枠の中で、100~150分の授業として実施する。1回のプログラムで約240名の高校生に対し、40~50名の大学生・専門学生がキャストとして、ボランティアで参加する。まず、生徒4~6人に対して1人のキャストがつき、班を作る。導入としてアイスブレイクゲーム等を実施し、高校生とキャストが打ち解ける時間を取った後、「座談会」を行う。座談会では、キャストが高校生と話しながら、好きなこと、嫌いなこと、

〈図6〉カタリ場プログラムによる動機づけ



未来への夢、漠然とした不安などを引き出す。この過程を「チェックング」と呼んでいる。高校生の潜在意識を洗い出し、言語化してもらうことで、自己理解を促す。キャストはコミュニケーションの中で生徒を否定しないことを心がけ、生徒の自己肯定感を高める。次に、キャストによる「先輩の話」に進む。ここではキャストが紙芝居形式で、自らの体験についてのプレゼンテーションを行う。この段階を「サンプリング」と呼んでいる。キャストが、失敗談や高校生だった時の自分への後悔なども盛り込みながら、今打ち込んでいることや夢について話す中で、高校生にとっての「なりたい自分像」の具体例としてもらう。最後にまとめとして、約束カードを使った目標設定を行ってもらう。「カタリ場」の授業の中で見えてきた自分の在り方や興味関心を実際の行動へとつなげるために、キャストと「約束」をする。

### 3. カタリ場の評価

「カタリ場」を実施した後にアンケートを行うと、

多くの高校生たちから「こんなに自分の話をしたのは初めてだ」という感想が出される。具体的な感想として、「今までだれにも言えなかったけど、先輩が真剣に聞こうとしてくれたから素直になれた。相談したくなった」（高2女子）、「大人っぽくみえる先輩たちでも、じぶんと同じようなことで悩んでいたと聞いて、少し楽になった」（高2男子）、「特技なんてないし、別に何もやる気なかったけど、少しずつ自分の話を聞いてもらえて、ちょっと自分に自信を持てた」（高2女子）、「この授業が、1年生のときにあったら、もっと勉強してたと思う。もったいない過ごし方をした。今日から本気になりたい」（高2男子）などの声もあった。

カタリ場で大学生たちが一生懸命語りかけることで、最初は斜に構えていたような高校生たちも、少しずつ自分について語り始める。「こんなに自分の話を聞いてもらったことは初めて」という高校生たちの感想は、彼らが、閉じた世界の中で「誰かに相談したいけど、誰にも言えない」という不安を抱えていることを表しているように思う。だからこそ、

身近でありながらも憧れられる存在を見つけるための出会いの機会が必要である。それが、多様な他者との幅広い人間関係を構築するためのコミュニケーションなのである。決してエリートではない「普通」の高校生たちでも、少し背中を押してあげるだけで、ものすごい力を発揮する。彼らは、既存の発想を超えた新奇性を生みだし、社会を変える人材にもなり得るのである。「カタリ場」プログラムでは、そのように「背中を押してあげる」ことで、自己否定に向かう負のサイクルから、自己肯定感・自己効力感を向上させる正のサイクルへの転化する機会となることを狙いとしている(図6)。

「カタリ場」の授業は2時間程度のプログラムであり、そのインパクトは必ずしも持続的な効果ではないのかもしれない。しかし、「カタリ場」を体験した生徒たちの反応は、しばしば、日常的に生徒たちと接してきた学校教員にとっても驚きを感じさせるものとなる。「カタリ場」の効果を学校での日常的な指導にどう活動してもらえるのかという視点を持ちながら、今後の展開を考えていくことが課題である。

#### 4. おわりに

以上、NPOカタリバ設立の背景にある理念、学習プログラム「カタリ場」の実践と評価等を紹介しながら、「ナナメの関係」でのコミュニケーションを通じた主体性形成の過程について論じてきた。

どのような家庭や地域で生まれ育ったとしても、どの学校に通っていても、すべての高校生が平等に動機づけの機会を得られるような社会の実現を目指し、これからも試行錯誤を重ねていく必要を感じている。そこで現在、全国の高校生たちに「カタリ場」を提供できるよう、全国各地からの視察や学生インターンシップを受け入れ、研修などを実施し、

各地のNPO団体や行政等と連携をしながら、普及を図っている。

本稿のテーマである「自立の力とは」という問いにどこまで答えられたかはわからないが、高校生たちの「自立」への第一歩として、親や教師に過度に依存せず、自らの意思で進路選択をすることが重要だと考えている。その上で、高校生たちが将来にわたって真に自立の力を身につけるためには、「カタリ場」をきっかけとした意欲の喚起や動機づけに留まらず、自らの考えに基づいて実際に行動する段階へと着実に進むことも重要であると思う。そこで、そのためのプログラム開発や支援モデルの設計も、現在準備しているところである。

#### 参考文献

- ・野口裕二(2009)「ナラティブ・アプローチの展望」野口裕二編『ナラティブ・アプローチ』勁草書房。
- ・Rossiter, M. (1999) "Understanding Adult Development as Narrative," in Clark, M. C. & Caffarella, R. S. (eds.). *An Update on Adult Development Theory: New Ways of Thinking about the Life Course, New Directions for Adult & Continuing Education*, 84, Jossey-Bass.

#### キーワード：語り

NPOカタリバでは、語るという行為によって、高校生が内面に抱える問題を言語化・外在化し、大学生との対話を通じて自己肯定感を向上させ、その場で得た気づきを今後の行動へと反映させる学習プログラムを実践的に構築してきた。近年では、理論的にも、語りによる学習が注目を集めている。「語り」を活用したナラティブ・アプローチ(野口2009)は、医療・看護、介護、ビジネス、社会問題の解決など様々な場面で取り入れられている。このような「語り」による発達へのアプローチとしては、他者との相互行為の産物としてアイデンティティを理解し、主観的な発達過程として、自分についての語りを通じたアイデンティティ形成を重視している(Rossiter, 1999)。

## 特集 18歳からの旅立ちに向けて

総論：「自立」とは何か

# インケア児童の 自立支援の現状と課題 — 各種支援の包括的な位置づけと流れ



青山学院女子短期大学子ども学科 准教授

よこほりまさこ  
横堀昌子

### 1. はじめに～生きている証し

#### アリバイ

塔 和子

深い目で  
今日生きていたのかと問われると  
どうも生きてはいなかった  
ようなのです

では  
死んでいたのかと問われると  
どうも死んでもいなかった  
ようなのです

足跡を探しに出かけたけど  
どこにもなかった

ふと  
暗い庭を見ると  
洗濯物がひらひらしていて  
やっと今日のアリバイを  
思い出した

私はたしかに  
洗濯をして  
干したのでした

それは  
この洗濯物がわずかに  
証明してくれます

信頼する  
わたしの神様  
どうか  
生きていたのだという証明書を  
一枚だけ私にください

そうしないと私は  
この過剰な時代の中に  
埋もれてしまいそうなのです

(塔和子『塔和子全詩集』編集工房ノア 2006年所収)

これは、詩人、塔和子の作品である。多くの詩を出版、静かな共感を呼んでいる。ハンセン病元患者で国立療養所大島青松園在住の彼女のこの詩の世界には、人間の存在価値と、生きてどこかに居住し、

洗濯物を外に干すという生活の営みを日々継続できることの原初的な意味、そしてその背後にある体験から醸し出された思いの深さが広がっている。

一方で筆者は、この詩の余白に、いくつもの顔を

思い起こす。これまで施設養護と里親養育にかかわる中、出会いを与えられてきた多くの顔である。住み込み就職を前に「本当はそうしたくないんだ」と静かに告白し涙した子ども。養育の場を離れるときが近づき、自分が何に支えられてきたかを語った18歳。自分の意志で進路を決め、顔つきが変わった子ども。社会に出て、さまざまな「壁」をどう超えたらよいか相談に来る人。あまり顔を見せなくなった人。ジグザグに進みながらも家庭をもち、我が子の相談に来訪した親の顔。子ども時代の状態からは想像し得なかった、大人になってからの成長やしあわせのふくらみ。いくつもの人生が筆者の脳裏に浮かび、社会的養護実践と研究双方の課題を、彼女らから提示されていることに改めて気づく。

## 2. インケア体験者の語りや姿から

ほどなく還暦を迎える、ある児童養護施設でのケア体験者。昨年、その女性の語りをじっくり聴く機会が与えられた。子ども時代に施設生活を経験した彼女は、退所直後は多くの予測しない苦労や腑に落ちない「扱い」に出会ったようで、時折涙しながら、その時期のことをくり返し詳細に語った。その後、ある専門職として仕事をしながら家庭を形成。大変なことはありながらも安定した生活を送る。母親としても家庭に心を注ぎ、子どももすでに独立。施設生活と養育体験、その後をふり返り、子ども時代から降り積もった思いと歩みを、とつとつと言語化していくひととき。彼女の持ち前の知性や社会性、人間関係形成の力、施設での担当職員との出会い、よきパートナーを得たことが人生を前に推し進める原動力となったことがうかがえた。一人の人の刻んだ時間とライフヒストリーが筆者の前に広がった。

また、彼女の子どもの時代からはすでに変化を遂げている施設の状況、課題と、今も変わらずに残る

支援の課題の両方に気づかされる機会となった。

話も終わりに近づいた頃、彼女は筆者をじっと直視し、しみじみとこう言った。「親と離れて施設で生活した私たちは、努力しないと普通の生活ができないんだよ」。こうもつぶやく。「生涯の友だと本気で思えるようになった人に、子どもの頃自分が施設で生活していたことを話したら、結局相手がそのことを受けとめきれなくて、関係が変わってしまって、痛い目に遭った。この人なら大丈夫だろうと思って打ち明けたのだけれど…。だから結局、家族以外に自分の大事なことを心ゆるして話せて関係が継続している人は、たった一人かな」。人間関係のナイーブさ。社会的養護の元で育った人が出会うその時代と社会のスティグマ。彼女が努力してたどった道のりが縦断的にくみとれた、重みのある時間であった。

筆者は里親家庭の実子としても生きてきた。ともに成長を刻んだ姓の異なる「兄弟姉妹」の何人かとは、成長した今だからこそできるようになったやりとりを、細々と糸をつむぐように継続している。「いろいろあったけれど働けるようになり、給料をもらえるようになった」、「飛行機に乗り同僚と沖縄に社員旅行に行くなどということが自分にもできたから知らせたくて」「結婚生活が落ち着いた。おかげさまで」、「転勤で引っ越した」等、折々にくる便り。また、人によっては少ないであろう給料の中からも実直な物を送ってくれたりする姿に、まさにレジリエンシー(resiliency)を感じ、筆者自身が励まされ、照らされてきた。細く長く「糸」を保てていることの意味、人と社会につながって生きることが人間にもたらす力強さを確認させられる。

## 3. 「18歳自立」を問う意味とその背景

日本の施設でフィールドワークを行ったロジャー・グッドマン(2000、津崎訳：2006)は、「児童養

護施設の働きが成功したかどうかを判定する最も重要な目安は、退所後に子らがどうなるかということであろう」と述べている。社会的養護のインケアのもとにいる子どもたちの18歳という境界線。次なるライフステージへと連綿と続く旅立ちの道のりの支援、その後を歩んでいくプロセスにおいて必要な支援を考えることがなぜ必要か。

1997年児童福祉法改正により施設の設置目的の所々に「自立支援」の文字が入って以後、社会的養護の分野では、自立とは何か、自立支援とは何かについて議論と実践が重ねられてきた。自立援助ホームが「児童自立生活援助事業」として位置付けられたのもこのときである。自立支援計画書の作成も求められ「自立援助」「自立支援」の文字が動き出した。2004年法改正で児童養護施設の目的に「退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うこと」も加わり、退所後3年間の支援が義務付けられた。ただ、まだ財政的裏付けは充分とは言えない。日常のケアに追われがちな現場でアフターケアまで充分行われていない現状もある。障がいのある子どももいる。退所後支援が成り立つためには当事者と連絡が取れる関係の保持も当然必要である。15～19歳の子どもが働きながら共同生活をする自立援助ホームは「働く」ことが条件であるため、中卒や働けない状態の人、就労が不安定な人も多い中、支援提供のしにくさも抱えている。

厚生労働省は2010年度から、退所児童等アフターケア事業を実施し、国の施策を拡充しつつある。これは自治体が、すでに活動をしてきた団体を含めNPO法人等に委託するもので、東京都、鳥取県、石川県、大阪府、大阪市、堺市等で実施され始めた。例えば児童養護施設等での生活経験のある当事者が主体となって設立し2008年にNPO法人化した日向ぼっこも、2010年度から事業受託した。都内にサ

ロンを設け、一緒に食事して語り合ったり、社会的養護に関し意見を発信したりしてきている。

厚生労働省は、2011年7月の「社会的養護の課題と将来像」の中で、自立支援策の推進を強調し、被虐待等で家にいられない十代後半の子ども自らが主体となって利用する自己決定型の緊急避難先である民間の子どもシェルターに自立援助ホームを適用してその一類型とみなし、補助対象とした。2004年に初めて東京でカリヨン子どもセンターが開設して以後、シェルターは全国に広がりを見せている。

「自立」という文字をもう一度よく見ておきたい。「自分(の足)で立つ」と書く。他者との接点の中で、社会とのつながりの中で、自分と向き合いながら、それぞれの子どもがそれぞれのしあわせの形をみつけながら人間らしい暮らしを営む大人になれること。それがゴールと言えるだろう。

しかし今日、一般的にも子どもの社会的な自立は大きな課題となっている。中でもとくに社会的養護のもとで育つ子どもは、制度の枠により、18歳という「高校卒業」年齢で「自立」を求められる。近年では必要に応じ20歳までの措置延長の活用も促されるようになったが、現場レベルではまだ充分使われていない。そうした現状は、時として必要な支援のない状態、あるいは断ち切られた状態での「自立」を子どもに強いて、残念ながら、結果として多くの「孤立」も生み出してきた。大人が自ら選ぶ「孤独(solitude)」とは質の異なる、頼る人が実質おらず、支援を伴わない「孤立(isolation)」である。退所後の生活相談や奨学金、若者の雇用自体が厳しい中、困ったときのセーフティネット等、自立を応援するケアシステムはまだ弱い。伊藤嘉余子(2011)は、次の点を指摘する。児童養護施設退所者のアフターケアに関する先行研究は、18歳の満年齢措置解除の人たちのアフターケアに関する研究がほとん

どである。施設入所から里親委託となった人たちの自立に関する研究はあるが、18歳に達しない中途の年齢で家庭復帰した人たちの自立やアフターケアに関する研究は少ない。アフターケアをより広く捉える必要があるのではないかと。

“Fair Start”(フェア・スタート)と表現するように、どの子どもも一定の年齢に達したとき、ごくあたり前の生活を社会に生きる大人として送っていきけるように、子どもの権利保障の観点からも、私たち大人はアプローチを強める責任がある。養育の結果、社会で助けを求めることのできない“Silent Minority”(サイレント・マイノリティ)に子どもたちをおとしこんでいくのでは、およそ社会的養護の支援目標に到達しているとは言えないからである。

誰にも頼らないのが「自立」の形ではない。むしろ誰かに世話になる力は必要だ。しかし、現状がまだ一方的なベクトルで支援の構造から脱却させることが「自立支援」になっているなら、子どもたちのニーズや深い傷つきは置き去りのままだ。児童福祉法では18歳がひと区切りであるが、諸外国が20歳を過ぎた人たちの支援プログラムをもっているように、18歳を固い境界線とせず、18歳以後の要支援状態をまずは当事者からくみ上げ、課題を抽出し、改めて支援の形を議論し作っていくことが求められる。このことは、子ども家庭福祉の重要かつ喫緊の課題といえよう。

#### 4. インケア児童の自立とそのすそ野

##### (1) 地域での支援の必要性

2011年の厚生労働省の調査によると、2009年度末に中学校を卒業した児童養護施設入所児童の高校進学率は91.9%、専修学校等は2.6%で、だいぶのびてきた。せめて18歳までインケア保障を、との関係者の努力もこの数字を引き上げた。が、同年度

末に高校を卒業した入所児童のうち、大学進学率は13%である。里親委託児童は26.9%であり、少し高い。一方、全高卒者は54.3%で、まだ数字の開きがある。

また、児童養護施設から2004年度に高卒就職した子どものうち翌年度中に転職した子どもが31.4%いたこと(全国高卒離職率は24.9%)が全国児童養護施設協議会(2006)「児童養護施設入所児童の進路に関する調査報告書」で報告されている。離職や再就職の問題も続く。また、全国社会福祉協議会が実施した児童養護施設等を退所した人へのインタビュー調査報告書(2009)によれば、退所者は自立にあたり、経済面だけではなく、対人面や精神面において苦慮していることが指摘されている。

進学や就職等でライフチャンスが広がる子どももいる一方、病気や失業等で生活困窮に陥る若き世代には、前に進む方法が見つからず希望を失いがちな人もいる。そうした人たちを施設や里親等単体でなく地域ぐるみでどう支援したらよいか。保証人の問題も、インケアを離れた後2年までは負債の保障が制度的に整えられたが、その後の補償は充分でなく問題としてまだ残る。トラブルを乗り越えられなかったり、負債を抱えたり、抱えた問題が相談できないまま悪化したり、生活拠点を失い困窮状態に陥ったり、抜け出しにくい搾取の構造におちこんだり、性産業に就き望まない妊娠をし、シェルターや婦人保護施設にたどり着いたり、「18歳自立」のその時だけですまない生活課題が把握されている。

社会的養護から離れた子どもたちは、働く場を失うことが生活拠点を失うことと同義であることも多く、「転落」という表現をする関係者もいるように、なかなかよりよい条件の職場に身を置けず、選択肢の幅もせばまることが多い。連絡しづらく関係者とのつながりが切れていってしまうこともある。アフ

ターケアとしての就労支援の課題がここにある。

進学した場合も、初年度の学費等の保障のみでは経済的支援が充分でなく、就学していると生活保護は受給できないため、入学したものの続かないケースもある。一方、中卒では仕事が得にくい。東京都では再チャレンジホーム制度を導入したが、進学し直しの希望をもって難しい人もいる。人間関係がうまくいかず、仕事や家庭生活につまずく人もいる。また、自らが社会的養護を必要とした事情や背景が本人のものになっていない場合、納得できない気持ちや葛藤、自己否定の強さから、目標や生活が揺らぐ場合もある。現在、ライフストーリーワーク(LSW)の実践が展開を見せているが、インケアの中で生い立ちの整理をいつ誰がともにとどのように行うのかも、重要な課題である。自尊心の回復はどの人にとっても生きていくための「見えない柱」なのだから。

東京都の児童養護施設等退所者への調査(2011)では、インケアから離れた人たちが困ったとき「誰にも相談しなかった」(17%)という結果が出ていた。都は2012年度からすべての児童養護施設に自立支援コーディネーターを3年間で配置していくという。関係者が支援に乗り出してもいる。彼ら彼女らに親身に相談にのる、仕事を仲介する等の社会的サポートの実践のきざしである。

社会福祉法人子供の家が設立したアフターケア相談所「ゆずりは」(東京)では、どの施設で育った人の相談も受け付けている。弁護士らの協力を得て、自己破産や離婚の手続き、就労の不安定、アパート契約のトラブル、性的被害等の相談にのっている。

児童養護施設退所者支援のため、初の協同組合として設立した、千葉県若人自立支援機構の試みもある。県内児童養護施設10ヶ所と児童自立支援施設1ヶ所が加盟し、住宅支援、自立資金貸付(施設や職

員個人が貸すのではなく)、職業紹介、法律相談、奨学金やシェアルーム等の支援情報の提供等、各種支援情報の提供を手がけている。また、就職先確保のため地域への働きかけも始めたという。後方支援、自分の生い立ちを理解し雇用してくれる人がいる安心感。地域のネットワークで支える発想である。

## (2) 「社会的排除」の問題に取り組む働きから

NPO法人自立生活サポートセンターもやい、反貧困ネットワーク事務局長である湯浅誠が村長を務めた「年越し派遣村」(2008～2009)では、社会的養護経験者も多く身を寄せたという。また「もやい」で、児童養護施設で育った路上生活者で父親も路上生活者だった「ホームレス第二世代」の相談対応をした経験を湯浅(2008)は自著に書いている。彼はアマルティア・セン(2000)の主張から、「貧困はたんに所得の低さというよりも、基本的な潜在能力が奪われた状態と見られなければならない」と問う。

埼玉のNPO法人ほっとプラスの藤田孝典(2011)も、働く世代と向き合う相談援助の体験を通し、一般的にもセーフティネット(安全網)政策の弱いこと、働く世代(15～64歳)、特に若者に対する支援がきわめて限定的であり、彼らのおかれた立場に対する理解が乏しいこと、形だけ、あるいは条件付きの社会的包摂は意味がないことを指摘する。こうも言う。「にわか仕込みの就労支援や自立支援で自立につながるはずはない。自立支援とは、丁寧に当事者と寄り添い、信頼関係を醸成し、利用者が主体的にこれからの生活を考え、歩いていくお手伝いをさせていただくものである」と。生活保護制度利用に至る人の中にもさまざまな挫折感や辛苦を重ねて経験している人は多い。挫折感からの脱却や自尊心の回復、孤独感の解消には「大人」もまた時間が必要だ。社会的養護の元にいた子どもたちも含め、働く

世代であるからといってすぐに就労に適しているとも限らない。就労以前のケアが必要な人もいる。非正規雇用も多い状況下で就労と社会生活を安定させるには、困難さ満載の中でも誰かが当事者とともに希望につながる現実的な糸口をみつけていくこと、さまざまなつながりを回復していくことが必要だ。

こうした文脈においては、言わば「負の生活文化」や生活困難を負っていることの多い、社会的養護を必要とする子どもの実親支援の充実にも心を馳せる必要があるだろう。「社会的養護の再生産」「貧困の連鎖」等と言われてきた構造的課題も残る。生活福祉資金制度や都の自立援助促進事業制度等、社会資源につなげる支援も重要だ。

子どもが成長し力量が育ってくることで、関係の変化が生じる親子もいる。もちろん、それがそう簡単ではなく、実親とのやりとりが引き続き困難なまま続く場合もある。単に家族が再び生活をともにするだけでなく、ほどよい距離感をつかみ直し、子どもが実親との関係のあり方の整理を少しずつ進める「大きな意味での家族再統合」を目指すファミリー・ソーシャルワークの支援の中から、やっとな将来の希望が抱けるようになっていく子どももいる。実親からの支援やかかわりを期待する苦しみから子どもが解放されることで、自らの今後の目標がようやく持てる場合もある。18歳以後、子どもの支援に何らかのサポート力を発揮できる要素をもてる実親と、そうでない実親とがいるが、子どもに連なる存在としてかかわることも社会的養護の重要な側面であることを思い起こしたい。実親にもかかわれるよう施設の近隣に転居してもらい、家庭復帰した子どもの自立支援をサポートした実践事例もヒントである。

## 5. 「自立」の概念とインケア児童の自立支援の流れ

自立支援には、子どもが生活する施設とその職員

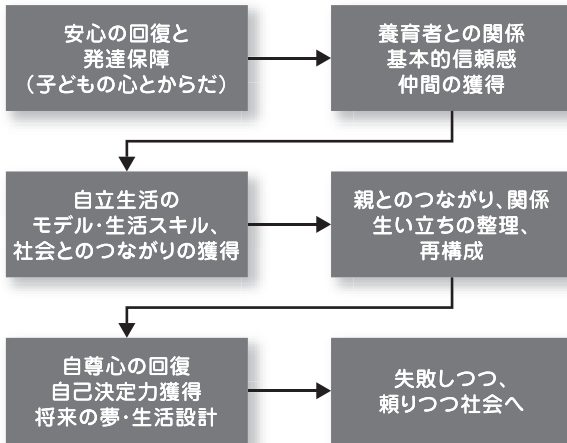
がどのような自立の概念をもつかが影響する。そもそも自立とは、あくまで他者に頼らずすべて自力で生きていくことではない。助けを求めることも大切な自立の力であり、社会性の発揮である。障がいのある子どもの支援も実質含まれていることから、概念の確認は必要である。それなしに、現状から目標に向かってはしごはかけられない。

厚生労働省(1998)は『児童自立支援ハンドブック』で、こう記述する。「児童の自立を支援していくとは、一人ひとりの児童が個性豊かでたくましく、思いやりのある人間として成長し、健全な社会人として自立した社会生活を営んでいけるよう、自主性や自発性、自ら判断し決定する力を育て、児童の特性と能力に応じて基本的な生活習慣や社会生活技術、就労習慣と社会規範を身につけ、総合的な生活力が習得できるよう支援していくことである」。

また2011年7月の「社会的養護の課題と将来像」で、同省は社会的養護の基本的動向として次のように「自立支援の充実」を打ち出した。「社会的養護の下で育った子どもも他の子どもたちとともに、社会への公平なスタートを切り、自立した社会人として生活できるようにすることが重要である。このため、自己肯定感を育み自分らしく生きる力、他者を尊重し共生していく力、生活スキル、社会的スキルの獲得など、ひとりの人間として生きていく基本的な力を育む養育を行う必要がある。また、施設退所後の相談支援(アフターケア)の充実が必要である」。ならば、アフターケア計画が必要だ。

これまで狭義の自立支援は、施設退所前から退所後の時期に特化した、中高生の社会的自立に向けての準備(リービングケア)からアフターケアに至るまでの生活援助を指してきた。一方、広義の自立支援は、インケア・リービングケア・アフターケアに至るまで、日常の生活の中でいかに自立に向けて体

### 自立に向けて何を育むか



(横堀昌子作成、2012)

験を積み重ねるかに観点を置いた、ケア全体を覆う考え方、つまり、入所が決まったその日から自立支援は始まる、毎日の中にあるという捉え方である。

とくに広義に基づけば、インケアが自立生活に結びつき、社会に通用する暮らしとなっているか、社会参加にあたり、生活そのものが子ども自身の社会性、主体性、自己決定を保障する生活になっているかの点検が必要になる。例えば生活の中のルールは子どもとともに作ったものであるか、それは社会のルールに通じるものであるか、大人による表面的な管理でなくその意味を子どもが把握し納得しているか、大人だけで策定した支援計画が子ども自身の上を通り過ぎていないか等である。林浩康(2009)も、そもそも自立支援計画の中に「本来的に重要な子どもの語り」が入っているのかと指摘する。支援のあらゆる局面における当事者参加のプロセスとあわせて、今後さらに丁寧に検討し進める必要がある。

社会的養護のインケアの間のできる支援として、それぞれの場でこれまで自立支援プログラムに取り組んできている。「自立訓練」と呼んだ時代もあったが、特にひとり暮らしのワンルームを模した生活

空間で、一定期間一人で生活を形作って過ごしてみる体験プログラムを計画し、子どもの力量や意識を高める取り組みもなされている。また、高校生を中心とした横割りのグループホームを構成、とくに自立支援の内容を生活に入れこんだ実践もある。また、インケアの間にアルバイトを体験し人とかかわる経験を得たり、自分で得たお金を貯金したり使ったりするなど具体的な体験を積めるよう、自立支援計画ともあわせて展開してきている。また、費用が出なくなった塾の利用による進学促進、免許・資格取得の支援、卒園生の会を開催し社会人の話を入所児が聞く機会を設ける等、日常生活の中に自立支援の要素を盛り込む取り組みも重ねられてきた。

一方、社会では生活の「応用編」がスタートする。思いもかけない出来事や、トラブルに遭遇することの繰り返しである。困ったとき、絶望したくなるときに、頼りたい「誰か」や駆け込みたい「場」が浮かぶ子どもは、インケア時代のよき依存関係を思い返すなどし、自分から助けを求めることができる。その際、誰かの力を借りる社会性、自分の思いを伝え、誰かとつながれるコミュニケーション、誰かとつながっていていいのだと思える安心感、自分を大事な存在と思える自尊感情、これらが自立の前提、土台として必要である。中でも、厳しい体験や家族や地域との分離・分断をインケアにつながる以前から経験してきた子どもたちには、思いきり自分を受けとめ、安心して依存できる養育者との「関係性の原体験」や、助けを求めてよいと感じられる安心感、ときに間違ふことはあっても人としての存在を否定せず見離さない、可能性を信じて放り出さない「重要な他者」との信頼感が根づいていることが肝要だ。それがあつての将来の模索である。

人間関係の修復と新たな関係モデルの体得は、子どもの将来の内的資源となる。村井美紀(2002)は

言う。「自立援助とは、相手の『主体性の保障』をもっぱら行う援助である。そこでは最初に大人との信頼関係が必要とされ、それは彼らに『居心地のいい場所』（『心の安全基地』）を提供するなかでつくられていくという方程式が成り立つ。その上で相手が決断するまで『待ち』、そしてその決断を『尊重』し、さらに相手が失敗を通して学び成長することを『見守る』ことが自立援助だといえる」と。自立は自律を伴う。他者とのやりとりはどの人にも必要な社会との接点である。子どもへのケアは、養育にかかわる者がどれだけの社会性と人としての総合力をもっているかを問う。インケアの質をふり返りたい。

## 6. 各種支援の流れと今後の課題

### (1) 当事者団体による活動の意義

1989年の子どもの権利条約国連採択の後、1990年代初頭に、高橋重宏によってカナダの子どもの権利ノート取り組みがわが国に紹介されて以来、子ども自身への情報提供や説明、子どもの声に耳を傾ける支援や活動、さまざまな場での子どもの“Speak Out”、当事者団体によるピアサポート活動等が、行きつ戻りつしながら進んできた。近年、社会的養護経験者によるセルフ・ヘルプ・グループと言える当事者活動が広がりを見せている。日本では1980年代末に「養護児童の声」運動の日本版ともいえる全国児童養護施設高校生交流会が開始されたが、議論の末、あいにく根付くには至らなかった。

日本における当事者団体として最も長い歴史があるのは、CVV (Children's Views and Voices) である。CVVは、大阪の児童養護施設の子どもたちが、カナダの当事者組織であるPARC (Pape Adolescent Resource Centre)を訪れたことを契機に、同じ方向性を志向して2001年に発足した。児童養護施設の中高生や、退所した人たちの居場所活動を通し、

参加者が安心でき、人とのつながりを実感しエンパワメントされる場でありたいと活動している。CVVに続き東京の日向ぼっこ(2006年3月)、千葉のこもれび(2008年6月)、名古屋のなごやかサポートみらい(2008年9月)、鳥取のひだまり(2008年10月、その後レインボーズに名称変更)、栃木のだいじ家(2010年1月)が立ち上がっている。2010年4月にはこれらのグループと朝日新聞厚生文化事業団により、社会的養護の当事者グループ全国ネットワーク「こどもっと」が結成された。ピアサポート組織としての運営をどのグループも模索中で、当事者の声を社会が聴き対話していくためにも、活動の発展が期待される。そのためには周囲の大人主導にはしない「寄り添う支援」のあり方をみつける課題がある。

2011年7月にカナダのプリティッシュ・コロンビア州で開催されたIFCO (International Foster Care Organization)の大会でも、CVVのユース二人が活動報告と問題提起を行い、日本の社会的養護の中で感じてきたことや活動を通して得たことを当事者発の立場で発信し、各国参加者からの反響を得た。同年4月にはSOS子どもの村インターナショナル(国際本部)が主催しチェコのプラハで行われた国際会議“Quality in Alternative Care”に、里親家庭で育った学生が選出され16歳から25歳までのユースのカンファレンスに参加する等、国際的なプログラムにも日本のユースが参加し始めている。

さて社会的養護の子どもたちの自立支援にと、インフォーマルなものも含め、サポートティブな取り組みや社会資源が登場している。整理しておきたい。

奨学金や進学支援も少しずつ増えてきた。資生堂社会福祉事業財団では、大学側の支援と連携した奨学金の体制を作っている。また「18歳の春」を迎える子どもたちのイベントを社員とともに開催、別の企業から贈られたスーツを着て、子どもたちは参

加する。自分をセルフケアすることも体験し、仲間を得、「ちょっと先輩」と語り合い、巣立っていく。

また各地で自立のためのハンドブックづくりや具体的で現実的な生活スキルの体得や仲間づくりを含むプログラムが実施されている。社会生活を営むうえで必要な情報提供、電話等での相談援助、就労支援等も社会資源を活かして展開され始めている。NPO法人ほか民間団体による自立支援プログラムや企業による支援も定着を見せてきた。巣立つ日にと、18歳へのスーツや物品の寄贈等も企業の社会貢献(CSR)の流れを受け、多様に行われている。

また、施設入所児に学習支援や自立支援プログラムを提供するNPO法人、児童養護施設の子どもと中小企業のマッチングを行う目的で起業した株式会社も登場した。社会的養護関係者が地域をまきこんでNPO法人を作り組織化する等、「巣立った人たち」の居場所づくりの動きも各地にある。このように多様な提供主体が登場し始めたからこそ、それぞれの場であって、支援になり得る確かで息の長い支援内容や方法の創出、何よりもそのための当事者・関係者との対話、つながりを活かす連携力が必要だ。

子どもたちが人間として守られ、この分野の関係者だけでなく社会からも大切にされる「社会」的養護の仕組みは、さらに真剣に開発されなくてはならない。関係者の知恵の結集と自立支援費の充実、人間関係のセーフティネット作りを含めた、子どもたちからの信頼に足る持続可能な18歳以後の支援の整備、寄り添っていく支援の具体化が今後も望まれる。インケアのもとから私たちが社会に送るすべての子どもたちが、決して社会からの排除ではなく、社会を構成する大切な一人の大人として、いかなるときも人として頭を上げ、今日のいのちを明日につないでいけるように。それぞれの生きている証しを、光のあたる方向に刻んでいけるように。

#### 引用・参考文献

- 厚生労働省児童家庭局家庭福祉課監修(1998)『児童自立支援ハンドブック』
- ロジャー・グッドマン(2000)、津崎哲雄訳(2006)『日本の児童養護～児童養護学への招待』明石書店
- 村井美紀他(2002)『虐待を受けた子どもへの自立支援～福祉実践からの提言』中央法規
- 湯浅誠(2008)『反貧困～「すべり台社会」からの脱却』岩波新書
- 林浩康(2009)『子どもと福祉～子ども・家庭支援論』福村出版
- 全国社会福祉協議会(2009)『子どもの育みの本質と実践～社会的養護を必要とする児童の発達・養育過程におけるケアと自立支援の拡充のための調査研究事業 調査報告書』
- 横堀昌子(2010)「子どもの権利保障と、子どもと大人のパートナーシップのために」、全国児童養護施設協議会『季刊児童養護』創刊40周年記念誌
- (財)全国里親会(2011)『里親だより』89号
- 伊藤嘉余子(2011)「児童養護施設退所者へのアフターケアの現状と課題～施設職員へのアンケート調査結果からの分析」、日本社会福祉学会第59回全国大会
- 西田芳正編著(2011)『児童養護施設と社会的排除～家族依存社会の臨界』解放出版社
- 谷口由希子(2011)『児童養護施設の子どもたちの生活過程～子どもたちはなぜ排除状態から脱け出せないのか』明石書店
- 西網覚雄(2011)「児童養護施設の退所者の自立を地域で支援しよう」、藤田孝典(2011)「働く世代への積極的な生活保護制度の適用と自立支援のすすめ」、『社会福祉セミナー』NHK出版
- 横堀昌子(2011)「自立が難しい子ども、障害をもつ子どもの自立支援～横堀ホームの実践をふまえて」、『里親と子ども』第6号、明石書店

#### キーワード：レジリエンシー (resiliency)

生態学由来の概念。困難な状況にもかかわらずうまく適応出来る力、困難な環境を生きのびる柔軟な能力のことをレジリエンス(resilience)、もしくはレジリエンシー(resiliency)と表現する。人と出来事と環境の相互作用に着目したハーベイ(Harvey)の研究ほか先行研究も多い。ネガティブ、あるいは苦痛な経験をした場合、自尊心が高い人は低い人よりメンタルな回復力が高いことも明らかにされている。

## 特集 18歳からの旅立ちに向けて

旅立ちへの助走：18歳までの支援

# 児童養護施設における ライフストーリーワークの 取り組み



ながのりょうこ  
社会福祉法人 阪南福祉事業会 児童養護施設「あおぞら」 施設長 永野良子

皆さんは、何人の方から「～ちゃん」と呼ばれていますか？小さい頃、私は家族、親類、近所、友人など、たくさんの人から「良ちゃん」と呼ばれていました。ところが年を重ねるうちに、固有名詞ではなく「おばちゃん」「奥さん」「先生」などと、一般名詞で呼ばれることの方が多くなっています。自分が中身でなく外面で呼ばれているような気がしてあまりうれしくありません。ところが、久しぶりに、同級生と会って「良ちゃん」と呼ばれた時のなんともうれしいこと。“私のことを絶対好きに決まっている人”と思い、わがままを言って、無理なことを頼んだり、ふざけたり、真剣に悩みごとなどを聞いては、何とかしてあげたくなくなってしまいます。

なぜでしょう？小さい頃の自分を知っている人は、私たちに特別な喜びを与えてくれます。そして、自分も覚えていない小さい頃のエピソードを聞くのが大好きです。同じ話を何度も繰り返しては、笑ってしまいます。子どもの頃の自分が、私の『中身』なのです。私たちは、子どもの頃の自分をいつでもどこかに感じながら、今を生きているのです。幼児期のアタッチメントが、大脳辺縁系を育て、感情を豊かにし、個性をつくります。子どものころの環境が考え方のテンプレートをつくるのです。

さて、施設で生活をする子どもたちはどうでしょうか。自分の幼児期の環境がどうであったか、生い

立ちや施設への入所理由について、どれだけ知っているでしょうか。小学校の授業で、「自分の名前をどんな理由で誰が名づけたのか調べなさい」や、「赤ちゃんの頃の写真を持ってきなさい」という課題があります。自分の命の大切さを学ぶ大事な授業です。でも、施設の子どもたちにとっては、つらい授業でもあります。その部分にあまり時間をかけないようにさらっと流してもらうよう、学校の先生にお願いしたこともありました。つらい過去を思い出させ、親と一緒に暮らせない自分のことをつまらない存在とってしまうのではないかと、生い立ちについては封印しようとしていました。真実を知った子どもが不安定な状態に陥ることを恐れて、あいまいにしていたのかもしれない。

しかし、自分がどんな親から生まれ、どうして家族から離れて施設で生活しているか、家族に何が起こったのかを知らないで育つことは、自分のアイデンティティの確立がしづらく、誰ともつながっていない帰属感のなさや空虚感を生み出してしまいます。子どもは自分らしく生きるため、自分が誰から生まれ、どういう事情で親から離されたのかを知る権利があるのです。子どもの権利条約第7条では、自分の親が誰であるか知る権利が、第8条では、自分のアイデンティティを保持する権利が保障されています。

イギリスのBAAF(養子縁組・里親委託協会)は、

施設や里親宅で暮らす子どもたちに対して、信頼できる大人のサポートのもと『ライフストーリーブック』を作成することを含む『ライフストーリーワーク』(LSW)を実践することにより、過去を取り戻し、現在を理解・納得し、未来に生きる力を得るよう支援しています。1989年イギリスで、親元から分離された子どもは、すべてLSWを実施しなければならないという法律(日本の児童福祉法にあたる)が創設されました。

日本では、帝塚山大学の才村眞理教授を中心に、大阪の児童相談所や児童施設の援助者らによる大阪ライフストーリー研究会が『ライフストーリーブック』(才村眞理編著2010福村出版)を作成しました。LSWとは「真実を子どもの人生に組み込む作業であり、信頼できる大人(児童福祉司や児童心理司、施設職員等)は、子どもと一緒に会いたい人に会いに行ったり、知らなかった真実を告知し、そのことに対する感情を整理し、子どもの過去・現在・未来をつなぐ作業をするもの」と定義されています(才村ほか前掲書)。

私たちの施設でも、LSWを実践することになりました。子どものレディネス(一定の知識・経験・身体などが出来上がっている状態)とタイムリネス(好機を見極めること)を勘案しながら注意深く、少しずつ、点滴のように進めていきます。

以下は、本園の入所児童AのLSWの報告です。Aは2歳から施設生活をし、親からの連絡は一切なく、養子縁組も含め里親の支援を求めています。小3の時にLSWを実施しました。

.....  
 取り組むきっかけとなったのは、施設職員との『お茶会』(当園では月1回子どもと担当職員が1対1で個別面談をしている)や児童相談所のケースワーカーとの面会時に、母への思いを口にしたり、自分

の生い立ちについて知りたがるが増えたからである。「お母さんはどこにいるの?」「電話して声を聞いてみたい。」「なんで会いに来てくれないの?」「いっしょに暮らしたい。」「お母さんの写真がほしい。」「私はどこで生まれたの?」…。

こんなことを考えていたとは普段の生活からは全く想像もつかず、驚かされた。Aのように物心つかつかないかで施設生活を余儀なくされた子どもたちにとってみれば、当然の思いで、年齢を重ねるごとにその思いを募らせていったのだろうと考えると、一刻も早くそのモヤモヤを解決してあげたいとの思いに駆られた。その一方で、Aの家庭事情を考えると、Aの期待に沿うような答えは望めず、真実を伝えることでAにどのような影響を及ぼすのかが気がかりであった。しかし、自分について何も知らないという不安をいつまでも抱えるより、どんな過酷な真実であっても知っているという安心感が自身の存在価値を高めるのではないかと考えた。また、これ以上Aに期待を持たせてもいけない。不運にも家族とは離れて暮らしているが、Aの周りにはたくさんさんの大人がおり、みんながAを大事に思い、見守り、応援している、その思いはこの先もずっと変わらないというメッセージを伝えるためにもワークの実施は不可欠だと考えた。

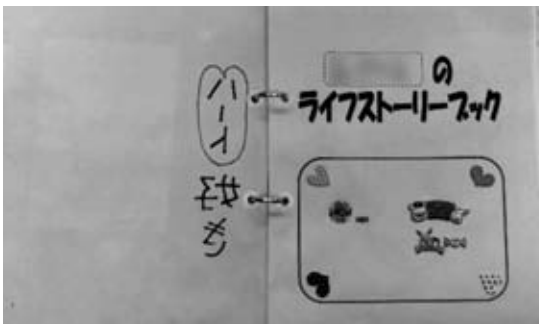
導入として、Aが知りたがっている母のこと、生まれてからのことをいっしょに振り返りながら、一冊のブックを作ってみないかとワークの実施を伝える。その時のAの反応は、ブックを作成することよりも、定期的にケースワーカーと会えることをとても喜んでいるようだった。つまりは、大人との個別の関わりを求めていたのである。

ブックは13の項目で構成されているが、すべてを行うわけではない。その子どもの年齢や生活、事情を考慮し、どの項目を行うべきかを見極める。A

の場合は、4つの項目をピックアップし、月2回のペースで全8回行った。ワークの実施はケースワーカーが主体となって行い、施設職員は真実告知により心が揺らぐであろうAを日常生活の中で支えるという役割を受け持つ。ケースワーカーとAとの間で、完成するまでは誰にも披露しないと約束していたこともあり、ケースワーカーは決してその日のワークの内容を我々に話さない。そのため、ブックができ上がっていく様子はほとんど知ることはできず、送迎する車中でAがついポロッと話してしまう内容で想像するしかなかった。そして、時折ケースワーカーからの電話でワーク中の本児の様子を知るだけであった。

Aは大人とのかかわりを欲し、真面目な性格から大人の言うことをまっすぐに受け止める。その年の小学校の担任教諭はとてもきれいな字を書く人で、子どもたちにも「字は心(字にはその人の心が表われる)」と常々話をしていた。その影響で、Aも字を丁寧に書くようになり、またその字に自信を持っていた。自分で書き込み、ブックを作り上げていくこのワークも出だしは完璧なまでにきれいな字で始まる。また、Aはとてもおしゃれでいつも髪型も服もかわいらしくきめていた。そんなAらしく、ブックは中も外もかわいらしいシールできらびやかに装飾されている。字も色を変えるなどとてもカラフ

#### Aのライフストーリーブック



おしゃれなAらしくきれいに飾られている

ルである。完璧を求める性格で、せっかくお気に入りのペンで書き込んだにもかかわらず、裏写りしてしまったことで機嫌を損ねたこともあったという。

ワークは今の自分の思いや気持ちを表出させることから始まる。やはり「早くお母さんに会いたい。」という言葉が挙がるなか、里親さん(家庭生活体験事業で週末里親を利用している)や退職していった施設職員への思いも挙げられる。かと思えば、「おなががすいたな」「早くクリスマスになってほしいな」というかわいらしい言葉も書き込まれている。今の自分を絵で表現したり、好きなお友達の名前や好きな歌の歌詞の記入もあり、そのころは、迎えに行っても表情もよく、口も滑らかで次回を楽しみにしていた。しかし、徐々に核心に触れていくにつれて、表情は暗くなり、車に乗り込むなり「疲れた」とため息をつくようになる。

Aが最初に衝撃を受けたのは、母子手帳の母の筆跡である。母子手帳の記録は、母がAの誕生を心待ちにしている様子から産後もAを大切に思う様子までがとてもよく分かるプラス材料である。母の筆跡に触れ、感動したことは間違いないが、その字が丸字であったことに愕然としたというのである。担任教諭の教えに則ると、丸字など許されない。また、飲酒・喫煙しているとの記載に対しては、ショックのあまり机に突っ伏し、しばらく起き上がらなかったという。Aの周りに飲酒・喫煙する大人はいない。施設職員や教員は、仕事としてAと向き合っている以上、絶対にあり得ない行為なのである。大人とのかかわりが仕事上の付き合いとは、施設育ち特有の寂しさであるわけだが、そのために飲酒も喫煙もイメージはまったく湧かず、悪と決め込んでいたのだろう。そして、自分の母親は決してそのような人ではないと理想像を勝手に膨らましていたのだろう。帰りの車中でもそのショックは隠しきれず、

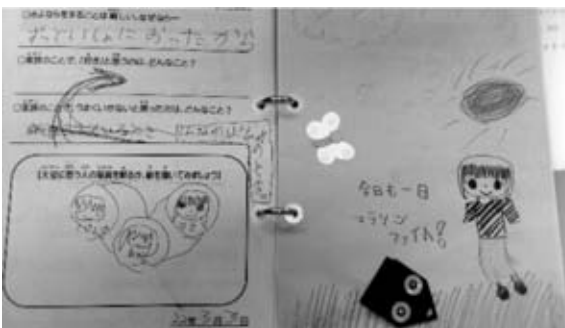
思わず口にしていた。「そうかあ」と悲しく思った気持ちをいったん受容するとともに、Aが母への感情を害することのないように努めた。なんとも真面目なAらしいエピソードであるが、母からのプラスのメッセージも受け取り方は子どもそれぞれで違うのだということを改めて知らされた。

母子手帳のほか小さい頃を振り返る材料となったのは、幼児期に面倒を見ていた施設職員からの話である。直接会って話をしたり、手紙を送ってくれたりした。思わずほほえんでしまうようなエピソードがいっぱいで、どの人の言葉にも愛情がたっぷり感じられる。Aの表情も一気に和らぐ。こんなにも自分のことを思ってくれている人がいると少しでも感じてくれたらいいなと期待するばかりである。

いよいよ家族のことに話が及ぶ。その衝撃は計り知れない。両親の離婚や兄弟の発覚、母の再婚。たった8歳の少女が抱え込める内容とは到底思えないが、Aが一番知りたがっていた情報である以上、望まない内容であっても告知は必要だった。ケースワーカーより話を聞くだけでも気分が滅入るところだが、このワークはブックを作るという作業であるため、家族の相関図や聞き取った内容を一生懸命書き込んでいる。特に、家族といっしょに生活できない理由について書き込むページは、だんだんと字がゆがみ、乱れていく様がよくわかる。とてもAの字

とは思えないほどで、心の揺れ動きが手に取るようにわかる。このころになると、ただ「びっくりした。」と言うばかり。それ以外に言葉が見つからないのだろう。Aに限らず、大人であったとしても同じ表現ををすると思う。ワークへ向かう足取りは重くなり、車中での会話もめっきり減る。次は何を知らされるのかという不安な気持ちと、でも知りたいと思う気持ちが交錯していたのだろう。生活場面では、ちょっとしたことにも傷つきやすく、涙もろくなる。また、「どうせ、できへんもん」と投げやりになることも多々あった。もともとは、片付けが苦手だったにもかかわらず、努力で趣味化させていたAだが、その気力もすっかりなくなり、居室は乱れ、共有スペースにもAの私物がよく散乱していた。職員に対して反抗的な態度をとることも増え、職員はAに対し重苦しさまで感じるようになる。このようなAの言動がワークの影響であることは明白である。実施を決断したときから職員全員でAを支えたと申し合わせていた。しかし、支えるとはどういうことなのかがわからなくなってしまった。ワークの影響だから仕方がないと何でも受容してしまいがちになり、ぶれが生じ始めた。それがまた私たち職員を苦しめる形になった。話し合いを重ね、そうではなく、間違いは間違いだときちんと指摘をし、その後のフォローをしっかりと行おうと援助者側の支援方法を統一した。無理のない範囲で、スキンシップを増やし、片付けや苦手な算数の宿題にも泣いても拗ねても徹底的につき合った。どれだけ荒れてもAを拒絶したりせず、気持ちをしっかり受け止めること。しかし、事の善悪やしなくてはいけない課題や規則正しい生活については、ワークと関係なく指導することを援助者全員で確認した。

ワークの終盤は、再び過去から現在に戻る。荒れ狂った嵐は徐々に静まり、落ち着きを取り戻していつ



家族といっしょに生活できない理由を書き込むページでAの字は乱れた

た。それはやはり絵や字にも表れていた。今の自分にとって大切な人たちとして、ケアワーカーや友達の名前を挙げ、笑顔の絵が目立つ。それでも、最後にAが書き記した言葉は、「お母さん忘れへん」であった。

このワークをしたからといって、状況が変わるわけではない。希望を打ち砕かれ、悲しい思いも味わった。しかし、形として残せたことでこの先もずっとAの『お守り』的存在として、生きる糧となってくれると考える。現に、2年経った今でもブックは机の引き出しの奥へ丁寧にしまわれ、ときどき読み返している姿も目にする。

ブックを片手にAの生まれた町や病院を訪ねた。短期間ではあったが、母とともに暮らした家にも足を運び、その家の前で写真を撮った。ブックは完成することはなく、これから先もA自身が大人といっしょに作り続けていくものだと改めて感じた。Aの力強く生きていく様にしっかりと寄り添い、応援していきたい。

※個人情報保護のため、内容の一部を脚色しています

LSWで最も大切なことは、つらい過去であろうと真実を知ること。そして、その過去を自分なりに納得することです。そして、信頼できる大人の助けを借り、自分で乗り越え、未来を明るいものにする勇気を持つことです。自分が悪かったのではない。けれども、自分が乗り越えなければならないという現実を見つめることです。

お正月には、たくさんの卒園生が帰ってきます。小学生の時母を亡くしたHは、母の死をずっと自分のせいだと思っていました。発作に気付かなかったからです。でも、今は、「親がいなくて寂しかった

#### 生まれた病院を訪ねて



#### 住んでいたマンションを訪ねて



けど、今となっては介護の心配せんでええし、転勤もOKや」と言います。家出をした母を40歳を過ぎた今も探しているRもいます。「お母ちゃんも女やからなあ。ゆっくり話したいなあ」と言います。高校で恋愛をして結婚したKは、「施設におったから高校に行けた。高校に行ったから彼と出会って結婚できた。おかげさまや」とうれしそうに言ってくれました。皆、自分の過去を整理し、地に足の着いた生活を送っています。



卒園生といっしょに

一方、卒園以来顔を見せないTに、遊びにおいでと電話した時、「会いたくない」と言われ、ショックを受けました。まだ、自分の人生としっかり向き合っていないようです。でも、誰かのせいにするのではなく自分で人生を切り開いていく力を持っていることを信じています。子どもの頃のやんちゃな笑顔を知っている私に、甘えて言った言葉かもしれません。

先日、問題行動の指導中に「おれ、普通の家に生まれたかった」と中2のBが言いました。問題行動を施設で生活しているせいにして、すねているのではないと思いました。常に彼の頭の中に、納得のいかないこととして渦巻いているのだと思います。ここに居る間にいっぱい失敗して、いっぱい悩んで、いっぱい苦しんで、それでも自分を愛せる、自分の力を信じ、周りの愛を受け入れられるようになってほしいと願います。

過去は変えられませんが、記憶は変えられます。LSWによって、つらい過去をすこしでも肯定的な記憶に変えられたらと願います。そして、今の自分に自信を持ち、居場所に感謝できるように支援したいと思います。

多くの人からの『愛の貯金』を胸に、自信と勇気

を杖にして未来に旅立って行ってほしいと思います。

#### 参考

『ライフストーリーブック』才村真理 編著 2010 福村出版

#### キーワード：ライフストーリーブック

生まれた親から離れて生活する子どもたちのために、自身の生い立ちを整理するため、生まれてからの歴史を知り、生みの親は誰でもどういう理由により親から離れなければならなかったのか等の真実を知り、自分は悪くなかった等知ることにより、子どもがアイデンティティを気づくために行うライフストーリーワークで使うブック。

##### ブックの項目

- ① わたしについて知っていること
- ② わたしの健康
- ③ わたしの生まれた家族
- ④ 生みの親と家族に連絡をとる
- ⑤ 地図と移動
- ⑥ わたしの考えと気持ち
- ⑦ 特別な思い出
- ⑧ 今のわたしについて
- ⑨ わたしの学校
- ⑩ わたしとわたしのからだ
- ⑪ わたしの生まれたところと今すんでいるところ
- ⑫ わたしのある一週間の生活
- ⑬ 未来

以上13項目と「役に立つ住所と電話番号」から成っている。

## 特集 18歳からの旅立ちに向けて

旅立ちへの助走：18歳までの支援

# 子どもの歩みをつなげる 養育・支援



かわじり けい  
河尻 恵

—「育てノート」「育ちアルバム」の役割

国立武蔵野学院 調整係長

### 1. はじめに

社会的養護のもとで生活している子どもたちの多くは、家庭内環境の変化（親の離婚・再婚、親権者の変更など）や家庭外環境の変化（施設入所や里親委託措置、一時保護、措置変更など）を多く体験している。

これらの子どもにとってその変化は、新しいものを得るよりもむしろ大切なものを失い、期待よりも不安や諦めを、喜びよりも怒りや淋しさをもたらすようなマイナスの変化であることが大半であると言っても過言ではない。

子どもがこれまでに歩いてきた道すじを振り返ったとき、自分の誕生さえ見渡すことのできない、途切れ途切れの道がぼんやりと見えるだけ…。

このような子どもは、思春期に達し自分で自分の存在を問うたときに、生い立ちを否定的に捉え、自尊心を高めることができない。さらにこのことは、児童福祉の枠を超える18歳（または成人）以降、社会に旅立った後にも重くのしかかることになる。

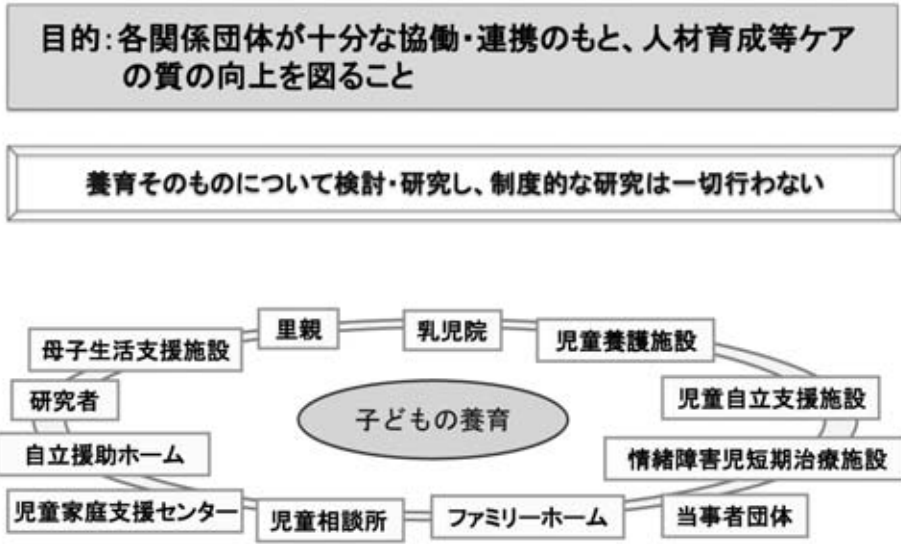
### 〈図1〉「育てノート」



社会的養護に関わる養育者（以下、養育者という）には、子どもの途切れ途切れの道すじを、前向きな未来への道程としてつなげていく役割と責任がある。

ここに紹介する、「社会的養護における「育ち」「育て」を考える研究会」において作成した「育てノート」（図1）や、現在（平成23年度）検討している「育ちアルバム」により、子どものつながりのある育ち・育てが、より具体的に実現することを期待

〈図2〉社会的養護における「育ち」「育て」を考える研究会



している。

## 2. 「社会的養護における「育ち」「育て」を考える研究会」の設置について

現在の社会的養護の課題の一つに、種別間の連携不足が挙げられる。特に施設と里親の連携については、相互に不信感を抱いている場合さえある。施設から里親、里親から施設への措置変更を経験する子どもが少なくないにも関わらず、養育者同士の連携が不十分であることは、子どもに何らかの悪影響を与える可能性がある。

子どもの多様なニーズに対応できる、養育の質の向上が求められている現在、社会的養護において共通した養育理念のもとで人材育成を図り、連携を図りながら、社会的養護全体の専門性を促進させることが何よりも子どもの幸せにつながると言える。

このような状況を踏まえ、社会的養護関係者が一堂に会し、社会的養護のもとで暮らすすべての子どものつながりのある育ち・育てを目指すことを目標として、平成22年1月に「社会的養護における

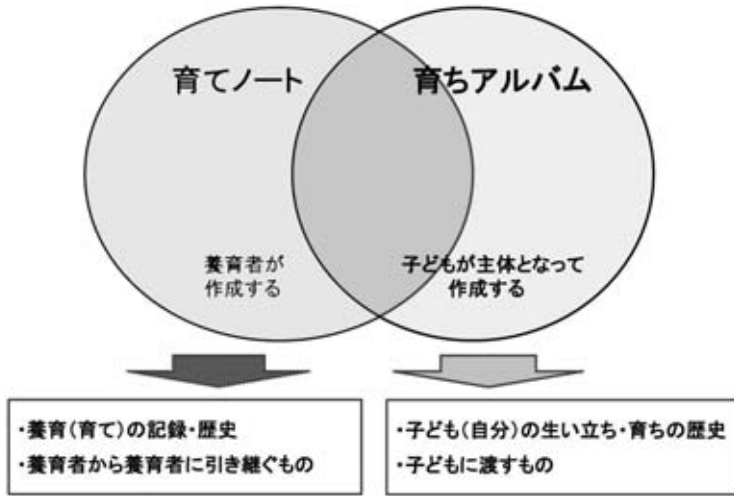
「育ち」「育て」を考える研究会」を国立武蔵野学院に設置した(図2)。本研究会は、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、児童自立支援施設といった施設や、里親、ファミリーホーム、自立援助ホーム、また児童相談所、児童家庭支援センターといった相談機関、さらには当事者団体といったあらゆる関係機関から1名ずつと学識者を加え、15名の委員と1名のオブザーバー(厚生労働省児童福祉専門官)で構成されており、毎年度研究テーマを設定し、検討、研究を行うこととした。

第1回目の本研究会開催時に、事務局から以下のようなことを申し上げている。

「この研究会では、種別を超えて、子どもの養育論そのものについて、議論をしていただきたい。したがって、他の種別とのよりよい連携を図ること、制度や予算について検討する場ではないということを理解し、約束していただきたい」。

つまり、ここで紹介する「育てノート」「育ちアルバム」は、施設や里親など種別の異なる各委員の

〈図3〉「育てノート」と「育ちアルバム」



方々が同じテーブルを囲み、制度や予算に関係なく、今、社会的養護のもとで暮らしているすべての子どもの生活と未来を安心して豊かなものにするために、熱心な議論を重ねた結果の一つであるということを示し上げておきたい。

### 3. 養育者の育ての記録「育てノート」と、 子どもの育ちの歴史「育ちアルバム」

これまで述べてきた経緯を踏まえ、つながりのある育ち・育ての保障を目指して、本研究会においてまず平成22年度は、養育者の育ての記録である「育てノート」を作成することとした。

児童相談所の児童記録等の記録や、施設や里親等において作成される行動記録や養育記録、自立支援計画票は、子ども自身が必要とする記録としては不十分であり、また養育者にとっても十分なものとは言い難い。児童相談所の記録は子どものケースワークのためのものであり、措置や支援の方向性を検討するための情報の一つであると言える。また、施設等の記録は、子どもの生活状況を客観的に捉え、成長や課題を記録するが、これらの記録は、子どもの

状態や家庭の状況等の課題や問題といった、ネガティブな内容がどうしても多くなりがちである。例えば、子どもの持つ発達上の課題や行動上の問題など子どもにとってマイナスの変化や、家庭における保護者の虐待の状況や離婚、離別などである。

施設のケア・ワーカーや里親などの養育者にとっては、このようなネガティブな内容だけでなく、子どものストレンクスを発見できるようなポジティブな内容が必要である。このような内容を記録し、措置変更等があっても、養育者から養育者に引き継いでいくものが「育てノート」である。

「育てノート」は、養育記録や生活記録だけではなく、その子どもの成育の過程での重要なエピソードやイベント、その子にとって大切な人、物、場所、思い出、その子らしさ、あるいは養育者の思いや願いなどのメッセージを盛り込んだ、養育者や子ども自身がその生い立ちを理解できる、つながりのあるライフヒストリーを綴るためのノート(記録)である。したがって、このノートには、母親が妊娠、出産した時からの家族の状況及びその時の気持ちや願い、子どもにとって重要なエピソードやイベント及

びそれに対する養育者や保護者、教師、友人などからのメッセージや、作品(写真、絵画、作文など)、プレゼント、施設や里親家庭あるいは学校などにおける暮らしや活動の様子、その子らしさ(強み、良さ、成績、評価など)などを記載する。

一方、子ども自身が必要とするポジティブな情報や出来事を子どもと養育者らが綴り、子どもに渡してあげるものが平成23年度に検討している「育ちアルバム」となる。

「育ちアルバム」は、子どもの記憶にはない乳児期の成長の記録や、はじめてできるようになったこと、家族や周囲の人からのメッセージ、忘れられない良い思い出の写真などを記載・掲載し、それらが途切れることなく、自分の生き立ちを前向きに整理できる歴史(アルバム)となるものである。

したがって、この2つの関係は全く別の内容となるものではなく、重なる部分も多い(図3)。基本的に「育てノート」は子どもに関するあらゆる記録が網羅されるものであり、「育ちアルバム」は「育てノート」の中で子どもに伝えるべき(または子どもが望む)内容と、その他に写真、メッセージなど子

ども自身が綴りたいもので作成する。

養育者から養育者に引き継いでいく、養育のための子どもの記録・歴史が「育てノート」であり、子ども自身に渡す生い立ちの歴史が「育ちアルバム」である。いずれも子どもが生きてきた歩みをつなげ、自分の生い立ちの整理をするときに、「自分らしさ」を肯定的に実感するための大切なツールとなることを目的としている。

#### 4. 「育てノート」について

「育てノート」については、第1版がすでに作成されており、国立武蔵野学院のホームページ上に掲載されているが、簡単にその内容を紹介したい。

「育てノート」は記入様式と作成マニュアルから構成されており、記入様式は下記の①のように一覧表をベースにした様式と、次ページの②のように各時期ごとに記入する様式となっている。

- ① 基本的な情報として、養育者、フェイスシート、子どもの発育、健康、ライフイベントなどを、一覧にまとめた様式(図4)

〈図4〉 養育者一覧

<養育者一覧> <small>子どもを養育する養育者(育てノート記入者)を記入してください</small>		
	養育者氏名、職名、関係など <small>(※主たる記入者にのみ)</small>	備 考 <small>(施設名、場所、その他特記すべきこと)</small>
胎児期		
0-6ヶ月未満		
6ヶ月-1歳3ヶ月未満		
1歳3ヶ月-2歳未満		
2歳		
3歳		
4歳		
5歳		
6歳		
7歳		
8歳		

〈図5〉 乳児期「はじめてノート」 はいはい



② 子どもの月齢・年齢や学年毎(胎児期・乳児期・幼児期・学童期・思春期)の様式(図5)

①の情報は、従来の児童票などの中にもあるものが多いが、②の情報は「育てノート」の特徴が表れており、養育者など子どもに関わった人からのメッセージやコメント、子どもの意見など主観的な内容が盛り込まれ、子どものプラス面を引き出し、今後の期待や願いを綴ることとしている。

このような「育てノート」が養育者間で引き継がれることにより、養育の連続性と、子どものつながりのある育ちを保障することが可能となる。

なお、「育ちアルバム」については現在検討中であるが、平成23年度末には研究結果を発表する予定である。

## 5. おわりに

東日本大震災で被災し、家族や家を失った被災者の方々が、瓦礫の中から泥にまみれたアルバムや写

真を探し出し、大切に持ち帰っている姿をみた。被災者の方々は、家族とともに歩んできた歴史を大切にし、耐え難い絶望の中でも、その歴史を生きる力に変えているのだと、心を打たれた。

同様に社会的養護のもとには、愛されるべき親から虐待を受けるなどして、絶望的になっている子どもがいる。

これらの子どもの未来もまた、歴史とともにある。

子どもが歩んできた道筋をつなげ、さらに未来への旅立ちにつながるよう、私たち社会的養護関係者も一つにつながっていく必要がある。

### キーワード：自分らしさ(その子どもらしさ)

「育てノート」、「育ちアルバム」は、一人ひとりの子どもの、自分らしさ(その子どもらしさ)が盛り込まれた記録である。社会的養護のもとで暮らす子どもが自分らしさを実感することは、自尊感情や自己肯定感を高め、子どもが自立を図る上でも大きな糧となるものである。

旅立ちへの助走：18歳までの支援

# 里親家庭からの 自立支援の現状と課題 (我が家の18歳)



あおばこうう  
東京養育家庭の会 理事長 青葉紘宇

はじめに

社会的養護の子どもたちの自立支援については、これまでも様々に現状と問題点が指摘されている。社会的養護の子どもたちはハンディを負って社会に出て行くにもかかわらず、支援がほとんどなく、これまで余りにも無策に過ぎたと言わざるを得ない。社会を挙げての対応が待たれるところである。

そんな環境下にあっても18歳で卒業し、遅しく暮らしている彼らの現状の一端を紹介したい。傍から見て厳しい場面かもしれないが、彼らは若さ故なのだろうか、結構明るく過ごしており、その遅しさには学ぶべきところも多い。

## 1. 我が家の卒業生

私の場合は、年齢が高くなるにつれて中高生を預かる割合が高くなり、里子も最近では2～3年位の短期間のお付き合いで社会へ巣立っていく。そのためいつも2～3名の中高生が入り出ており、里親の中では卒業場面との出会いが多い方ではないかと思っている。卒業生15人の中で、両親のいない子どもは一人のみで、実親がいても交流をしている話は余り聞かない。18歳を越える頃になると、自分の置かれた状況が見えてくるのだろうか、実親への見方も冷静になり、自分の歩む道を感じ取っている。高校3年の後半になると、覚悟の程が見えてきて急

に大人っぽくもなる。彼ら個々人の力のある無しに関係なく、現実味を帯びてくる行動の変化に心強さを感じている。

卒業生を似ているグループに分けると3つ程になるようで、呼称を付けて皆でわいわい話題にしている。就職するグループは「庶民」、障害のあるグループは「財閥」、進学組は「エリート」と呼び合っており、相手への僻みや蔑みはみじんも見られない。互いの境遇の違いを割り切ると同時に、どちらにしてもこれからの厳しい生活を予感しているからだろう。

### ① 就職組

「勉強はもうしたくない」との思いで、高校を終わると就職に進路を採る子どもたちである。愛称は「庶民」。社会に出ると、皆が出会う厳しさを味わうことになり、貧困にさらされているが、案外明るい顔を見せているのが救いである。若者の特権かもしれない。彼らはここ数年で皆が何回か転職しており、転職する度に正社員から派遣社員へ、そしてアルバイトへと勤務条件は悪くなっているのは避けられない。

自らアスペルガー障害と名乗り高校も保健室登校であったT君は、コンビニの店員だけはこなしており、職場の周りから頼りにされる存在となっている。暫くはこのまま生きて行けるだろう。

訓練校はファッション販売コースを選び、大手の

ブティックに就職できた。頭髪を金髪にして面接を断られたこともあったが、皆から羨ましがられていた。男性専門のブティック店に転職、そこも給料が安いとの理由で退職。今は清掃関係の仕事にアルバイト中。好きな道に進んでいくことを期待したい。

## ② 特別支援学校組

我が家では障害児が多く通過して行く。20歳を過ぎて年金がもらえるようになると、経済的に楽になるので、呼称は「財閥」である。学校も真面目に通い、部活も参加し青春を謳歌している。順調に企業就労も進む。全員が親元に帰れなかったので、通勤寮や自立援助ホームを経て生活寮やアパートに落ちついている。そこでの生活は食事の提供があり、部屋も個室である。お金の管理もしてくれて、公的支援もルートが敷かれている。高等部の先生との関係も継続され、青年学級などでも恩師に出会うこともある。教育の原点を見る思いである。

就職は障害者枠を適用されているので、大きな企業やその子会社が多く、就業時間は守られ福利厚生も揃っている。収入は年金と合わせて20万円位になり、大半を貯蓄し1年で100万円位は貯まってしまう。我が家では「財閥」と呼んでいる。

この方式が全ての子どもに提供されるとは考えられないが、措置解除後の在り方を考える時、一つの比較参考事例となるだろう。

## ③ 進学組

大学や専門学校に進級した子どもは我が家で4人いる。高校時代は多少難解なことも話せて羨ましがられているので、呼称は「エリート」である。しかし、たまたまであろうが、残念ながら全員が初志貫徹できていない。途中で退学してしまっている例、浪人したが翌年進学を諦めた例である。働くタイミ

ングをずらせてしまうので、正規雇用への道が難しく、生きる手立ては学生時代のアルバイトを引きずって暮らしている。何故か連絡が少なくなり足は遠のいてしまう。自分の道筋が見えて来るまで、顔を出すのを辛抱しているのだろう。

資金面では入学時には何とかなるが、ランニングコストが厳しく、アパート代、食事代等の生活費を稼ぎながら学業を続けるのは至難の業である。生活を支えるためのアルバイトは空白時間を作れず、稼ぎを優先せざるを得ない状況に追い込まれている。

今どきの若者とは言わないが、目的がはっきり決まっていて進学するとは限らない場合もあり、何をしたいのかが定まらず、どんな学科でも良いと考え、進学することのみを目的とする場合や、元々勉強が苦手なのに就職に踏み切れなくて進学希望する場合も見受けられる。しかし、誰もが通過するモラトリアム期間を尊重して、自分探しを大切に见守って行きたい。自分を見出してくれるものと信じている。

## 2. 自立へのチャレンジ

自立を意識しだすと、幾つかの課題が目の前に迫ってくる。心構えの問題はさておき、焦眉の課題としては自炊し生き抜くこと、アパート契約金を貯めることである。

### ① 自炊体験

高校3年の後半を迎えた段階で、措置費の生活費5万円のうち食費として3万円を渡し、3食自分で作って食べることにしている。食材調達も自分で買うことにし、冷蔵庫を別にセットしている。知的障害の場合は火を使う問題があり、土曜・日曜の昼のみ調理させている。厳密にいうと里親最低基準の違反かもしれない。我が家と異なる料理がテーブルの上に一人分並ぶので、味の自慢話に花が咲き、里母

と料理を交換したりで楽しいひと時を過ごす。

実際に一人暮らしに入ると、自炊どころではない現実が待っている。働いて帰ってきて疲れているのに、夕食づくりは簡単に出来るものではない。日曜日は疲れて昼まで寝ているという生活も仕方ない。基本は外食となり、給料の出た後の数日は、近くのラーメン屋で野菜炒め定食に餃子がプラスされる。普段は部屋でカップメンとおかずパン、ご飯に納豆と卵、餅を焼いて醤油と海苔を付けて食べる程度である。スーパーでは惣菜を買うよりも、弁当を買うことが多い。

## ② 風呂と洗濯

風呂付のアパートは家賃が高く入れないので、風呂は銭湯、洗濯は風呂屋に併設されているコインランドリーの利用にチャレンジしている。あまり長続きできず、いつの間にか洗濯物は我が家の籠に入っており、風呂はお湯を落とした後、シャワーを使っている姿が見られる。生活費として風呂代450円の1か月分をまとめて与えるが、お小遣いに回ってしまうことが多い。これもやりくりの一種だろうか、生活の知恵かもしれない。誰も傷つかないので、そっとしている。下着などは洗濯をしないで汚くすると捨てているのも定番である。

## ③ アルバイト

一定の年齢に達するとアルバイトは、社会勉強になるという理由で認められ、苦学生として称賛されることもある。我が家で経験した限りでは、高校生レベルでは避けられれば避けたい気持ちである。学校での勉強よりも、お金を手に出来る魅力の方が勝ってしまい、部活や交友関係も犠牲にしなければならぬからだ。アルバイトで社会に参加するという発想もあるが、アルバイトはあくまでアルバイトで、

真の社会の厳しさは学べるかどうか。いろいろな価値観が交差する分野でもある。

高校生がアルバイトしなくとも解除後の生活が成り立つような、スタート時の十分な資金が確保できればと念じている。

## ④ 社会常識

高校生では保険や年金のことを説明しても、実感として記憶に残らない。失敗しながら社会に出てから覚えるより仕方がないようである。お金の管理は話題になるが、食べる物が無くなるまで失敗しないと、お金のありがたみは湧かない。誰でも若いうちは同じかもしれない。

里親の息が掛かっている内に、背広と礼服は一着買うように勧めている。社会に出て意外に役に立っている。

## ⑤ 里母留守

生活に緊張感が走るのは、里母が留守にする時である。我が家では週1回の割で里母が家を空ける時がある。この時は里父を含め残された男性は、食事、ゴミ捨て、戸締りなど処理することになる。食事でも会話はほとんどなく、目の前の仕事を済ませ皆早々と寝てしまう。朝も目覚時計で起きて、沈黙のまま学校へ出て行く。我が家では自立試行の一番効果のある場面のようなものである。

## ⑥ 試行を通じて

頭で考えたシナリオはあまり役に立たず、生活の厳しさに直面し乗り越える時に、人は真に知恵を身に着けるのだろう。「お米だけは買っておけ、餓死しないで済む」などという先輩の意見は、冷蔵庫の中に何も無くなって初めて身に迫って理解出来る。

一方、餅と醤油があれば何とか過ごせるなどという

知恵は、いずれも彼らの経験の中から発見し後輩に伝授されたもので、経験談には迫力がある。自立とはそういうものかも知れない。我が家の試行は少々子どもじみた試みかもしれないが、自立への覚悟を促すには役に立っているのではないかと思っている。

### 3. 転職の事例

実にいろいろあって高校を卒業。アルバイトで出会った道路整備会社に就職、順調な滑り出し。働く仲間からも可愛がられ、寝過ごすこともなく精勤であった。アパートは予想通り散らかし放題だが、栄養失調にもならず自活している。2年程して突如職場の仲間とそりが合わなくなり退職。

2か月位職探しをして鳶の仕事の会社に辿り着く。最初は直属の上司に可愛がられ、土建組合の青年部などにも顔を出す。バイクが趣味の上司と一緒に改造バイクなども手がけ得意であった。我が家の里子を誘って職場主催のお祭りにも参加した。「体を使うのを嫌がらなければ食っていける」という説教に後輩は真剣に耳を傾け、尊敬の的でもあった。しかし、同じく1年位して職場で我儘が出てしまい退職。

暫くして内装会社に就職。年配の社長に可愛がられ順調な生活が始まる。早朝遠距離の現場が多く、雨や雪の中バイクで通勤するので、貯金をはたいて軽自動車を購入することに。駐車場代が3万円する現実に直面し、我が家に自動車ごと居候となってきた。

事務的な仕事も経験させたいとの会社側の配慮で配置が変わった時から、電話の応対が難しい、職人の配置が辛いなどと言い出し、胃の痛みを訴え顔つきがきつくなる。若社長とそりが合わないとの理由で退職。

厳しい場面になると最後の踏ん張りがきかないこ

と、我儘が出てしまうことなど、本人も自分の弱点を吐露している。全てを承知しながら、同じ状況に追い込まれてしまう如何ともしがたい不思議さを感じる。20代も後半になると転職もスムーズにはいかなくなってきた。

### 4. 自立雑感

【19歳から】里子の中には里親の下でそのまま生活を続ける例もある。同居スタイルは一つの理想形ではあるが、子どもはある年齢に達すれば親元を離れるのが通例であり、やはり一人で暮らせるように生活設計を描くべきなのだろう。

何の後ろ盾のないまま社会の荒波に船出することは、多くの方が指摘するように厳しいものがある。22歳位までは何らかのフォローが設定されるべきだが、その方法となると一考を要する。我が家の経験から、高校前半までは子どもの延長で親親が部屋に自由に入出入りしても問題にならないが、18歳を境に付き合いのルールは自然と切り替えざるを得なくなる。定時制高校4年生ともなると、対応は一層大人に近いものとなる。自立は児童福祉法でないシステムで臨むべきではないかと思われる。

【仕事・暮らし】就労の相談や職業紹介のシステムは公的に整っているが、我が家の例で言えば、障害を持つ彼らを除いて、一人もハローワークで仕事を探した者はいない。全て民間の情報誌と店頭のピラを頼って仕事に就いている。何故、公式ルートに行かないのか。自立のためのパンフレットには書いてあるのに、実際には公的機関に行っていない。私達は、彼らの何かが作用して社会の前で立ちすくんでしまう現実を直視しなければならない。

カラオケ店員、コンビニ店、引っ越し業、土建業など、いずれも日給月給の労働条件が多い。内心は



Aが20歳になってバイクを購入し、我が家にアパートから見せに来た時のスナップ。背景には長い経緯がある。17歳でバイクが欲しいと言い出し、聞く耳を持たず。窮余の策で元の施設の先生へ相談に行かせたところ「馬鹿者！」と一喝されて帰ってきた。その後成人を迎えるに当たってバイクの話が再燃。友人の里母に判断を仰ぐよう訪問させたら「あなたの葬式には出ないからね！」と追いつ返される。それにもめげず、ついにバイクを入手。この場面となる。後ろに乗るのは高校3年生。帰ってくるまで、私たちはご飯が喉を通らず。今はバイクを卒業し普通車に切り替えている。目下、大型の運転免許にチャレンジ。



本稿で言う「庶民」と「エリート」とその友達、そして卒業生。左から2人目の金髪の高校3年生は、卒業式の翌日、ついに金髪を強行。数日して訓練校の先生に「黒く染めないと入校させない。」と言われ黒く染め直す。この間の美容室への支払い1万5千円。本人「家の近くを歩くの恥ずかしかったあ！」と。今は、ブティックで成績の良い店員として頑張っている。このメンバーを軸に正月に集まった際、若者の下宿屋を始めたいとの話題で盛り上がっていた。

不安や不満、怒りはあると思うけれど「生き抜くことを考えれば、多少の不満は我慢だ」と彼らをして強がりを言わせている。住む場所としては、アパート、寮付き就労、ルームシェア、下宿など方法はある。そこでも住宅費のウエイトが大きく、早急な公的制度の構築が望まれる。さらに希望を言えば、夕食程度の賄いが付いて欲しい。特に、発達障害の人には世話人の存在は欠かせない。

【友人】一人で良いから心を許して付き合える友人が得られれば幸せである。普通は親がその一つの柱になるのだが、彼らは期待できないので、それだけで大きなハンディである。我が家の例として、サポート校時代に出会った友人との交流を見ていると救われる思いである。これからも友情が続くであろう。人との出会いは神のみぞ知る世界であり、里親が

その役割を負いたいとの思いはあるが、そうなるとは限らない。似た境遇同士の付き合いが実を結ぶかと言うと、現実はまだ少し厳しい。私の属する里親会でも卒業を控えて高校生の交流会を持つてはいるが、簡単に物事は運ばない。小さい頃から他の里親子と交流を続ける必要があるようだ。最近、当事者による卒後の交流が少しずつ芽生えてきているので、そこに一縷の望みをかけてみたい。

#### キーワード：後ろ盾のない自立

社会的養護下の子どもは、18歳で親の後ろ盾のないまま社会に船出ししなければならない。同じアパートの一人暮らしでも親が何処かで見守っている生活と、後ろ盾のない生活とは雲泥の差がある。物心両面で帰る所がある場合と、帰る所のない場合とでは、質を異にしていることを社会は知らなければならない。

## 特集 18歳からの旅立ちに向けて

旅立ちへの助走：18歳までの支援

# 情緒的成長に対する 治療的支援



—ある「情緒障害児短期治療施設」に  
おける実践から

広島市こども療育センター「愛育園」園長 にしだ あつし  
西田 篤

はじめに

筆者は、情緒障害児短期治療施設（以下、情短施設と略す）に、常勤医師として22年間勤めている。当施設は、他の児童福祉施設とともに、外来診療所を中核とした「総合相談センター」を形成している。当施設の位置づけを、筆者は、医療モデルになぞらえ、外来診療→措置→「施設入所・通所（＝入院・デイケア）」→措置解除（＝退院）→外来診療という流れの中で捉えている。

歴史的にも状況的にも、全国の情短施設の臨床的な性格は様々であり、以下の論考は筆者の立場や考え方を反映したものであることを、最初にお断りしておく。

「情短施設」で支援するとは？

情短施設は、「軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治す」ことを目的とする施設と児童福祉法で規定されている。したがって、児童福祉の分野において、医学を背景理念とする「治療」を行うことが情短施設の本来的な役割である。

今日、「社会的養護」の問題がクローズアップされ、様々な情緒課題を抱える子どもとその家族を支援する際に、現場は「治療」及び「保護」という2つの役割を求められる。情短施設は前者を中心に支

援を行う施設であるが、残念ながら、両者の区別や基本的な臨床姿勢をあいまいにしたまま支援を行うことで、今日、情短施設の現場は著しく混乱している。

「治療」とは何か？その前提となること

- ① 万能なものではなく、適応と禁忌、限界がある。
- ② 「症状」や「課題」と、それに対する利用者の「治療動機」が存在している。
- ③ 診断・評価と表裏一体をなしている。
- ④ 利用者に十分な説明がなされ、「治療契約」的な合意形成が図れる。
- ⑤ 「権利」と「義務」の確認ができる。
- ⑥ 利用者の主体的な選択ができる。
- ⑦ 一人一人の個別性が尊重されている。
- ⑧ 「いつまでに、何を、どこまで」というゴールが設定できる。

「情短施設」の治療構造

各ケースには、個人面接担当者、保護者面接担当者、男女各一名の生活指導担当者の計4名がチームを組んで治療にあたる。校区校の施設内分級の担任、あるいは、園内の適応指導教室の学習指導員も、ケ

ースの準担当者という立場になる。

生活指導担当を中心に運営される生活場面では、食事・睡眠といった基本的な生活とともに、創作・運動といった集団活動、月例行事などが提供される。治療場面では、個人や集団での精神療法を行う。

見立てから導きだされた治療プランに基づき、用意された様々な場面やそこで生じる関係を戦略的に構成しながら、治療を進める。

## 「施設治療」の流れ

### I 導入期

子どもと出会い、彼らの信頼を得てこちらの手の内に入れる。治療場面では、関係作りや治療抵抗への処理を行う。生活場面では、やすらぎやくつろぎを提供することで、彼らの中に安心感を築き上げる。

### II 佳境

施設という「場」を受け入れさせ、根付かせる。治療場面では、問題が露になる過程で、直面化を行い、内省を促す。さらに、自己理解を深めさせ、自らを制御する力をつけさせる。生活場面では、生活が乱れ、問題を引き起こすが、その中で彼らの試行錯誤や成長を後押しする。

### III 独立期

別れとその後の生活を意識させる。治療場面では、治療者は引き際を探り、子どもに親密な対象を失うことへの覚悟をさせる。生活場面では、退所後の更なる挑戦への後押しをし、子どもが本当の意味で、自らの身体と生活を手に入れることができるようにする。

## 近接領域の機関や施設との関係

当園では、「児童養護施設」や「母子生活支援施設」の入所児童、あるいは「児童相談所」の一時保護児童や通所児童等に対して、外来診療所、あるい

は地域交流事業の集団精神療法の中で、治療的な支援を行っている。要保護児童を抱える近接領域の施設に対しては、現在の「アウトリーチサービス」としての治療メニューだけでなく、往診や巡回相談といった新たなメニューのラインナップも検討している。

## 症例提示

以下の症例提示にあたっては、プライバシーに配慮した処置を行っている。

### A男（外来初診時小学4年生）

〔主訴〕 友だちと上手く付き合えない。

親との約束が守れない。

〔家族状況〕 継父・実母・A男・異父妹

継父は、中学時代に暴力問題を起こした。実母は、父親から暴力を受けて育ち、また、母親に守られなかったこともあって、実家とは没交渉であった。

〔生育歴〕 実母は、若年結婚をしてA男を産んだが、夫の暴力により離婚。その後、継父と再婚し、異父妹が生まれた。

保育所時代は一人遊びが多かった。小学校では、他児の気を引く行動をとったが、それが元でトラブルが続き、担任や実母の聞き取りには嘘を吐いた。

継父は大量の学習課題を課したが、A男はそれをさぼり、嘘を吐いては殴られた。上記主訴により母子で受診したが、継父はA男の治療には懐疑的・拒否的であった。

初診後も、学校でのトラブルが続いたが、実母は施設利用には消極的であった。小6の夏、学校でのトラブルに激怒した継父がA男に激しい暴力を加えたことで、実母は施設利用を決意

した。継父には、A男に治療を受けさせるのか、家族離散を伴う行政処分を望むのかの決断を迫り、ようやく継父も、施設利用と自らの治療参加に同意した。

〔心理検査〕 WISC-III (FIQ = 106)

〔入所時の理解〕 幼少時の不安定な生活環境、実母の一貫性を欠いた養育態度、継父の不適切な強い枠付けや暴力等により、安定した対人関係の構築が困難であり、利他的な欲求充足行動をとっている。完全な家族の再統合は、両親間の問題、実母の養育能力を考えると困難である。

〔入園時の治療方針〕

(A男に対して)

- ①適応行動の背後にある依存欲求を入れ、安心感を提供する。
- ②周囲との関係は、弱者や反撃しない相手への攻撃、注意獲得的なからかい行動で破綻しており、そうした関係形成の手段を、適切なものに修正する。
- ③生活面でのルーズさ、継続性の無さを認めるが、当面の生活指導はミニマムなものとし、生活ケアを一緒に行う中で、整理整頓や継続する力を習得させる。
- ④両親との関係については、実母とは、その感情的な巻き込みに対して適切な距離がとれること、継父に対しては、恐れ・不安・陰性感情を処理しながら、望ましい距離まで近づけることを目指す。

(両親に対して)

- ①継父には、A男の良好な変化を伝えて、治療上の協力関係を深めるとともに、施設内外での具体的な交流場面を設定し、そのレベルを徐々に上げることで、A男との関係修復を図る。

②実母には、A男のレスパイトによる心理的なゆとりを提供する。それとともに、実母自身の生育史の振り返りを通じて、内面的な課題の整理を行う。

〔入所後の経過〕

第Ⅰ期：初期導入

生活場面では、初期の適応は良好であったが、すぐに園内外での問題行動が表面化し、素直さと粗暴さを見せた。本人面接では、言語的なやりとりが困難で、主に遊戯療法を行った。保護者面接は、実母を中心に行った。時に継父も来談したが、A男との接触は回避した。

第Ⅱ期：生活の安定と保護者面接の展開

生活場面では、悪夢を見ることが多かったが、継父からの差し入れは受け取った。当初は、私物の取り込み、職員への暴力、登校渋り等を認めたが、徐々に生活習慣が改善した。本人面接では、言語表出が進み、他の園児や職員への苛立ち、元籍校でのイジメられについても語った。遊戯療法では、途中で投げ出す癖が、勝つことや続けることに変化した。保護者面接では、A男への欲求水準と現実のギャップを実母と確認した。継父とは、A男の変化を確認し、幼少期の父子関係の振り返りを行った。

第Ⅲ期：継父との接近と

家族再生へのきっかけ作り

生活場面では、基本的な生活は安定。行事を通じて、継父との距離を縮めた。本人面接は、生活場面での過活動とは対照的に静かに展開した。担当者への甘えと苛立ちが入り混じり、家族と接近することへの楽しみと不安が語られた。保護者面接では、夫婦間の緊張が高まっていたが、A男との接近が図られたことで、一旦柵上げとなった。

#### 第Ⅳ期：園生活の充実

生活場面では、園内分級への登校が安定。継父との直接的な接触も始まり、園内でのグループ活動ではリーダー的な役割を担った。本人面接の遊戯療法では、勝ち負けを競うものから、描画等の落ち着いた内容のものが増えた。保護者面接では、夫婦関係の脆弱さが少しずつ露になり、A男の家庭復帰の可能性についても検討した。

#### 第Ⅴ期：内面的な充実と自立の方向性の決定

生活場面では、分級、グループ活動、行事での活躍が目立った。外泊時に、両親間の緊張関係に直面したが、それには一定の距離を保った。高校進学に際しては、園への在所延長を希望し、高卒後の単身生活を目指すことを決めた。本人面接では、自信を覗かせる一方で、課題に直面した時に不安を吐露した。家族面接では、両親間の心理的な距離が目立った。

#### 第Ⅵ期：高校生活の充実と退園・就職

生活場面では、園外活動での充実ぶりを示した。高校では、園で慣れ親しんでいたスポーツの部活に入部した。また、退園後の生活準備のため、アルバイトも始めた。最終的には、学校を通して就職を決め、また、知人の協力を得ながら単身生活への準備を行い、退所した。本人面接はキャンセルが多くなり、治療者離れが進んだ。保護者面接では、両親の課題が継続していたので、A男の退園後も、外来で引き続き治療を行った。

#### 情短施設の子どもにとっての「18歳」

情短施設は、治療を主目的とする、通過型の利用施設である。退園の時期は、入園時に利用者との間

で交わされる「いつまでに、何を、どのように」という合意事項の中で、概ね決まっている。したがって、大半の子どもは在園リミットの18歳に至らず退園する。ただ、近年、年齢の上限まで在園する子どもが増えている。

情短施設で入所児が「18歳」を迎えるのは、主として、①治療上のターゲットとなる症状の改善が果たせなかった、②家族の再統合ができなかった、という二つの理由による。

①は、継続した園への入所・通所が望ましいにも関わらず、制限年齢を迎えてしまった場合である。具体的な対策としては、附属診療所で継続診療を行うか、児童思春期病棟のある病院、あるいは、成人医療機関への転医を行う。

②については、A男のように、心理的な成熟と生活上のスキルの習得を達成させた上で、園からの直接的な自立を図る。

#### おわりに

##### ～情短施設における「情緒的な成熟」～

あらためて言うまでもなく、心が成熟するとは、①適時性（適切な時期に、適切な経験をすること）、②段階性（一つの課題達成の基盤の上に、次の段階の課題達成がなされる）という二つの軸に沿って、適切な体験を重ねながら、心が発達することをいう。

そうした適切な体験を重ねることなく、情緒障害をきたした子どもは、表1のような課題状況にある。情短施設は、制度設計上、本来は「内向き群」の治療に適した施設であり、「内向き群」と「外向き群」が混在するにしても、前者優位の治療環境が、両者に良好な治療成果をもたらす。

個々の子どもの生育史を知ることによって、彼らにとっての過剰な体験、あるいは不足している体験は何かを見立て、成人期のあるべき姿を見通しながら、治

〈表 1〉 情緒障害児の背景にあるもの

	外向きに問題を吐き出す子ども	内向きに問題を抱えてしまう子ども
問題・症状	盗み・いじめ・破壊	引きこもり・いじめられ・身体症状
不安全感	欲しい物が手に入らない	過剰な物を断れない
保護者の態度	放任・未成熟	過保護
心のあり方	心の飢餓状態	心の肥満状態
対人的な課題	二者関係を作れない (信じれない・甘えれない)	三者関係を作れない (競えない、負けに折り合えない)
必要な体験	抱きとめてもらう	仲間の中で競う
思春期の課題	一人ですごせる	友人を持てる

療的な環境を戦略的に構成し、彼らを再育成するこ  
とが情短施設の治療臨床である。

参考文献

西田篤：  
「子ども」と「家族」を育てる 一大家族再統合への試み。  
こころの科学 155：p52-55、2011

キーワード：治療契約

一般的には、医療機関において、治療の開始にあたって、患者と治療者の間で、治療の方法、料金などに関して交わされる約束のこと指す。ただ、心理治療の場合には、治療に関する約束事を明確にすることであり、その約束自体が、治療の構造の一部として、その後の治療者と利用者(患者)の関係の深まりや治療内容の発展の基盤になる。約束の内容とともに、それが成立すること自体が、治療同盟(協力関係)としての深い意味を持つ。



旅立ちへの助走：18歳までの支援

## 自立を支える取り組み —SST(ソーシャル・スキル・トレーニング)を 活用したプログラムの導入



ふじかわすみよ  
藤川澄代  
社会福祉法人大阪児童福祉事業協会 理事 アフターケア事業部 部長

### 1. 事業開始のきっかけ、今日に至るプロセス

私どもが活動している「アフターケア事業部」は、児童養護施設などの生活を経験した子どもが、施設を卒業後社会で自立生活をしていくことができるように、出身の施設や関係機関・団体と連携して種々の援助事業を行う団体です。法人認可された昭和39年、当時、設立総会議長に就任した岡本重夫以下8名の設立委員らは、第2種社会福祉事業としての相談機関を兼ね備えた先駆的な法人として当事業を開始しました。

施設を卒業した後の子どもたちの多くは、頼れる親族もなく、就労・居住先の確保も困難で、社会的自立が難しいため支援が必要であるという設立当時の熱き想いは、48年後の今も引き継いでいます。

具体的な活動は、健全育成事業としての通信「そらまめ〜る」を年3回発行し、暑中見舞・クリスマスプレゼント・年賀状等々、2ヶ月に1度は施設を出た子どもたちに激励の心を文章に添えて発送しています。また、施設入所中で退所後に就職予定の子どもたちに自立生活技術講習会(SST=ソーシャル・スキル・トレーニング)として、自立に必要な内容の講習会を年間通して10回ほど開催しています。また、相談援助活動事業として、相談・訪問援助活動や専門的相談援助、職場の開拓・協力等を行っています。

### 2. SST(ソーシャル・スキル・トレーニング)が何故必要か。—事例から—

A君は0歳から施設で育ち、その後、高等学校を卒業し施設を退所して、会社に入社しました。両親は行方不明で他に頼れる親族もなく、会社の寮に入り順調に就労していました。しかし2ヶ月後のある朝、腹痛で出勤できなかったA君は、休む理由を上司に電話連絡でどのように言えば良いのかわからず、とうとう無断欠勤してしまいました。普段友達とはいくらでも携帯電話で話しているのに、いざとなると『すみません。腹痛で休みたいのです』という言葉が浮かんでこなかったのだと言います。翌日、腹痛は治りましたが、上司に対しての謝り方がわからず、つい職場に行きそびれ、そのままずるずると無断欠勤が続き、結局解雇されてしまいました。例えば家族と暮らしていれば、職場を解雇されても次の求職活動が出来ますが、A君は職場の寮で生活していたので、解雇と同時に当然退寮となり住居も失うことになってしまいました。

こういったケースは当事業部への相談内容によくあることで、頼るべき親も兄弟もいない施設出身児は、同じ施設出身者を頼り、その子の住居に居候となることが多々あります。A君も同様で、施設の先輩を頼りました。しかしいつまでも先輩宅での居候生活は続けられず、3ヶ月後に世話になった先輩の

アパートを出ました。その頃には所持金もなくなり、行くあてもお金もないA君はその日から公園で寝て水だけで空腹を紛らす生活となってしまいました。そして3日後、あまりの空腹に耐えかね、食料を万引きしてしまい警察に窃盗で補導されてしまいます。帰住先も保護者もないA君はその後少年鑑別所へ送られることになってしまいました。

このケースをどう考えれば良いのでしょうか？A君は当時を振り返り、つくづくと言っていました。『僕が腹痛で休みたいという簡単な連絡を職場に出来なかったわけは、単に言葉遣いが分からなかった、本当にそれだけなんです』。

私はそれを聞いた時、愕然としました。そして、基本的な社会のマナーをビジネスマナーとしてSST（ソーシャル・スキル・トレーニング）のプログラムに入れるべきだと考え、翌年から対人関係を構築するためにも言葉遣いやあいさつを含め上司や同僚に信頼されるビジネスマナーと、冠婚葬祭のマナー等を、実習も交えて開催しました。受講生からは、社会に出てから実際にとても役立っているとの声が毎年多く寄せられています。

このように社会に出て子どもたちが実際に困った相談ケースをヒントにして、健康管理（思春期教育）・悪質商法・一人暮らしの食生活・サラ金や借金被害・職業カウンセリング・雇用主のお話・薬育・身だしなみセミナー・施設出身の先輩の体験談等々をプログラムとし、最終回には1年を振り返るためにもグループワーク等の講座を開催して今年度で12年目となります。

### 3. プログラムを実施する上での工夫

当事業部では、施設退所児童は少なからず社会経験が乏しく、そのことが自尊感情の低さにつながる要因の一つではないかと考えています。そこで、施

設ではあまり体験できないことを経験させ、なおかつ退所後の自立生活に役立つ実践的な内容となるよう工夫しています。

そのため、講習内容は全て、施設を退所した児童から実際に失敗体験し相談を受けた内容を用いており、先輩が体験した失敗を後輩が繰り返さないようシミュレーション形式で講座を展開しています。参加を希望する児童であれば学年は問わないため、一人が同じ講座を複数年度にわたって受講することも可能です。同じ内容を聞いていても、児童の関心の程度（高校1年生の時と退所前の高校3年生の時と）によって理解度が異なる様子が見られます。

また、当事業部の事務所がある大阪市立社会福祉センター内の会議室でSSTを開催することにより、10回通うことで事務所の場所を自然に体で覚えてもらうようにしています。

当事業部では、施設入所中から時間をかけて児童と信頼関係を築いておくことによって退所後のスムーズな相談につながると考えていますので、SSTでは毎回「私たち（スタッフ）がいつも事務所にいるから困ったら相談に来てね！」と参加児童にアピールすることにより、安心感と親近感を持ってもらえるように努力しています。

SSTの内容については全てのプログラム終了後、一冊のテキストに各回の配布資料や講習内容、参加者のアンケート結果などをまとめて、施設に配布しています。参加児童には、講座で使用した資料と当日の写真を掲載したテキストを最後の回に配布します（各自が名前を記載できる欄も設けています）。これにより、最終回にグループワークをして講座内容の振り返りができると共に、保存版として手元において退所後も活用できるようにしています。

講師は専門家にボランティアとして来ていただいています。毎回、参加者にアンケートを実施し、

SST 実習風景



ビジネスメーク実習



あいさつの実習



テーブルマナー実習



「そらまめ〜る」

その結果を講師にもフィードバックしています。こうした取り組みにより、講座の内容が児童のニーズに沿っているかどうかを検証し、その結果を次回に反映させ、また、テーマの選定にあたっては、当事業部が相談支援の現場で必要と感じるものを取り上げるようにしています。

4. 施設との連携

前述したように、入所中から退所後に至る支援に連続性を持たせることを重視しながら SST を実施することにより、参加していた児童は早めに事業部に相談に来ることが多くなってきたため、実施後は年々相談件数が増える傾向にあります。

退所を控えた段階で SST により退所後のリスクの予防に努め、退所後は事務所のフリースペースを居場所として利用してもらい、状況によっては当法人が運営している自立援助ホームに入所した上で支援

を行うといったように連続的な支援を行っています。

早期発見、早期対応が支援のポイントととらえていますが、SST を始めてから相談件数がどんどん増えていることもあり、児童の入所中から SST への参加を通して顔の見える関係づくりを進めてきたことが、退所後のスムーズな支援につながっていると考えています。

現在では大阪府下の多くの施設の児童が SST に参加していますが、スタートした当初は参加施設も少なかったのです。しかし、実際に参加した児童たちが施設に戻ってから「参加してよかった。後輩にも行かせてやってほしい」と言う声が増えて、施設のご理解が広がっていったようです。

参加児童に満足してもらえる SST を継続的に実施していくことも重要ですが、同時に施設と信頼関係を構築していくことが不可欠だと考えています。なぜなら、施設から安心して児童を相談に行かせら

れる場所であると信頼していただく必要があるからです。

また、施設との信頼関係を構築するためには、自治体の担当者に本事業の活動内容や必要性を認めていただくことも有効であると考えています。

## 5. 様々な自立支援の取り組み

当事業部では、SSTの他にも、以下のように、様々な方法や企画を通じて、施設入所児童及び施設退所者の自立支援に取り組んでいます。

①地域生活を始める上で必要な知識、社会常識等を学ばせるための自立生活テキスト『そらまめハンドブック』の編集・発行

退所児童からの相談に応じる中で、自立する前にあらかじめ知っておく必要があると思ったことや社会状況の変化に応じて必要と思われる内容(近年は特に携帯電話に関するトラブル等)、一人暮らしのために一人分のレシピ等を掲載しています。

②住居、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題についての対応

来室、職場訪問、住居訪問、施設訪問、関係機関訪問、電話やメール等により相談に応じ、必要に応じて支援(連絡調整、仲介、付き添い等)を行います。

③職場の対人関係、離職・転職等に関する就業上の問題、就学と生活の両立に関する問題についての対応

④退所児童が気軽に集まることのできる行事の実施  
来室者に居場所づくりとして憩いの場を提供したり、初就職祝い会などの行事を行うことにより、退所者の情報交換や交流を支援しています。

⑤事業のPR活動、情報発信(通信「そらまめ〜」の編集・発送)

「そらまめ〜」は退所児童と「アフターケア事

業部」との関係を維持するための具体的なツールとして活用しており、行事の報告やその時の社会情勢、頑張っている先輩の紹介コーナー等も掲載しています。

⑥プレゼント(10年定着者表彰、クリスマスプレゼント)

退所後原則として5年間はクリスマスプレゼントとして、またその年に退所して自立する児童には就職祝としてカレンダーをプレゼントしていますが、これも児童と「アフターケア事業部」との関係を維持するため、カレンダーの下部に事務所の連絡先を明記することにより、必要なときに連絡先がすぐ目に入るようにしていますので、重要なツールとなっています。また、月ごとのカレンダーの下半分にポケット部分を設けることにより給料明細や領収書等の大事な書類を保管しておけるよう工夫をしています。

⑦退所児童を雇用してくれる職場の開拓、雇用主からの相談に応じた支援

雇用主様への感謝懇談会(永年勤続者表彰、雇用主、協力企業感謝表彰)や「施設入所児童キャリアデザイン支援事業」(職業紹介、職場実習、キャリア教育プログラムの推進、職場開拓)の実施、職親・雇用主の開拓と高齢児里親への協力を行っています。

⑧専門的相談援助

法律相談(弁護士との連携、少年事件、民事・刑事事件など)、心理相談(カウンセリング)、医療相談、自立相談援助などを実施しています。

⑨調査研究事業

事例検討会、相談統計の分析、自立援助に関する研究会や講演会の開催、関係機関や各種研究会への参加や講師の受任などを行っています。

## 6. 関係機関・雇用主との連携

当事業部では、長い期間にわたって個々の事例を積み重ねるうちに、形だけでなく実際に機能するネットワークが作られ強化されていったという経緯があります。形を作ってからそれに基づいて各機関が動くのではなく、必要に迫られて支援していくうちに地域における社会資源との間に信頼関係が生まれ、具体的な役割分担や連携体制が形作られていきました。

実際の支援にあたっては、施設や児童相談所、精神科医師、弁護士、家庭裁判所、保護観察所や少年院等の多くの機関と連携していかなければ複雑な問題を抱えている児童を支えていくことは不可能です。複合的に問題を抱えている児童への対応を一つの機関に丸投げしても適切な支援を行うことは容易ではありません。

そして、当事業部では、退所後の児童にとって濃密な関わりを持つことになる雇用主との関係を何より重視しています。児童を永年にわたって雇用し親身になって支えて下さっている雇用主、支援企業や団体には知事や市長から感謝状を贈呈していただく、雇用主様への感謝懇談会を開催し、雇用主・施設・児童相談所職員・弁護士等が一堂に会し、交流する機会を作っています(勤続年数が10年になった施設出身者については当事業部がこの会で「永年勤続者表彰」をし、その雇用主には当法人から感謝状を贈呈しています)。また、児童の就労に関して雇用主から支援の依頼があった場合にはすぐ対応するようにしていますが、求めがない場合でも定期的に雇用主との情報交換を行っています。

なお、今日のように雇用情勢が非常に厳しい中でも、施設出身者である児童を積極的に雇いたいと申し出て来られる雇用主もいます。このような場合、じっくりお話を聞くと、施設を退所したら帰る場所

がないし頼れる家族もないから多少無理な就労をさせてもかまわないだろう…と都合よく捉えている場合もあるため、権利侵害につながる心配があります。そのような雇用主から児童を守る役割も当事業部は担っていると考えます。

## 7. 今後に向けて

今まで、SSTを継続的に実施し、アフターケアだけを専門に行っているのは全国的にも当事業部だけだったのですが、SSTや憩いの場所づくり等、私たちの取り組みをモデルとした事業が各地で広がっています。

大阪府下では毎年、中卒あるいは高卒で就職が決まり、施設を退所する子が約130人位いますので、この10年間で約1,300人にのぼります。自立するということは、一人で暮らすことではありません。社会とつながり、「いいおとな いい親」になってきちんと納税できる社会人になることだと思っています。SSTを受けた子どもが、退所後に困っている子に当事業部を紹介して相談に来てくれることも多々あります。できれば24時間体制でいつでも相談にのりたいと考えていますが、そのためにスタッフ増員の問題をはじめ、課題は多くあります。仕事や社会をめぐる環境が子どもたちにとってより厳しくなっている昨今、アフターケアの重要性が広く深く認識されることを願ってやみません。

### キーワード：アフターケアからインケアが見える

施設退所者に対する相談・援助などのアフターケア活動において、退所者のつまずきの原因をよくよく聞いてみると意外に些細なことが多く、施設内でのインケア、施設を退所した後のアフターケア、その中間、つまり施設を出る前の社会への自立に向けての訓練であるリービングケアの必要性を強く感じます。このように、施設出身者が退所後に直面する様々な課題を把握し、その上で、その課題を克服するためには施設入所中にどのような指導をしていけばいいのか！という視点が、今、求められているのではないのでしょうか。

## 特集 18歳からの旅立ちに向けて

旅立ちの道のりをみつめて：18歳からの支援

# 子ども虐待・貧困防止は 家族支援から

——データから見る「教育」の重要性



わだ いちろう  
和田一郎

茨城県土浦児童相談所 児童福祉司

### はじめに

子ども虐待や貧困は大きな社会問題であり、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えることから多くの対策が行われてきた。しかしながらこれまでの政策は、世代間連鎖や社会的コストの削減などの「予防」という長期的な視点に立った対策は少ないと思われる。本報は予防の重要性を長期的な視点から論じることとする。

### 予防の重要性

医療分野では予防の重要性が高まってきている。予防が社会的コストを削減する研究が数多くあり、他国ではすでに実施されている。わが国においても、費用対効果による政策の意思決定がおこなわれつつあるが、この理由として財政的圧迫による政策実施根拠の説明責任が高まってきていることが背景にあると考えられる。

残念ながら福祉分野ではそのような政策意思決定は少ない。大規模で発言権がありロビー活動ができる集団は政策誘導が可能である。しかしながら声を上げることができない子ども、特に虐待を受けた子どもなどの「サイレントマイノリティ」に対する支援は乏しい現状がある。それは法制度や予算、援助者の人数、給与・待遇などに表れており、たとえば社会的養護を担う職員の給与(全国社会福祉協議会、

2008)は、厚生労働省の生活保護モデルケース(厚生労働省、2011)以下の収入であるパターンがある(図1)。

### 子ども虐待・貧困予防を「教育」の視点から

子ども虐待のケース分析は多くの自治体で実施されている。ケースの要因については主観的なもの(児童福祉司が「貧困」や「子どもを育てにくそう」など判断すること)があるが、これは回答者の価値観などによって違いが生じるため、それらを調整しない限り、このような資料を政策に反映させるには注意を要する。客観的要因で虐待前の予防の視点から特徴的なのは「家族構成」、「親の学歴」である。米国の黒人家庭に貧困世帯が多いことをもって虐待と貧困を主張する意見があるが、同国の別調査では、離婚歴ありの白人家庭より、両親のいる黒人家庭の虐待率が低いなど、家族構成の影響が指摘されている。つまり、家族構成という交絡を制御せずに虐待と貧困を主張してしまうのは非科学的である(これは教育と経済状況などの関係にも関連する。文部科学省は平成25年度の全国学力調査において、家庭の経済状況を把握するアンケートで学力と経済状況を調査する予定であるが、家族構成を制御しないと偏・偽相関となる可能性が高い)。家族構成でこれほど虐待発生率に差異があり貧困率にも違いがある

〈図 1〉生活保護と児童養護施設職員給与比較

	生活保護 標準3人世帯(33歳、29歳、4歳)		児童養護施設 30歳職員
	1-1 級地	2-3 級地	平均月給+平均諸手当額
給与			257,437 円/月
生活扶助	175,170 円/月	138,680 円/月	税+社会保険料を 15%と仮定する
住宅扶助	69,800 円/月	34,100 円/月	
勤労控除	23,220 円/月	23,220 円/月	
合計	268,190 円/月	196,000 円/月	

※全国社会福祉協議会(2008)、厚労省(2011)より作成  
 ※生活保護世帯には左記に加え、医療扶助(医療費自己負担なし)、保育料自己負担なし、教育扶助、生活一時補助、生業扶助、期末一時扶助、勤労控除、特別控除などがあるが、今回は考慮しない(保守的な算出)。

のか。なぜそのような家族構成になってしまうのか。それらの家族にお金を手渡せば解決するのであるのか。これらを解決する政策が、虐待予防にもつながると考えられる。

非常に簡潔にまとめると、「家族が崩壊すれば社会的コストが増大する」。家族は社会の最小構成単位であるが、それが例えば虐待を受けた子どもが、家族の代替となる社会的養護で0-18歳までにおよそ7千万円のコストをかけても十分なケアを子どもに注いでいない現状からも、まさにそれほど家族は価値がある存在といえる。家族は、虐待の発生割合だけでなく、収入、貧困、健康、犯罪率、各種福祉受給率など様々な要因に影響を及ぼすなど社会的コストに非常に関連している。このようなことから家族の研究は進展しており、離婚では学歴が低いほど離婚割合が高い傾向にあることが判明している。このようなことから教育<sup>(注A)</sup>に投資することが離婚の防止となり、虐待の予防にもなる可能性が高い<sup>(注B)</sup>。

### 教育の社会的・経済的効果

教育が社会全体に及ぼす効果が高い。個人所得は教育段階が進むごとに上昇し、わが国では高等学校を修了していない労働者の所得は修了者の80%しかなく、大学修了者は高卒より68%所得が高く、それは女性について顕著であり、さらに受けた教育

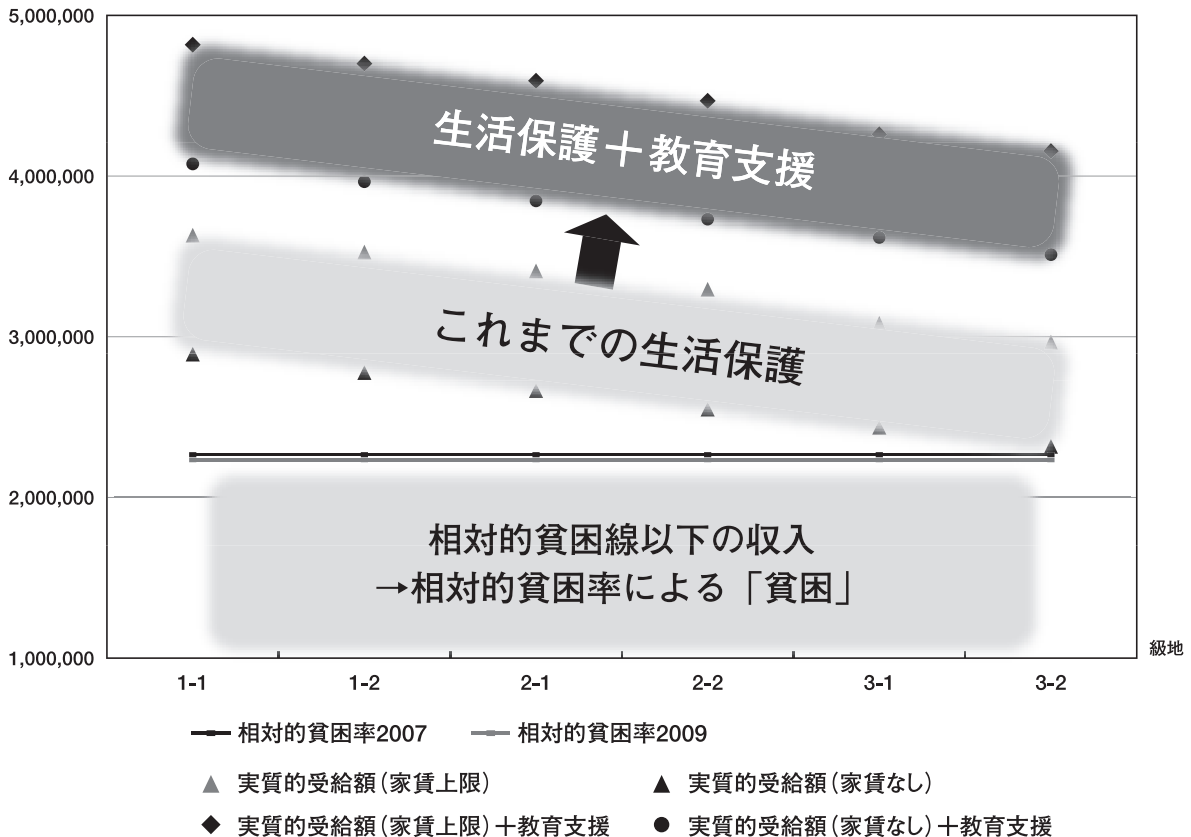
段階が進むほど雇用率は上昇し、失業率は低下するなど教育はセーフティーネットの役割を果たしており、また健康とも関連している(OECD、2011)。平均的にわが国でも学歴は失業率、正規職員、給与などに影響を及ぼすことは明らかである(独立行政法人労働政策研究・研修機構、2011)。このように教育は雇用や健康などにも影響を及ぼすため、今後は退学者や中卒者などに対する手厚い支援が必要と考えられる。特に社会的養護利用者(児童養護施設出身者など)の高校、そしてその後の大学への進学率は一般家庭に比べて低く、退所後は低収入そして貧困に陥る可能性が高いことから、児童養護施設への教育予算、そして退所後の受け入れ先の1つである自立援助ホームに大幅に公費投入し、従来の就労支援だけではなく、入所者の進学支援、そして卒業するまでの寮費等の公費負担を検討する必要がある。それは将来の莫大な社会的コストの発生を予防するであろう。

### 子どもへ教育の重点投資の事例

#### —生活保護の教育プログラムから

生活保護受給者の子どもは一般の子どもに比べ高校進学率が低く、その結果低収入になる可能性が指摘されている。そのため、埼玉県では生活保護受給者チャレンジ支援事業(以下「事業」)のプログラム

〈図2〉生活保護実質的受給額と相対的貧困線の比較



※厚労省(2011)のモデルケースにおいて、住宅扶助を埼玉県に設定

の1つである「教育支援員事業」において、教育支援員が保護受給世帯の中学3年生とその親の相談に対応するとともに、高校進学に必要な基礎学力の向上を図るため、県内大学との連携により学生ボランティアを活用した学習教室を開設し、高校入学まで支援している。この結果、平成22年度中に開始された本事業の受講者の高校進学率が86.9%から97.5%になり、進学率向上という1つの目標が達成されたといえる。この事業の効果は今後のさらなる進学先、就職先や就職率等に依存するが、高卒と中卒の平均の賃金差は約2,690万円(独立行政法人労働政策研究・研修機構、2010)であり、費用対効果の面から十分有効な事業である可能性が高い。この

ため、平成23年度は生活保護受給家庭の中学1年から中学3年まで対象を拡大し実施している。本事業のような子どもに優先投資する政策の実施にあたり、2つの視点から論じたい。

#### (1) 世代内格差

子どもがいる世帯の生活保護受給者は貧困ではない。厚労省は2009年に相対的貧困率を公表し、その基準以下を貧困と定めたためである(注C)。例えば、中学3年生が含まれる厚生労働省のモデルケース(厚生労働省、2011)によると、図2にあるように生活保護受給者は相対的貧困線以上の収入であるため、相対的貧困の視点からはこのケースは明らかに貧困ではない。さらに生活保護受給者は、住民税を

はじめとする税金免除、医療の自己負担額や保育料、給食費や学用品などの学校の諸経費は全額支給され、また就労収入は控除等があるため、さらに相対的貧困線以下の貧困家庭との格差は広がる。このような貧困ではない生活保護受給世帯の子どもに、さらに本事業で1人当たり月額9.8万円(年額約118万円)の教育支援が行われている。これは世代内格差を拡大しているのは明らかである。世代内の格差は正には、生活保護受給者よりも相対的貧困線以下の貧困家庭の子どもたちに資源を集中投資したほうがより公平である。

## (2) 世代間格差

世代会計の試算では、わが国の将来世代は8,309万円の生涯純負担の一方、60歳以上は3,962万円の生涯純受益であり、将来世代と高齢者世代は1億円以上のサービス受益の差が生じる(経済産業省産業構造審議会、2011)という、国際的に世代間格差が突出している国である。この事業は、中学3年間換算で高々350万円程度の教育投資である。世代間格差の視点からいけば子どもに対してはさらなる重点投資が必要なのは明らかであり、将来世代の最適配分のために「世代間格差公平確保基本法」等の必要性を説いている識者もいる。1984年から10年ごとの調査では、わが国は20歳以下の子どもと、それを育てる親世代の貧困率は激増し、引退世代の貧困率が減少するという世代間格差が生じている(経済産業省産業構造審議会、2011)。これは所得の再分配機能がシルバーデモクラシーや貧困デモクラシーにより機能していないことが考えられる。世代間格差からは子どもへの投資を妨げる要因は見当たらない。

## 子どもへの教育投資を有効にするために

### —現場からの3つの提言—

子どもへの教育への投資は、家庭環境の向上だけ

でなく、虐待や貧困を解決する有効な手段と考えられる。実際に政策実施するにあたり、現場の視点から3つ提言したい。

### ① 子どもへの投資方法

#### —時代は現物サービス(現物扶助)へ

「再分配のパラドックス」というものがある。これは例えば貧しい人々だけに限定したサービスを行うと、ますます貧困や格差が拡大していくことである。誰でも必要があれば受けられるような公平なサービスの方が貧困率も所得格差も少なくなるということである。よって生活保護受給者に限定したさらなる上乘せ支援を行うより、すべての子どもを持つ家庭にそのような支援をしたほうが望ましいといえる。例として、子ども手当について言及する。政策実施にあたり行政が所得制限をするコストや給付に要するコストを検討しているのであろうか。子ども手当を担当する行政は特に小規模自治体は虐待対応だけでなく保育、児童扶養手当など様々な業務を重複して行っている。わが国は所得や社会保障システムが一元化されていないため、所得制限の事務コストは膨大であり、他の業務を圧迫する。さらに福祉等の自己負担額、保育料等の滞納回収のコストや回収できずに不能欠損とする事務コスト(「滞納コスト」とする)が存在している。義務教育でかかる経費は子ども手当で充当可能であり、それは滞納コストだけでなく給付コストさえも一気に削減し、すべて公平に負担し享受できるサービスとなる。その余剰人員を虐待対応にさらに導入することも検討できる。また子ども手当は現金給付のため子どもに真に利用されたか不明である。一般家庭と虐待家庭で子どもへの支出という格差は拡大していないだろうか。生活保護の教育プログラムは生活保護受給家庭に月額9.8万円を渡しているわけではなく、その金額の教育プログラムを直接子どもが享受していると

いう「現物サービス」である。子どもへの支援が見かけ上だけでなく、親が搾取しないシステムにするには、現物サービスが最も直接子どもに行き届く意味で望ましい政策である(明細書を提出することも教育クーポンなどの制度も現物サービスの一種である)。相対的貧困論者の所得再分配の主張のような、お金だけで虐待や貧困が解決するという貧困な考えではなく、現場の実情を反映したトータルな支援対策が必要である。

## ② 若者の雇用

平均的に見れば所得は学歴に依存する。しかしそれは雇用がある前提である。雇用創出は政府の責任である。経済成長と世代間格差には負の相関があることが分かっており、低成長のわが国はこれまで以上に世代間格差が増大される可能性がある。若者の雇用を創出するため、新規採用者数や前年度採用者増減率等、勤続年数等による法人税等の税制だけではなく、「公共投資としての雇用政策」(和田, 2011)による、政府が積極的に若者を雇用することを提案したい。また、わが国は相対的に正規雇用より非正規雇用の賃金が少ないが、本来ならば雇用の流動性というリスクプレミアムを賃金に反映する必要があるが、それも政府の雇用政策で対応可能である。

## ③ 「家族依存」という批判から

「家族支援」というサポートへ

最後に家族に対する支援制度の充実を挙げたい。家族、配偶者の有無が老後にどのような影響を及ぼすかはすでに多くの研究がなされており、それはメンタルヘルスだけでなく寿命などにも影響を与えている。明らかに家族の存在は社会的コストを削減する。家族の力が弱まり個人主義になり、老後がすべて行政による福祉サービスになった場合の費用負担はどのようなのであろうか。思想感情的な心地よい意見だけで財政的負担の議論を避けるべきではない。

家族を破壊した後の莫大な社会的コストを支払うより(支払うのは家族批判をする者ではなく将来の子ども達である)、家族へのサポートやケア、そして家族がいない子どもたちには十分な投資をして、将来幸せな家庭を築くことを支援することが社会の責任であると考え。今後は離婚時<sup>(注D)</sup>の子どもの権利や保証が子ども政策の重要な1つになってくるであろう。

## おわりに—社会的養護の子どもたちに光を

筆者は社会的養護を受けた子どもたちの予後調査を実施している。それは社会的養護を受けた子どもたちが、社会に出て何が必要なのか、何が必要だったのかというニーズ、またそれを実施する政策や法制度、予算を「根拠に基づいた福祉 Evidence-Based Welfare、EBW(和田ら、2010)」により科学的に政策提言し実施することは、社会的養護利用者だけでなく子どもすべてに有益なシステム、普遍的な支援システムを構築できる可能性があると思われるからである。現在の社会保障システムは現役世代、そして将来世代に過酷な負担を求めなければ維持できないシステムであり、すでに限界に達しており現状のままでは破たん恐れがある。その被害を最も受けるのは子ども達であり、それを回避し持続可能なシステムにするため、皆様と今後も手と手を取り合い研究していきたいと考えている。

(注A) 教育の客観的指標の1つとして本報は学歴を選択した。教育の指標としては多くの議論があつてよい。また本報では教育の質や内容、過度の教育などの教育ネグレクトについては言及していない。

(注B) 虐待をお金だけの貧困で判断するのも危険であるが、家族構成のみで判断するのも危険

である。しかしながら教育は家族構成や貧困の両方に効果がある可能性が高い。

(注C) 生活保護は貧困でない論拠の1つである相対的貧困率について論じたい。わが国は税制・社会保障を把握するシステムを取っていないため、あくまでもアンケート調査による相対的貧困率しか算出できない。そのためとになるデータによって大幅に違いがあり相当の幅を持って解釈する必要が指摘されている。例えば同年の相違対的貧困率は元データによって14.9%、9.5%と違いがある。相対的貧困率についてはOECDなどでも採用されている基準であるが、わが国でなぜ国民生活基礎調査のデータを利用したのか不明である。相対的貧困率は収入のみしか考慮せず、しかも資産が一切考慮されていないというお金だけの指標である。本来、貧困を論じるのには家族構成や心身の健康などさまざまなものを考慮すべきであり、お金だけで貧困を判断するのは適切ではない。このような不確実でばらつきのあるデータを政策立案に使用することは望ましいのか疑問が残る。

(注D) 本報は平均した離婚の影響について述べている。DVや死別などの個別の要因については検討していない。もちろんその要因についての適切なケアの必要性は言うまでもない。しかしながらわが国は離婚は、子どもが大人になるまでの権利や保障について定めなくとも夫婦間の合意のみで離婚できるといふ、子どもへの配慮がない制度である。

#### 参考文献

- 独立行政法人労働政策研究・研修機構. ユースフル労働統計—労働統計加工指標集— 2010. 労働統計加工資料集. 独立行政法人労働政策研究・研修機構: 2010, pp 1-297.
- 独立行政法人労働政策研究・研修機構. ユースフル労働統計—労働統計加工指標集— 2011. 労働統計加工資料集. 独立行政法人労働政策研究・研修機構: 2011, pp 1-301.
- 和田一郎. 日本の貧困問題-家族支援から貧困を解決する. そだちの科学 2011: 16
- 和田一郎, 高橋秀人, 大久保一郎. 国民年金と生活保護に関する実質的受給額の比較—高齢者単身世帯および高齢者2人世帯を例にして—. 厚生指標 2010: 57 (12)
- 全国社会福祉協議会社会福祉制度・予算対策委員会施設部会. 社会福祉施設の人材確保・育成に関する調査報告書 平成20年7月: 2008.
- OECD. Education at a Glance. : 2011.
- 経済産業省産業構造審議会基本政策部会. 少子高齢化時代における活力ある経済社会に向けて—経済成長と持続可能な社会保障の好循環の実現—. 中間取りまとめ: 2011, pp 1-93.
- 厚生労働省社会・援護局保護課. 生活保護基準の体系等について. 第2回社会保障審議会生活保護基準部会 資料3: 2011, pp 1-42.

#### キーワード：根拠のある福祉 (EBW=Evidence-Based Welfare)

わが国の福祉政策について、これまでの感情的で大規模な集団が優遇されるような議論で政策を決定するのではなく、アウトカムは何か、プログラムを受けた後の予後はどうなっているのか、プログラムとして適切か、不公平感がないか、そもそも費用を投入した効果があるかなどについて、科学的に検討し根拠を導出することをEBWという。

## 特集 18歳からの旅立ちに向けて

旅立ちの道のりをみつめて：18歳からの支援



ありむらた いし  
有村 大士

日本子ども家庭総合研究所 子ども家庭福祉研究部 主任研究員

# 児童福祉施設の退所児は今 ——退所後調査からみた現状と分析の課題

<はじめに>

「こどもっと\*1」、「日向ぼっこ\*2」をはじめとする施設利用経験者自身によるサポートの取り組みが注目され、社会的な存在が認知されてきた。その一方で、施設利用経験者が施設退所後、あるいは施設の職員とのつながりが切れた後の生活状況について、未だに十分な分析がなされているとは言いがたい現状である。

本稿ではこれまで行われた施設利用経験者の追跡調査をいくつかご紹介した後、現状を踏まえ、予後調査が必要な理由とそのあり方について検討を加えることとする。

<先駆的な予後調査の検討>

追跡調査の必要性を訴える前に、これまで行われた2つの先駆的な追跡調査結果を検討してみたい。まず取り上げるのは、東京都による施設利用経験者の調査である。本調査は自治体の取り組みとして、大変注目され、報道等にも大きく取り上げられた。次に、神奈川県児童福祉施設職員研究会が行った、施設利用経験者の実態と支援の課題に関する調査を取り上げたい。本調査は、自治体ではなく施設職員のグループが行った調査で、施設利用経験者の退所後の状況について職員が把握している現状、および支援の実態について把握・分析を行ったものであ

る。

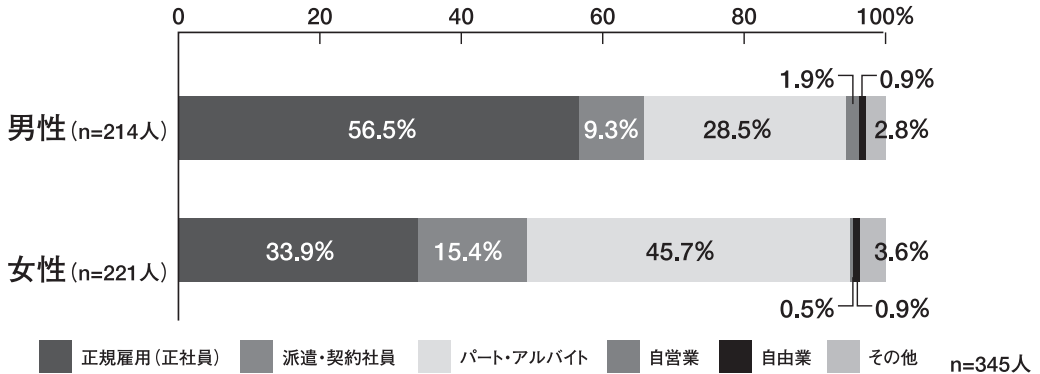
①東京都による施設退所者の調査

東京都は、平成23年に「児童養護施設等退所者へのアンケート調査結果」を公開した。本調査は、東京都所管の児童養護施設、自立援助ホーム、児童自立支援施設、養育家庭の利用経験者のうち、退所後1～10年が経過した3,920人のうち、連絡先が把握できる1,778人に対して行った調査である。回答者数は673人(37.9%)であった。

調査の結果、何らかの職業について「働いている」のは77.9%で、「時々働いている」5.8%であった。そのうち現在の雇用形態について調べると、「正規雇用(正社員)」は、男性で56.5%、女性で33.9%に留まっていた(図1)。また収入について回答があった443人のうち、半数近くが月収15万円未満で生活していた。加えて18歳未満を除く回答者592人のうち、12.3%の方が生活保護受給、あるいは受給経験者であることが分かった(図2)。最終学歴については、「中学卒」23.4%、「高校卒」が58.3%と高い割合を占め、対して「4年生大学卒」は3.9%に留まっていた\*3。

自治体として大規模な調査を行い、社会的に結果を公開した意義は大きい。また、数値として示されたことから、様々な政策目標の策定等にも活用できると考えられる。

〈図1〉現在の仕事の雇用形態



※現在働いていない方及び在学中の方の回答は除く

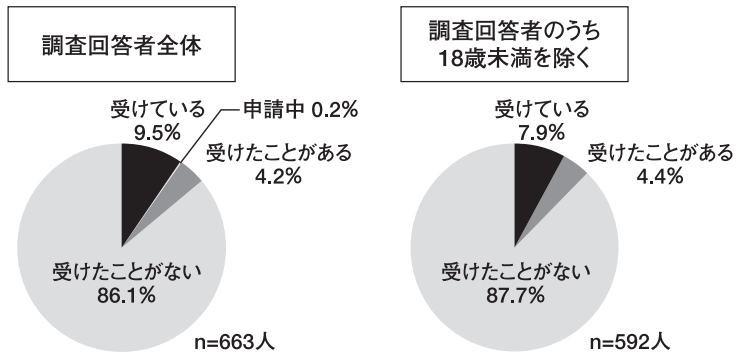
②神奈川県児童福祉施設職員研究会  
による調査

神奈川県下の児童福祉施設の職員で構成する「神奈川県児童福祉施設職員研究会」では、施設利用経験者の退所後の実態と支援内容について把握する目的で調査・分析を行った。

その結果、現状の施設退所者のうち、約2割が就職、進学、措置変更等による退所であった。そのうち就職にて退所した場合の離職状況を見てみると、3年後に当初と同じ就業が続いている割合は半数程度に留まっており、就業継続の難しさが浮き彫りとなった(図3)。また相談支援についても、10代、20代のうちは多くの相談支援を行っているものの、30代以降は大きく減少していた(図4)。

一方で、施設職員が、施設利用経験者へのアフターケアを行う際に、体制、利用できる資源、そして費用については様々な限界があることが分かった。アフターケアに関して勤務時間内に行っていた職員は4割に留まり、半数以上が勤務外の時間を使っていることが分かった。また、生活費の貸付など、公

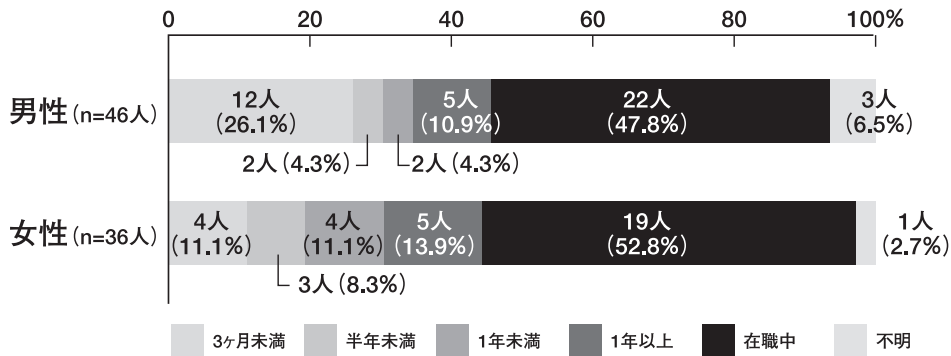
〈図2〉生活保護の受給状況



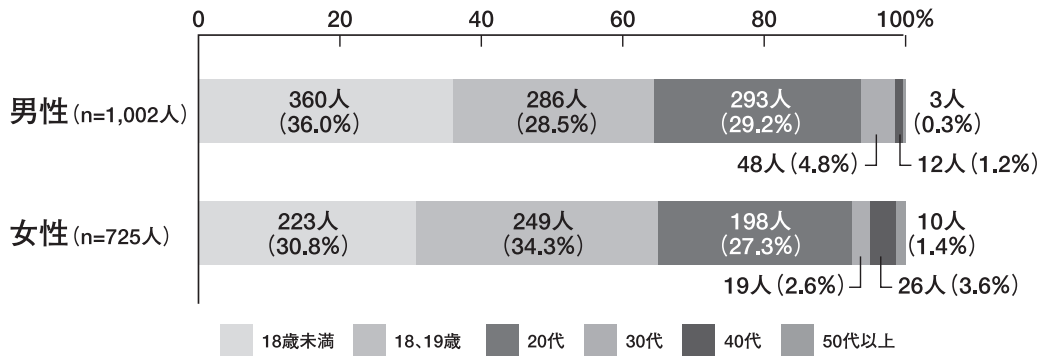
費でまかなえない部分については、職員が私費で支えている現状も明らかとなった<sup>※4</sup>。

本調査も、先に紹介した東京都の調査と同様、都道府県単位の大規模なデータについて検討が行われた。特に重要なのは、就職にて退所した場合の職業の継続、離職の時期、相談支援の年齢や内容など、施設退所後の状況について時間軸が意識されていたことである。また紹介は行わなかったが、個別の支援の内容について把握が行われており、アフターケアの内容について整理が行われていることであった。なお本研究の成果を元にして、神奈川県児童福祉施設職員研究会では、現状を社会に認知してもらう目的でリーフレットを作成し、配布した<sup>※5</sup>。

〈図3〉就職にて退所した場合の離職状況(アルバイト含む)



〈図4〉退所後の相談支援件数



### 〈予後調査の役割〉

施設利用経験者の予後調査について、都道府県単位で実施されたものを2つ取り上げた。それぞれ結果が明らかになったことによる社会的な意義はとても大きい。ここでは、施設利用経験者の予後調査を行う意義について、「社会的問題の指摘」、「具体的な支援への示唆」、「効果測定(コスト評価)」の3点から考えてみたい。

#### ①社会的問題の指摘

予後調査の役割として、まず最初に述べたいのは、施設利用経験者を待ち受ける施設退所後の困難について「当事者の声」を補完する役割があるということである。

本稿の冒頭にも述べたように、施設利用経験者が

「当事者」として位置づけられ、「当事者の声」が語られるようになったことには大きな意義がある。彼ら、彼女らが語る言葉により、彼ら自身がどのような課題や困難に直面しているのかについて、質的な課題を提起してきた。当事者の言葉には、当事者にしか分からない感覚や情報が反映されており、十分に尊重される必要がある。しかしながら、それが単なる権利の要求に留まらず、施設利用経験者に普遍的に存在する「社会問題」であることを証明していくためには、併せて客観的なデータで示していく作業も必要不可欠であろう。

数量的な調査を通じて、「当事者」の声を補完することにより、当事者の感じている困難が、社会問題として存在し、かつその実態を客観的に示す意味

は大きいであろう。

## ②具体的なサービスや政策への示唆

予後調査で実態が把握されることにより、施設退所者が抱える困難に対して、具体的な支援を考える、あるいは提起することが可能となる。先に取り上げた調査でも、施設退所後の困難、就職の継続のしにくさ、支援の少なさなどが指摘されており、サービスや政策への反映が期待される。

今後、予後調査が具体的な支援に対して、さらに効果的な役割を果たすためには、属性による影響を反映した分析が進められる必要がある。その属性の一例がライフステージである。施設利用経験者が進学、就職、転職、結婚、子育て、家庭生活などについて、それぞれのライフステージで、どのような困難を抱えているのかを把握することにより、サービスや政策のより詳細な検討が可能であろう。このように予後調査の分析にあたって、その技法や分析の深度についても十分検討し、退所者を全体として捉えるのではなく、退所者が置かれた現状ごとに分析を進める必要がある。現状での国、あるいは都道府県単位の分析では、単純集計、あるいはクロス集計による分析に留まり、縁をなぞったような分析結果と言える。

具体的に述べると、東京都の調査票は、退所者の「困難感」を指標化できる可能性がある項目群が含まれていたが、そのための因子分析等は行われていない。また、退所者が生活保護を受けている割合だけでなく、逆に生活保護を受けている退所者はどのような属性を持つのかについて分析するなど、視点の転換をするだけでさらに多くの有意義な結果を生み出せる可能性があるだろう。

また、神奈川県児童福祉施設職員研究会についても、同様の指摘ができる。本調査については、実は筆者も分析に協力したが、協力要請を受けた段階で

は施設単位で結果がまとめられており、それを全体の集計に発展させた。もちろん、退所者個人が特定されないという点では十分な配慮である。一方、今後の調査においては、属性に応じた支援の困難さや課題について分析することにも意義があろう。

## ③効果測定(コスト効果)

筆者が指摘する必要もなく、子ども家庭福祉のサービスは税金を投入して成り立っている。従って、社会的コストを投入した結果、どのような成果が上がったのかを報告する責任があるだろう。また、児童福祉施設に自立支援やアフターケアが求められているものの、施設退所後の状況についての把握は限定的である。予後について情報収集を行っていないことから、サービスの評価も限定的である。従ってサービスや政策の有効性について、十分な検討ができていないと言いがたい。

予後調査を行い、施設退所後の情報把握が図られることにより、効果的な支援、あるいは効果を挙げておらず、見直しが必要な支援についても一定の検討が可能となるであろう。そのためには、情報の把握、分析を行う枠組みや仕組み作りから検討を行う必要がある。

## 〈予後調査、および予後把握のシステムの必要性〉

施設入所経験者自身が声を上げる中、本稿では取り上げなかったものの、施設単位や地域単位、あるいは個別の設定で多数の研究が行われてきた。しかしながら、本稿で紹介したような都道府県単位など、大規模でかつ量的に実態が把握できる調査は少ない。また、属性やライフステージに応じた支援のあり方などが数量的に分析できるような調査は少なく、予後を通じたサービスや政策の効果測定を行うにはまだまだハードルが高い。

一方で、他分野をみてもみると、医療には医療経済

学があり、年金、また高齢者の分野でもコスト効果についての分析が行われている。日本は中長期的に国家財政の立て直しが課題であり、かつ少子高齢化に伴う年金や医療費などレガシーコストへの支出圧力が高くなる中、社会サービスに投入される税金の削減圧力は高まることが予想される。従って現状のまま、子ども家庭福祉分野にさらなる予算を呼び込み続けられるかどうかには不安を覚える<sup>\*6</sup>。また、地方分権が進められた際の、地方の考え方も大きく影響を受けるだろう。

当事者の困難や施設におけるケアに、現場に入らないと分からない専門性があり、数量的な研究に限界があることは理解する。しかし、他分野と対抗し、必要な予算を呼び込んでいくためにも予後調査やサービスの効果測定を行うことができる体制整備や解析技術の蓄積が必要であろう。その際、ただ単に集まったデータを分析するだけでは不十分である。集まったデータを分析するにあたり、どのような視点を持ち、何のために分析するかを慎重に吟味する必要があるだろう。

#### <おわりに>

筆者は施設利用経験者について退所後の支援と一定の情報交換を行う仕組みを提案したい。少なくとも施設退所時点から情報を把握し、その後5～10年間、あるいは希望すればその先も支援が受けられるような仕組みが望ましい。蓄積する情報や支援の中身は、現在の当事者活動や予後調査によって検討がなされ、施設利用経験者の実感とデータそれぞれに基づくことが望ましいだろう。

最後に予後調査に留まらず、子ども家庭福祉領域全般に対して意見を述べたい。子ども家庭福祉領域では、数量的な分析そのものが不足している。例えば、児童相談所においても、支援の開始、あるいは

支援終了後についての蓄積や効果測定などが十分に行われていない<sup>\*7</sup>。結果として、日本における虐待のリスク評価等についても、データから抽出された客観的な指標は皆無に近い。

今後の子ども家庭福祉サービス、あるいは施策を考えるにあたり、当事者の意見、現場の専門性はもちろん重要であるが、望むならばそこに客観的なバックデータが存在し、未来に向けて情報や成果を積み上げていくような考え方、あるいはシステムの整備が必要不可欠であろう。

- ※1 こどもっと (<http://www.kodomot.jp/>)  
(本号P.77-82参照)
- ※2 NPO 日向ぼっこ  
(<http://hinatabokko2006.main.jp/>)
- ※3 東京都保健福祉局『東京都における児童養護施設等退所者へのアンケート調査報告書』2011  
(<http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/>)  
(2011/08/6018u200.htm)
- ※4 田中健ほか「アフターケアの取り組みと課題について」神奈川県児童福祉施設職員研究会『ともしび—2007・2008年度版』2009, pp.4-34.
- ※5 2008年度神児研調査研究委員会『施設を出たらもう安心? 児童福祉施設のアフターケアの取り組みと課題』2009.
- ※6 筆者と和田一郎氏(本号P.46-51参照)は危機感を共有し、同様の問題意識を持つ関係者との情報交換、研究への協力を行ってきた。
- ※7 才村純ほか「保護者援助ガイドラインおよび家庭復帰適否判断のためのチェックリストの有用性に関する実証的研究(2)」日本子ども家庭総合研究所『日本子ども家庭総合研究所紀要』Vol.46, pp.167-176, 2010.

#### キーワード：退所後(予後)調査

児童養護施設等の施設利用経験者、里親養育経験者が退所・自立後にどのような状況に置かれているのか、特にその不利益について把握するための調査である。諸外国では国、研究機関等によって調査が行われ、社会サービス利用による教育・学歴、社会的コストの投入のあり方など、サービスや政策のあり方を議論する材料として利用されている。

## 特集 18歳からの旅立ちに向けて

旅立ちの道のりをみつめて：18歳からの支援

# 人と人をつなげる 自立支援

—施設外部の社会資源によるサポート—



特定非営利活動法人 ブリッジフォースマイル 理事長 はやし 林 けいこ 恵子

### ◆児童養護施設を取り巻く

「2つのギャップ」を解消するため、NPOを設立  
2010年12月。「タイガーマスク運動」と言われる  
児童養護施設への寄付活動が一気に盛り上がりました。  
多くの方が、児童養護施設に関心を持ってくださ  
った、うれしい出来事でした。しかしその一方で、  
現場からは戸惑いの声も聞かれました。贈られるも  
のが、子どもたちが本当に必要としているものでは  
ないことが多々あったからです。私がNPOを立ち  
上げようと思った動機も、ここにありました。

2003年、あるビジネス研修に参加した際、偶然  
にも「企業が児童養護施設に対して実施するCSR  
(社会貢献)プログラム」を提案することになりま  
した。児童養護施設のニーズを調査する機会を得た  
私は、児童養護施設を取り巻く環境に、2つのギャ  
ップがあることを知りました。「社会と施設間にあ  
る溝」と、「施設間の格差」です。この2つのギャ  
ップを埋めるためには、支援を仲介する中間団体が  
必要だと考えました。2004年12月、ブリッジフ  
ォースマイルは、「笑顔の架け橋」になることを目指  
して活動を開始しました。

その後、本当に児童養護施設に必要とされている  
のはどんな支援なのか、社会人のボランティアが効  
果的に役に立てるのはどんな支援なのか検討を重ね  
た結果、たどり着いたのが「自立支援」でした。

### ◆生活必需品の仲介と、

高校生向け自立支援セミナー「巣立ちプロジェクト」  
退所して一人暮らしを始める子どもたちに家電、  
家具、日用品等の生活必需品が必要と知り、2005  
年3月、企業や個人からの寄付で集め、仲介する支  
援を行いました。生活家電のほか、中古パソコンや、  
スーツなども仲介しました。そのとき、ある職員が  
「モノもありがたいんだけど、子どもたちは一人暮  
らしの知識や情報もなく、社会に出ていくのです。  
契約やお金の管理で失敗したり、職場の人間関係が  
うまく行かず仕事をすぐに辞めてしまったりして  
います」と聞きました。それならば、一人暮らしの  
準備ができるようなセミナーを実施したらいい、そ  
こに社会人のボランティアもいればもっといい、と  
思いました。ところが、今度は別の職員から、「高  
校生たちは、退所後に備えて、忙しくアルバイトを  
しているので、参加しないかもしれません。」とい  
われました。そこで、考えたのが、セミナーに参加  
したら、1回5,000円相当のポイントを渡し、全て  
のプログラムシリーズ終了後には3万円相当のプレ  
ゼントがもらえる、という仕組みでした。プレゼン  
トは、企業から商品を提供いただいたり、個人から  
中古品を集めたりしています。セミナーは、できる  
だけ楽しみながら学べるよう、講義を減らし、ゲー  
ムやワークを多く取り入れました。今では、巣立ち

プロジェクトに参加した子が、施設の後輩たちに「役に立つから是非行くように」と勧めてくれるようになり、高校3年生の定番セミナーとして、定着してきたようです(図1)。

#### ◆支えの足りない退所後を、

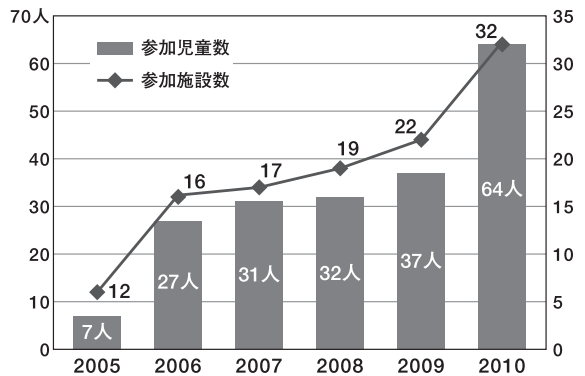
##### 人のつながりで支える「アトモプロジェクト」

退所後、仕事のミスや職場の人間関係のトラブルなどから、あっけないほど簡単に仕事を辞めてしまう退所者がいます。自分だけで思い悩んだり、同じ年代の友人のアドバイスで判断してしまったりするようです。相談できる大人が近くにいたら問題が大きくなる前に何かしらの対処ができたはずと考え、巣立ちプロジェクトに参加した子どもたちが退所したアトモ、交流を続けるアトモプロジェクトを始めました。具体的には、週に1度携帯メールに配信される「アトメル」、2か月に1度行われる「アトモイベント」、そして、社会人ボランティアが退所者をマンツーマンでサポートする「自立ナビゲーション」の3つです。

自立ナビゲーションは、退所者から個人的な相談を受けたことがヒントになりました。「職場で失敗をしてしまった」とか、「店長に叱られてもう仕事を辞めてしまいたい」など、時には泣きながら電話をかけてくることもありました。私は、退所者の感情が収まるまで話を聞いたり、自分の失敗経験を話したりしました。ただそれだけでも、スッキリしたり、気持ちが落ち着いたりしたのか、「ありがとう」と言ってくれるのでした。そんな経験から、退所者には、一人一人の話をじっくり聞く大人が必要なのでは、と考えました。1か月に1回、食事をしたり、お茶を飲んだりしながら、退所者の様子を見守り、必要に応じてアドバイスや手助けをしています。

自立ナビゲーションを始めるにあたって、個別支

【図1】  
「巣立ちプロジェクト」利用者数と利用施設数の推移



援ボランティアの育成にも積極的に取り組んでいます。1対1で関わる支援は「価値観の押し付け」や「依存関係に陥ること」などのリスクもあります。そこで、3日間の有料講座を義務付けています。事前に「EQ診断」を受け、自分の行動特性を理解した上で、コミュニケーションスキル、支援にあたっての注意事項や心構えを学びます。

個別の対人援助で特に難しいのは、ペアのマッチングです。お互い生身の人間ですから、相性があります。そこで考えたのが、退所者による指名制です。退所者自身が、希望する自立ナビゲーターを第5希望まで挙げ、その中でマッチングをするようにしました。双方に納得感、安心感があるので、信頼関係を作りやすくなりました。それでも、退所者と自立ナビの日程がうまく調整できないうちになんとなく会わなくなってしまったり、メールをしても返ってこなかったりなど、継続が難しいこともあります。

また、仕事を辞めて生活が成り立たなくなったり、異性関係や家族関係などで精神的に不安定になってしまったりした時などは、サポートする自立ナビゲーターにかかる精神的負荷が大きくなります。専門性を持っているわけではない社会人ボランティアが、安心して退所者のサポートをできるよう、施設職員と連携したり、より専門性の高い機関

につないだりしていく必要があります。

自立ナビゲーションを利用する退所者の数は、2008年12人、2009年17人、2010年25人、2011年は40人と、年々増えています。2012年には、60名の利用希望者を見込んでおり、「自立ナビゲーター」の確保とサポート体制の構築が喫緊の課題です。

#### ◆退所後の住居支援、生活支援

##### 「スマイリングプロジェクト」

施設退所後、ゆるやかに自立の準備をしながら、安く入居できる住宅の支援を行うのがスマイリングプロジェクトです。

退所者は、今まで職員がやってくれていた食事の支度や掃除など全ての家事を自分で行わなければいけません。施設での集団生活で経験することができなかったゴミ出しや戸締りなども、実践で学ぶ場が必要です。家賃は家計で最も大きな割合を占める支出でもあります。家計のやりくりができず、家賃が払えなくなって、身元保証人になってもらった施設長に延滞金を残して、行方がわからなくなってしまった退所者もいると聞きました。また、家庭で生活できない子どもたちは、退所後の住居を確保するため、寮付きであることを条件に仕事探しをすることも少なくありません。ところが、もし仕事を辞めることになった場合は、仕事も住居も一度に失うことになってしまうのです。その先には、友人宅や彼氏彼女宅に転がり込んだり、ホームレスになったり。生活のベースを失っては、自立がますます難しくなってしまいます。

2010年から施行を開始したスマイリングプロジェクトは、現在、二つの住宅支援を行っています。一つは、一軒家をブリッジフォースマイルが借り上げて、1部屋ずつ貸し出す「シェアハウス」の提供です。2011年3月から男性向けシェアハウスを運営

し、2012年3月には女性向けシェアハウスを開始します。一部屋の家賃は、進学者の場合3万～4万円、就労者の場合は4万～5万円です。水光熱費やインターネット等の共用費は、実費を入居者で均等割りにしています。同じ環境にある退所者がシェアハウスで共同生活を行う中で助けあったり、「シェアメイト」と呼ばれる一般入居者が同居人として生活を見守ったりしながら、生活をしていきます。

もう一つは、株式会社共立メンテナンスが運営する「二食付き独身寮」の提供です。ブリッジフォースマイルが法人契約することで、施設の退所者が格安で利用できるようご協力を頂いています。家賃は食費込みで6万円前後、別途水光熱費、共用費がかかります。寮の管理人夫婦が常にそばにおり、安心です。

2011年1月に「大家さん募集」の記事を朝日新聞に掲載していただきました際、多くの反響がありました。「ぜひ、社会的に意義のあることに家を使ってほしい」、「自分たちが住んでいるので家は貸せないが、すでに巣立っていった息子や娘の部屋を使ってほしい」、「ワンルームのアパートは、ニーズはありませんか」など、子どもたちへの理解や住まいの選択肢が広がっていく可能性を実感しました。

ただ、2年間シェアハウスという形で退所後の住宅支援を試行してみて、正直なところ、シェアハウスの運営は、私たちにとってあまりにも負荷が高いことがわかりました。家を借り上げて転貸するため、空室や滞納による資金面のリスクがあります。また、入居者間の関係も、毎日の共同生活では、共有部分の掃除やゴミ捨てなど面倒なことも分担せねばならなかったり、生活リズムやスタイルの違いがストレスになったりするなど、楽しいことばかりではありません。滞納したから、もしくは共同生活のルールが守れないからと言って、「契約違反だから出て行ってください」とは心情的になかなか言えません。

サポートする人がいなくなったら、退所者がますます社会から孤立してしまうなど、さらに困難な状況に陥る可能性があるからです。

この経験からも、退所後の生活において、住まいの保障は、もっとも基本的、かつ責任の重い支援であり、行政の対策を強く望みます。私たちは、これからもさまざまな住宅支援の可能性を模索し、試行を重ねて、自立支援のあり方を提言していきたいと考えています。

#### ◆就業支援「ブリッジキャリア(東京都事業)」と、職業体験「ジョブプラクティス」

経済的に自立する、つまり自分の稼ぎで生計を立てていくためには、「就労」は最も大切なことです。ところが、昨今の厳しい経済不況下において、退所者の多くが高卒で就職。中には、中卒や高校中退で就労する子どもも少なくありません。さらに、正規社員で就職した退所者の約3割は、2年で離職(B4S調べ)。3年で3割と言われる一般の高卒者の離職率と比べても高く、施設退所者が十分な貯えも帰る実家もないことを考えると、事態は深刻です。東京都の退所者後調査でも、施設退所者の7.9%(一般1.8%と比べて4倍)が生活保護を受けていました。

2010年4月から、東京都は児童養護施設等の中高生および退所者に就業支援を行う事業を実施しています。事業は、幅広いネットワークを持ち、若年層の就労支援に取り組む株式会社パソナグループが受託し、ブリッジフォースマイルは全面的に協力をしています。

中高生に向けては、自立に向けて動機づけとなるようなセミナーや、夏休みに企業で職業体験ができるような、3~5日間のインターンを実施しています。また、仕事を探している高校3年生や退所者、もしくはアルバイトを探している高校生に、面接対

策や履歴書の書き方を指導したり、ハローワークへ同行し、仕事探しを手伝ったりしています。2010年7月サービス開始から、2011年11月末現在で、利用施設数は、児童養護施設25、自立援助ホーム4、里親家庭8、利用人数は289人になりました。

ブリッジフォースマイルが企業の協力を得て行っている「ジョブプラクティス」は、1日4~5時間程度、企業のオフィス、社員のご協力をお借りして、実際に仕事の体験をしたり、社員の話を聞いたりしています。例えば、パソコンの映像ソフトを製作、販売するアドビ システムズ株式会社では、映像加工ソフトを使って、デジタル写真4枚を組み合わせてムービーを作りました。また、ブライダルジュエリーを扱うプリモジャパン株式会社では、実際にダイヤを見てみたり、リングサイズを合わせたりしながら、接客マナーを学びました。子どもたちに様々な職業を体験してもらうのはもちろんのことですが、「継続的なボランティアはなかなかできない」という社員に気軽に参加してもらうCSRプログラムとしても、企業が導入しやすい内容となっています。

就労支援をする上での課題は2つあります。1つ目は、仕事を辞めてしまった時の住まいの問題です。住む場所を失ってしまうと再就職はますます厳しくなります。施設に戻る場所があるのが理想ですが、一時的にでも住む場所を保障する必要があります。2つ目は、能力的、もしくはメンタル的に就労が困難な退所者に、就労までの道のりをもっと緩やかにする支援が必要だということです。どちらも、時間も費用も労力もかかります。こちらも行政にしっかり支えてほしい部分です。

#### ◆教育の機会は平等にあってほしい

##### 奨学金支援「カナエール」

最後に、2011年に始めた奨学金支援「カナエー

ル」について、ご紹介します。意欲と能力のある子どもには、より高い目標に挑戦するチャンスを与えたい。そのためには、大学や専門学校等への進学が欠かせません。

退所者の中には、大学等に進学する子もいますが、全体のおよそ2割。全国平均が8割近くなので、4分の1程度にすぎません。しかも、そのうち4割程度が卒業できない、つまり学校を中退してしまっているというデータがあり、こちらは全国平均の4倍です。一番の理由は、お金の問題で、学費と衣食住全ての生活費をまかなうために、学生ローンや数少ない奨学金をかき集め、アルバイトをしながら生計を立てています。よほどの強い意志や根性がなければ、やっていけません。そのような厳しい環境の中で、「どうせ無理だ、夢をみたってかなうわけがない」と最初から諦めてしまう子もいます。

進学の道を拓くため、考えたのが、「スピーチコンテスト」の開催です。進学をしたい、という意欲のある子どもたちに、将来の夢を支援者の前で語ってもらい、支援を呼びかけるのです。「スピーチコンテスト」というとても高いハードルを課すのは、それを乗り越えた子どもたちにとっても、大きな自信になると考えるからです。スピーチ当日に向けて子どもを支えてくれるボランティア「エンパワーチームメンバー」と一緒に準備をする過程を通して、夢の実現に向けた決意を固めていくこともできます。そんな彼らが施設退所者への社会の偏見をなくしたり、将来に意欲を持ってない後輩のロールモデルとなったりするのではないかと期待しています。

#### ◆ブリッジフォースマイルが目指すこと

以上、外部支援団体として、私たちなりに試行している自立支援をご紹介させていただきました。「自立支援」のあり方として何が正しいのか、まだ



「スピーチコンテスト」の様。将来の夢の実現のために…。



スピーチの猛特訓。「エンパワーチームメンバー」に支えられて。

まだ模索が続きます。しかし、人とつながっているだけでも、子どもたちのセーフティネットになっていることを実感しています。これからも、社会の有用な資源、中でも特に「人」という社会資源を児童養護施設の子どもたちにつなぐ役割を果たしたいと考えています。

支援する側も、受ける側も笑顔になれるように。支援を受けた子どもたちが大人になって、次の世代の子どもたちを笑顔にできますように。そんな笑顔がつながっていく社会づくりに貢献することができたら、幸いです。

#### キーワード：CSR／企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility)

企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任をもち、あらゆるステークホルダー(利害関係者：消費者、投資家等、及び社会全体)からの要求に対して適切な意思決定をし、説明責任を果たすこと。持続可能な未来を社会とともに築いていくため、法令順守はもとより、雇用、環境保護、地域社会発展、次世代育成など、さまざまな社会問題に対して、自発的に行われる活動である。

## 特集 18歳からの旅立ちに向けて

旅立ちの道のりをみつめて：18歳からの支援

# 就労に向けた 取り組みと支援

— 自立援助ホーム「星の家」の日々



自立援助ホーム 星の家 ホーム長 星 俊彦

子どもが成長して「社会的自立」という目標が現実味を帯びてくると、当然のことながら、働いて収入を得ることが必要な条件になる。逆に、つらいことも多いであろう労働に従事し、それを継続していくための主要な動機となるのは、本来は「自立への欲求」ではなかっただろうか。しかし、今どき「早く一人前の大人になりたい！」などと思うような幸せな子ども(?)はあまり見かけなくなりました。良くて「うるさいこと言われずに自分の好きにやりたい」という程度のものであろう。この社会では「大人になりたくない人たち」がどんどん増えている。

そのようななか、社会的養護の対象となっている人たちは、大多数が18歳での自立を強いられる。なかには15歳で社会に放り出される子さえいたりする。今どき、どんなに大切にされ、十分な養育を受けてきた子どもでも、10代後半という年齢で、「後は一人でやっていけ！」と言われたら、途方に暮れてしまうだろう。大人になるための期間がますます長くなっている今の社会で、帰るべき家を持たず、親からの支援を期待できない子どもたちが、自立困難なまま、社会的養護のシステムから外に出されてしまう、そんな現実はまだなくなっていない。

自立援助ホームは児童養護施設出身者のためのアフターケア施設として誕生した。今からおよそ50

年前のことだ。中卒就職者がまだ珍しくない時代で、児童養護施設では高校進学者のほうが例外的な存在だったころのことである。中学卒業と同時に施設を出て、住み込みで就職する子がほとんどだった。15歳や16歳で社会の荒波にもまれ、つまずいて倒れても、手を差し伸べてくれる人もなく、闇に沈んでいってしまう子どもたちがいた。そんな状況を見捨てておけなかった人たちが、ボランティアな活動として、寄付を集め、ともに働き、部屋を借りて住ませたのが自立援助ホームの始まりである。

その後、児童養護施設の高校進学率も少しずつ向上し、その一方で、施設出身以外の子どもたちの自立援助ホームへの入居が増えてきた。児童相談所だけでなく、家庭裁判所、保護観察所、学校、福祉事務所、病院……。様々な経路で子どもたちがやってきた。施設からきた子どもも含めて、共通しているのは、他に行くところがなくなってしまったということ、そして多かれ少なかれ「不適切な養育環境」の中で生きてこなければならなかったということである。

自立援助ホームは、どこにも行き場がなくなってしまった子どもたちを受け入れてきた。そしてこの人たちと「一緒に暮らすこと」、「ともに生きていくこと」が必要なのだと感じ、そうしてきた。社会的養護の枠の外側でうろろろしてしまう子どもたちをみれば、中途半端な状態で社会に出されてしまった

としかいいようがない。制度の網の目からこぼれ落ちてしまった子どもたちとの関わりの中かで、自立援助ホームはシステムの不備を目の当たりにしてきた。

だから、自立援助ホームはそれまでのシステムをさらに発展させ、子どもたちがよりスムーズに社会に飛び立っていけるようにという、積極的な意味合いで作られたわけではないのだ。私たちは自立援助ホームが「養育の仕上げ」をするところではなく、「養育のやりなおし」をするところであるという自己認識をずっと持ってきた。

10代後半になってからの「やりなおし」は、なかなか容易ではない。育ちなおし、育てなおしといっても、ほとんど子ども時代も終わりというころになってから、それをやらなければならないところに自立援助ホームの困難がある。

どこのホームでも「働くこと」が入居するときの第一の条件となっていたし、今でもそうだと思うが、これは「しっかり働くことのできる子だけ入居できます」ということではない。就労について、ある程度の見通しが立たなければ、それはちょっと困ってしまうが、最初から仕事を続けられる子ばかりであったら、自立援助ホームは「格安の下宿屋」で済んでいたはずだ。

「働くこと」や「負担金を払うこと」は私たちが入居を希望する子どもたちとの合意に基づいた最低限の枠組であって、子どもたちの側から見れば、社会生活を送る上でたいへん重要な概念である「契約」を学ぶための第一歩となるし、私たちの側からすると、これを外すと収拾がつかなくなってしまう、退行やらなにやらでどうにもならなくなってしまう、そういう事態を防ぐ手段としての意味が強いのである。

なかには愛着形成の段階からの問題を抱えている

子もいる。放置されたトラウマ、適切なケアを受けられなかった発達上の諸問題……。さまざまな重荷を背負った子どもたちが、ふるいにかけて選ばれたように自立援助ホームにやってくる。入居してくる多くの子どもたちにとって、抱えている問題の重さと継続就労という課題とのギャップはあまりに大きいのである。

さて就労支援といえば「検査」とか「訓練」、「体験」や「実習」、あるいは「職場開拓」など、なにか特別のことを思い浮かべるかもしれないが、そうした「狭義の就労支援」とでもいうべきものは、自立援助ホームの役割ではないと考えている。ハローワークに同行したり、職種選択の相談にのったり、通勤経路を確認したり、履歴書を書くのにつきあったり、面接の練習をしたり……。そういうことはするけれども、それ以上のことは他でやっている「若年無業者」の自立支援事業のプログラムなどを利用してもらったりする。自立援助ホームでの就労支援は、もっと広く「土台からの作り直し」ということに重点を置かなければならないのである。

「土台とはなにか」と問われれば、私たちは「自尊の感情」や「他者への信頼」と答えてきた。生まれてこのかた、人から大切にされることがなかった人に「自分を大切にすること」などできるはずもない。そのことの意味さえ分からない子もいる。しかし少なくとも、自分が生きていることを価値あることと感じ、自らの意志で先に進んでみようと思わなければ「自立」などという目標は出てこないし、他者との関係を作っていく動機も力も育たない。待っているのは「孤立」ということになってしまうのだ。

それでは、自分の存在を価値あるものと感じられるようになるには、どうすればよいのだろうか？ 当然のことだが、他の人間に、価値ある存在として遇されるしかない。そもそも自らの意志とはまったく

無関係に、この世に生まれ出てしまった人間が、自尊の感情などというものを持つようになるのは、周りの人たちがみんな大切にするからである。私たちはなんだかんだいっても、遅まきながらそれをやるしかないのだ。

ところがこれもなかなか思うようにはいかない。それはそうだろう。そんなこと、口先だけではどうにもならない。そもそもほんとうに大切に思っているのか？ そこから問われるのだ。

取りあえず言えること、それは「時間がかかる」ということだ。生まれてからずっと「大切にされない自分」を噛みしめてきた人などもいるわけで、変化はなかなか見えてこない。10年かかる人がいてもおかしくない。時を味方にしなければ、私たちはこの人たちに思いを伝えることさえできない。「そのうちなんとかなるだろう！」という構えでないとやっていけないのである。

時間的な蓄積の中で、自然な形で思いが伝わる。いつの間にか自尊の感情が目覚まし、他者との信頼関係を心地よいと感じられる気持ちが育つ、そういうのがいちばんいいのではないだろうか。

このように時間がかかるので、私たちには「退居したら関係が切れる」ということは考えられない。自立援助ホームに入居することは、それから後の、長期にわたるつき合いのスタートということになる。ホームでの生活で関係が作られ、その関係はホームを出てからも続いていく。私たち社会的養護に関わる者は、人間が生きていく上での「関係の永続性」というものを、もっとよく考える必要があるだろう。

それではホームでの生活とはどのようなものか？ 私たちが目指すもの、それは「普通の生活」である。「普通の生活」とはなにか？ 難しく考えると分からなくなってくるので、とりあえず普通の生活としておきたい。とにかく「食べる・寝る」を中心とし

た、日々の暮らしである。難しいことは特に考えない、ということだろうか。

しかし、じつはこれもなかなかたいへんなのだ。なぜなら、多くの場合「普通でない」ところで育たなければならなかった人たちがくるからだ。毎日、いろいろな問題が起こる。様々な生活習慣上の食い違いに始まり、清潔や健康上の問題、金銭上のトラブルなど。嘘やごまかし。ものがなくなる。窓から出入りをする人がいる。ガラスが割れる。深夜に警察からの電話……等々。枚挙にいとまがないとはこのことだ。それでも私たちは普通の生活を求めて止まない。「負けてたまるか！」というふうである。私たちのエネルギーの多くはそのために費やされているといってもいいかもしれない。

ホームにくる人たちは、たくさんの「負のエネルギー」をため込んでしまっていることがあり、これが一度に噴出してしまうと、手がつけれない状態になってしまう。それでも問題が露出しなければ、それを解決することもできないのだから、なんのためにホームにいるのか分からなくなってしまう。私たちは「問題が起こるのは当然であり、なにも起こらないのはおかしい」と思っている。それでも、これはなかなかコントロールできるものではないので、それを受け止められるかどうか、ここがまさに「問題」なのだ。

それほどでなくても、ひとつ屋根の下に何人もして暮らしていれば、いろいろなことが起こる。「いいことばかりはない」というのが「普通の生活」だろう。降る日があれば晴れの日もある。ときには笑い、ときには泣き、怒ったり、喜んだり、悔しかったり、あき

里親委託
児童自立支援施設
情緒障害児短期治療施設
乳児院
児童養護施設
合計

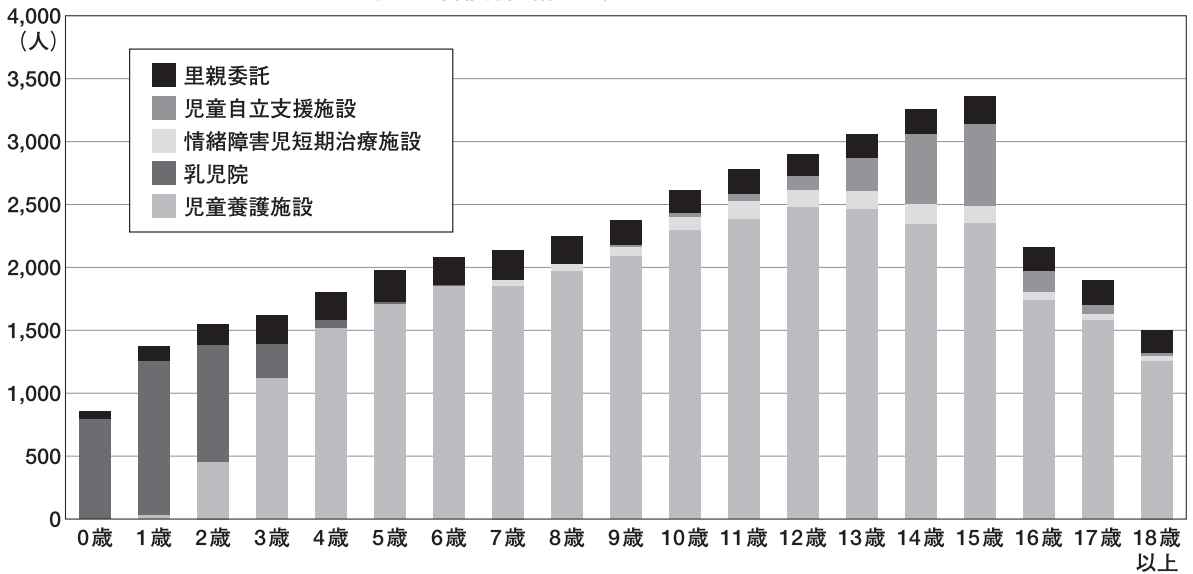
れたり、好きになったり嫌いになったり……。感情が渦を巻いて、絡み合うとき、そこに人と人との結びつきが生まれる。これを「情緒的紐帯」というのだろうか。そしてこの結びつきこそ、「ともに生きていく」ために必要なものであり、だれにでも必要なものなのである。

なんのことはない、私たちは「家庭」の代わりに「普通の生活」の場を提供するのである。もう10代後半になっているのに、社会的養護のもとで育ってきたのに、「これまでどうしてきたの？」と思うような人もいる。「なにが基本か？」ということを考えなければいけない。私たちは、子どもたちが与えられてこなかったものを、少しでも子どもたちに返さ

なければいけない。「普通の生活」の場を子どもたちに提供すること。それなしに就労・自立への支援もなりたないだろう。

生活のあり方は、当然のことながら、大人の考え方によって決まってくる。情緒的な交流が行われるためには、自由な感情の表出が許される雰囲気が保たれていなければならない。これは難しいところだが、まず基本になるのは、私たちも含めて、そこにいるメンバーが「自分自身でいられること」ではないだろうか。「言いたいことを言う」とか「たてまえでなく本音でやり取りができる」とか……。身につけた知識や技術ではなく、自分自身の人間性が問われるということは、この仕事のきついところでも

〈図1〉年齢別在籍児童数（平成20年2月1日現在）

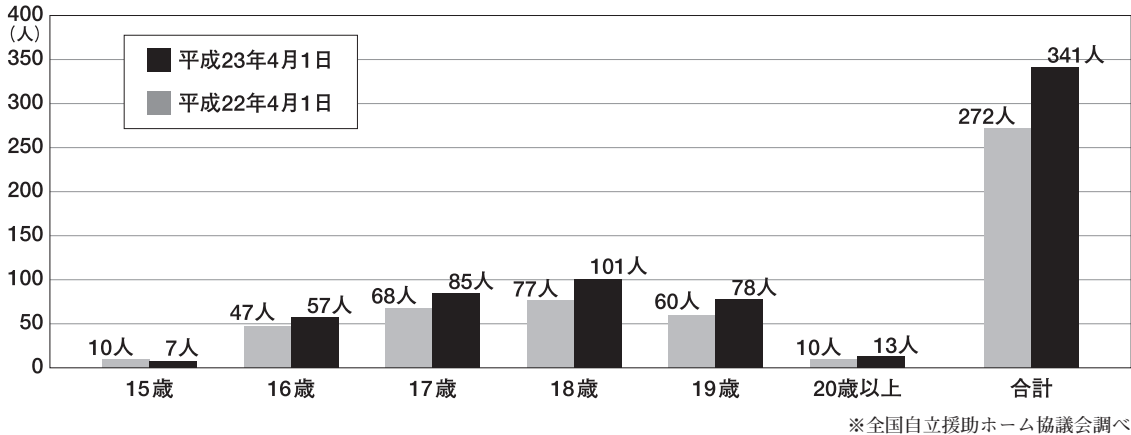


単位：人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上
児童養護施設	59	119	160	228	217	249	220	234	217	196	181	196	170	183	195	216	190	192	178
乳児院	0	0	0	0	0	0	0	0	4	18	36	53	116	266	563	655	171	78	33
情緒障害児短期治療施設	0	0	0	0	1	0	4	40	54	70	101	140	130	142	153	129	57	45	36
児童自立支援施設	790	1,222	931	276	62	16	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
里親委託	6	34	454	1,120	1,520	1,711	1,858	1,860	1,973	2,095	2,300	2,389	2,486	2,466	2,349	2,356	1,745	1,581	1,256
合計	855	1,375	1,545	1,624	1,800	1,976	2,083	2,134	2,248	2,379	2,618	2,778	2,902	3,057	3,260	3,356	2,163	1,896	1,503

※厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童養護施設入所児童等調査結果の概要」（平成21年7月）より

〈図2〉 自立援助ホーム在籍者数



あり、醍醐味でもある。

ただ、ホームはあくまでも子どもたちの生活の場であるということを忘れてはならない。大人の「職場」としての側面が勝ってしまえば、「普通の生活の場」の機能は低下してしまう。「高度な専門性」があるとすれば、それは、ホームを「子どもたちにとっての生活の場」として保つためにこそ利用されるべきだろう。

最後に一つ付け加えておきたい。図1を見ていただきたい。これは、厚生労働省が発表したデータをグラフ化したものだ。社会的養護の下で生活する子どもたちの年齢別在籍数である。一目瞭然。このグラフの形は、現在の社会的養護の下で10代後半を迎えた人たちの状況を端的に表している。

ピークは18歳でなく15歳である！ 16歳で一挙に1,200人の減少。17、18歳とさらに大きくその数を減らし、18歳以上の人数は15歳の半分以下になってしまう。この人たちはどこに消えてしまったのだろう？ 現状を少しでも知っている者ならば、どう考えても、ここで減った人たちが、自立したり、家庭に帰ったりしたとは考えられないだろう。ちなみに全国の自立援助ホームの在籍数はというと、少々データの時期がずれるが、一昨年（2021年）の4月が272人、昨年（2022年）の4月が341人である。他の人たちはみんな

などこに行ってしまったのだろうか？

昨年の暮れ、厚生労働省は「児童養護施設等及び里親等の措置延長等について」を示し、措置延長や再措置の制度を活用し、安易に措置解除をせず、18歳、必要があれば20歳まで、社会的養護を継続するように促した。

これがそのとおり実施されれば、グラフの形も変わってくるはずである。自立援助ホームの役割もこれまでとは違うものになるのだろうか？

いずれにせよ、社会的養護の対象となっている子どもたちの自立支援ということに関しては、まだまだこれからという状況なのである。

#### 参考文献

- 1) 全国自立援助ホーム協議会「自立援助ホームハンドブック」（2011年）
- 2) (財)青少年と共に歩む会編「静かなたたかい～広岡知彦と『憩いの家』の三〇年～」(1997年、朝日新聞社)

#### キーワード：自立援助ホーム

義務教育終了後、学校に行かない子どもたちへの社会的養護、自立支援の活動は、「児童自立生活援助事業（第二種社会福祉事業）」として1998年の児童福祉法改正時に初めて法制化された。その後、公的な支出の増加にともなって、自立援助ホームは急激にその数を増やしつつある。

制度化以前の「全国20か所時代」に各地のホームで繰り広げられた実践はすでに伝説と化し、私たちには、先達から引き継いだ“魂”を共有し、いかに深化させていくのかという大きな課題が残されている。

## 特集 18歳からの旅立ちに向けて

旅立ちの道のりをみつめて：18歳からの支援

# 場の力



自立援助ホーム セルフサポートセンター東樹 ホーム長 りゅうおかずゆき  
**龍尾和幸**

自立援助ホーム「東樹」を始めて19年目となる。児童養護施設で22年間、中高生とアフターケアを担当してからの移動であった。

私は中学時代に父と兄を失い中卒で就労した。児童養護施設、平安養育院の指導員になり中高生の担当をしたが、高校に行けないことを理由に中卒で自立を強いる進路指導に矛盾を感じたのだった。進学する児童は施設に残り、進学しないで追い出される児童は「こんな福祉ちゃうやん！」と悔し涙を流した。私にとって彼らのことは決して他人ごとではなく『何とかしなければ…』、そんな思いが自立援助ホームへ転身する原動力となった。

### 生命力

30代の中頃であったろうか、中2のA君の言葉が胸に刺さった。「俺は捨て犬と同じや。親に捨てられ、学校にも捨てられる。どうせ、進学をせんかったらこども俺を捨てるんやろ。俺の命なんかどうでもいいんや！」。大粒の涙を流しながら「お袋は俺を産みっ放しやないか！」と迫った。私は若き指導員として成す術がなかった。

数年後、不甲斐ない悔しさを胸に、私は命の確かさを知るために妻の出産に立ち会った。我が子の出産場面は感動的であり、命懸けで命を生み出す妻にA君の母親の顔が重なった。しかし何と言っても、

生まれた直後「オギャー」と泣き叫ぶ我が子の生命力に不思議を感じずにはおれなかった。

何故なら、妊娠中の母親はお腹の我が子に「十月で生まれなさい」、又は「産まれたらオギャーと声を上げなさい」等と自立の指導をする訳ではない。なのに赤ん坊は小さな身体に生命力を宿して「オギャー」と叫びながら母の胎内から自立する。即ち、赤ん坊が自ずと発する「頑張るぞ！」という叫びが「生命力」である。さればこそ人はその「生命力」を心の核となし「生活力」を身に付ける。自明の理である。では「生命力」を生み出す源は何なのか。

### 自立の支援は「癒し」から

自立援助ホームを利用する少年は、職場で毎日厳しいしっ責を受ける。「中卒だから頭が悪い」。「こんな漢字も知らんのか。やっぱり高校中退やな」。職場での理不尽な扱いで「もう辞めよう」、「明日辞めよう…」と、心は千々に乱れる。そんな彼らは、日々、私たちに一体何を求めてホームに戻って来るのだろうか。悲しさと怒りに震えて悔し涙を流す彼らに、私たちが成すべきことは学習指導であろうか。それとも職業指導であろうか。もちろん、彼らが自立するための最低限の知識、更には仕事や生活のための技術は是非とも身に付けさせたい事柄である。しかし、彼らは安らぎと癒しを求めてホームに戻り、



東樹の外観イラスト



まずはホットする場を…。東樹のリビング



「立ち止まっていんだよ ふり返っていんだよ…」。  
インドの菩提樹をモチーフにした東樹のパフレット



産道をイメージした廊下。リビング(子宮)へと続く

取り合えずはホットしたいのである。

ましてや、幼き頃の家庭にあっては、多くの場合、虐待やネグレクト等の状況下であり、心の中は血を流しつつ施設に辿り着いたのである。私たちは心の中故、見えないことを良しとして「生活力の支援」ありきになっていないか。彼らの心の傷が治癒しているのか、否かの確認が不十分なまま、「自立支援」という大人の理屈を押し付けているのではあるまいか。言葉を変えるなら、未だ傷が癒えない患者にリハビリを施すことが医者専門性ではなかろうということである。

自立援助ホームであれ、児童養護施設やその他の施設であれ、先ずは丁寧な生活環境において「癒し」こそを優先させなければならない。心のこもった美味しい食事で空腹を満たし、心癒される空間を用意

して「あー、やっぱりホームは良いなー」その思いが自ずと心に湧き上がってこそ、「よし、明日もう一日頑張ってみよう」という「生命力」が湧き上がってくる。その日々の繰り返しが結果としての自立心、即ち「生活力」のためのスキルを受け入れる心持ちになるのではないか。

私たちは今一度、命の原点である母親の胎内を見つめ直し、自立とは何かを再考する必要がある。

### 東樹の理念

当ホームは「育ちの場は母親の胎内のように」を理念としている。それは子どもが生命力と共にこの世に産まれてくるからだ。多くの子どもは誕生後に元気よく伸び伸び成長するが、中には親や地域、或いは教育の手に掛かった結果、生命力が失われ自死

を選ぶ子どももいる。しかし、元はといえばその子どもたちも他の子どもたちと同様に「オギャー」と叫びを上げて誕生した筈である。となると、子どもを自死に追い込んだ責任は、手を掛けた彼らの親や私たち地域の大人の責任とも言える。

ならば、子どもが育つ家庭や社会的養育の場を、母親の胎内の要因で満たせば生命力に満ち溢れた自立が出来るのではないか。即ち、家庭や福祉施設の生活の場を「第2の胎内」とみなし、生活の場から社会への自立は「第2の出産」と位置付けられる。

### 胎内要因

私たちが命を宿した胎内は、大きく言えば「栄養」「子宮」「母親」の3要因からなる。その要因を育ちの場、即ち家庭に置き換えるなら「食」「場」「人」であろう。この3要因は胎内要因と一致する。しかも「子宮に3膜あり」である。栄養を運ぶ膜を「絨毛膜」。羊水を貯める「場」の膜を「羊膜」。そして「脱落膜」は、母親が赤ん坊に初乳を与えると子宮が収縮し胎盤を剥離する膜。所謂、赤ん坊を人として自立させる膜である。宇宙の生命の3原則は「大気」「海」「太陽」と言われる。母親は太陽である。

右の別表のように、ナイチンゲールが唱える「看護の3原則」や「未熟児保育の3原則」においても「食・場・人」は論証される。

しかもその3要因は互いを補足し合う関係にあり正三角形をなす。「食」は「場と人」を、「人」は「食と場」を、「場」は「食と人」を支える。

### 施設の課題

福祉施設の育ちの場にこの3要因を自立を測る物差しとして当てると、施設の児童の自立の困難性が見えてくる。「食」は基本的には栄養士や調理師の領域であり、育てる役割の指導員や保育士は「食」を担わない。「場」は空間的に過大で癒しが無い。「人」とは職員であり交代制勤務のため連続性に欠ける。もちろん以上は制度上の問題でもある。しかし、健康的な家庭養育とは大きく異なる。○△×で評価するなら△としか言い得ない。

もし胎内要因の「栄養」が不十分で、「子宮」の状態と「母親」の精神状態が不安定、即ち何れもが△の状態なら、赤ん坊に課題が生じる。従って施設の児童の自立に課題が生ずるのは言わずもがな必定である。しかも、より困難な児童にそれが顕著であるのは避け難い事実である。

### 育ちの場における3要因

環境	3 要因		
胎内	栄養	子宮	母親
育ちの場 (家庭・施設他) 第2の胎内	食	場	人

➡ 自立  
(第2の出産)

### 思い

子宮の3膜	絨毛膜	羊膜	脱落膜
看護の3原則	栄養	空気	関わり合い
未熟児保育の3原則	栄養	感染防止	保温
宇宙の生命の3原則	大気	海	太陽

その上、3要因の「食・場・人」は「思い」を底辺としている。しかし、社会的養育の場の福祉施設では、職員たちの「思い」が弱い。「食・場・人」は制度によるが、「思い」は職員個々の福祉に懸ける情熱である。赤ん坊を宿した母親が我が子への愛に満ちた「思い」無くして一体どうなるであろう。「思い」の弱い職員集団が、不十分な「食・場・人」の下、生活の「場」とは大きく意識が異なる職場でスキルに頼った自立支援を行っても自ずと限界が生ずる。

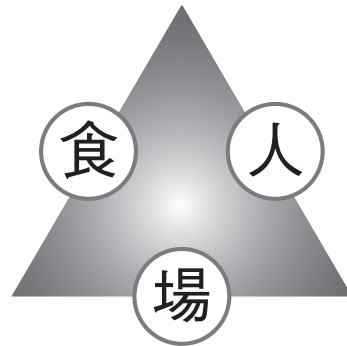
では「思い」とは何か。それは教育の3原則と符合し「優しさ」「厳しさ」「楽しさ」から成り立つ。この思いの中でも現状の福祉施設において最も弱いのが「場への思い」である。結果、社会的養育の「場」への確信が弱く、それに支えられる「食と人」の正三角形がバランスを欠くのである。

#### 「場」への思い

若き頃、全養協の季刊誌「児童養護」に小学生の作文で「僕はいま苦しい。もう一度お母さんのお腹に戻りたい」という一文を見た。子どもならずも誰でも、人は苦しみの渦中にあっては本能的に母親の胎内への帰巢願望が生ずる。

自立援助ホームの主たる目的は、児童福祉施設や里親等の社会的養育の場から中卒や高校中退で切り捨てられた児童の再支援である。言葉を変えれば、自立援助ホームは一度失われた児童の生命力を喚起する場である。ならば福祉施設の建物の理想は、人が母親の胎内で命を得て最初に住まいした子宮なのではないか。

「東樹」の新築で腐心したことは、理念である胎内環境の具現化であり、先に述べた3膜を内包し得る「子宮」を如何に形にするかであった。「子宮」とは柔らかさである。柔らかいものに命は宿る。一



### 食・場・人の正三角形

つに間取りや空間の扱いである。子どもが辛い思いでホームに戻ったとき、門に向き合う窓辺から穏やかな明かりが迎えてくれ、玄関を経てリビングに至る廊下が、まるで産道を通して子宮に戻って行くような心持ちになる「場」である。

二つ目は室内の色彩である。大地の茶と、空と雲のブルーグレーを取り入れ、自然界の色彩を表現すること。木々の緑は生活の小道具で表現する。明かりは可能な限り蛍光灯を避け白熱灯で陰影がある薄明状態を作る。それは母親の子宮の中は皮膚を通して若干の光りを通す薄明状態による。これらは「1/fゆらぎ」で説明がつく。「自然界に存在する物は全く同じ物がなく少しずれている」ということであり、均一でない明かりが人の心を癒すからだ。森林浴が疲れた人の心を癒し「生命力」を取り戻す。それが「東樹」の場の理想であった。

#### 生命場

現代の医学に「生命場」という考え方がある。従来の西洋医学のように個々の臓器を単一と見なして治療するのではなく、体内の空間全体の中で臓器を捉えるという東洋医学の見地に基づく。生活の場も同じである。親子の生活で身に付けた児童の課題を、

如何にすれば今一度社会的養育の「場」の施設で、個々が穏やかに関わり「生命力」喚起の「場」とし得るのかを熟考する必要がある。

ましてや現代の家族は核家族で、家が従来備えていた近隣住民と関わる縁側等のパブリックゾーンが失われ、プライベートゾーンだけの家庭になっている。子どもたちも隣人の刺激による緊張感が失われ不登校や引きこもり問題の一因ともなっている。

しかも、子育ての孤立化は何も家庭だけの問題ではない。社会的養育の施設も地域にあっては孤立化(クローズ)している。施設も子育ての場をオープンにしなければ児童の自立に支障が出る。

オープンとは児童のプライベートを保障しつつ、一般の地域住民の思いにも叶う施設創りである。悩みを問わず、地域住民が疲れたときに施設に足を運びホッとできる「場」である。或いは、自ずとお喋りに行きたくなる「場」のことである。その安心感に満ちた「場」こそが、そこで暮らす子どもにとっても癒しであり、自立のための緊張感ともなる。これが地域住民とのパブリックな生命場ということであり、地域における子宮としての「場」である。

胎内の子どもはプライベート空間の子宮に守られつつも、パブリックな場で親族や近隣住民の期待に満ちた声掛けで刺激を受けているのである。

### 住み込みの「場」として

数年前、英国イースト・アングリア大学のジュン・ソブン教授が来訪された。その折「英国にも東樹のような青少年ホームが必要です」と述べられた。英国の青少年問題はホームレスである。「しかし、青少年をアパートに住まわせて、職業訓練や教育等のプログラムをあてがっても、ケースワーカーの訪問指導だけでは自立に限界がある。このように青少年と共に暮す大人が必要です」と仰られた。

「でも住み込みは大変ですよ」と応えると、「住み込みは勤務の形態で、援助の質から表現すれば、それはlovely careです。英国には日本より多くの制度がありますが、制度は冷たいものであり、それだけでは青少年は救われません」と。

しかし如何にlovely careと称賛されようと、住み込む職員にとってその「場」が忍従の「場」であれば何れ燃え尽きる。職員自身が癒される心地良い「場」でなければケアの継続性は保障されない。

### おわりに

「胎内理論はよく分かりましたが、子どもたちにここが本当に心地良いか聞いてみたいのですが…」。

来客から度々受ける質問である。しかし、それは児童に聞くに及ばない。もし東樹の場が訪問客に心地良ければ児童もきっと心地良いし、逆であれば児童も心地悪い筈である。児童も客も同じ人間である。

福祉施設の職員は児童の「生命力」に目を向け、生活の「場」に思いを込めることである。建物の新旧を問わず、日々の暮らしを丁寧に行い、住まい方を工夫しなければいけない。それが「場の力」を信じ、「場の力」を生かすことである。自立支援のスキルを論じるのはそれを大前提としてのことである。

### キーワード：1/f ゆらぎ

1/f ゆらぎは、自然界におけるゆらぎの中で普遍的な現象で人間を含めた生命や自然界の基本原則でもある。打ち寄せる波の音、小川のせせらぎ、風の吹き方、木漏れ日、太陽光、蛍の光など自然界のゆらぎは例外なくこの1/f ゆらぎの特性を有する。また、ろうそくの炎の揺れや電車の揺れなど人間がつくった人工物のゆらぎも、計測してみると1/f ゆらぎである。更に重要なのは、自然の生き物である人間の脳波のリラックス時に優勢になるα波や、眼球の動き、心臓の鼓動も1/f ゆらぎを有しているということがわかってきた。そのため現在では、人間は1/f ゆらぎの中に身をおくと、自然と心地よくなるということが、1/f ゆらぎが人体に心地よい原理(理由)と推測されるようになっている。

## 特集 18歳からの旅立ちに向けて

旅立ちの道のりをみつめて：18歳からの支援

# 思春期後期の自立・ 社会参加の支援 ——子どものパートナーを志して

特定非営利活動法人 子どもセンターパオ 代表理事、弁護士



ただ はじめ  
多田 元

### 1. はじめに

子どもセンターパオは、親の虐待などにより居場所を失った子どもたち（主に思春期）のためにとりあえず安心と安全を得られる家庭的な居場所を提供することを目的とする非営利団体である。

「パオ」の名は、モンゴルの組み立て式の家（パオ）にちなみ、砂漠を吹き荒れる風から人々を守るパオのように、傷ついた子どもたちを守り、支援したいとの思いがこめられている。

子どもセンターパオは、2007年から2011年まで13歳から19歳までの女性19人をシェルター丘のいえに受け入れた。滞在期間は約2ヶ月から5ヶ月である。

2011年11月から就労を条件としない自立援助ホームとしてステップハウス「びあ・かもみる」を開設した。短期滞在のシェルターで一定程度回復できても、すぐに社会へ出て就労、自活することは現実には困難であり、もう少し時間をかけて自立への力を蓄えるためのステップハウスである。

これら社会的養護を必要とする子どもの支援のなかでも、思春期後期、とくに18歳以降の未成年者は、原則として児童福祉法の対象とされないため（例外的に成人まで措置が延長されることもあるが）、福祉的支援の谷間になる現状の問題を意識しながら、子どもセンターパオの成り立ちとその活動

を通じて自立支援のあり方について考えるところを述べてみたい。

### 2. 子どもの権利基盤型社会的養護の展開

1989年11月20日成立した国連子どもの権利条約は、子どもを単なる保護や教育の対象ではなく、自ら権利を行使できる主体とする「子ども観」へ転換し、子どもの人権の時代とも言われる。子どもの人権問題は新たな法領域として認識されるようになった。

この条約に先立つ1900年、スウェーデンのエレン・ケイが、20世紀は子どもが権利をもつ新しい時代との期待をこめて教育思想を展開した「児童の世紀」を著した。彼女は「児童の世紀」の題名が、ハラルド・ゴーテの戯曲「獅子の子」の老人の言葉「次の世紀は児童の世紀になる。子どもが権利をもつとき、道徳は完成する。」に由来すると述べている。<sup>1)</sup>

しかし、20世紀の子どもの権利条約が成立した背景には世界大戦の戦禍や虐待の犠牲になった無数の子どもの苛酷な現実があり、21世紀の現在もその現実が続いている。その現実の前に悲観論に陥るのではなく、だからこそ、さまざまな困難に直面する子どもの問題の解決のために、子どもは権利の主体という視点から、新たな解決方法が見出されていく

可能性がある。そのことを実感させるもののひとつが、いま広がりつつある子どものシェルターの市民的活動である。

2004年創立のカリヨン子どもセンター(東京)、2006年創立の子どもセンターてんぼ(神奈川)と子どもセンターパオ(愛知)、それらに続く子どもシェルターモモ(岡山)、ピピオ子どもセンター(広島)、子どもセンターののさん(京都)、そだちの樹(福岡)などが2011年子どものシェルターネットワークを結成した。

それらに共通する理念は、子どもが単なる保護の対象ではなく、パートナー弁護士が付き添い、子ども自身が十分な説明を受けて、その自己決定によりシェルターや自立援助ホームを利用する権利の主体として扱われ、その自立支援のプロセスに主体的に参加することである。

虐待され家庭にも居場所を失い、傷つき、孤独、不信、無力感に陥っている子どもが、パートナー弁護士などに相談し、その援助のもとに自らの意思でシェルターや自立援助ホームの利用契約を結び、スタッフ、支援者らとの共同で創っていく居場所の生活に参加し、そのぬくもりのなかで安心、自信(あるがままの自分でいいと自分の存在価値を肯定できる)、心の自由を回復し、生きる力を獲得して旅立ち、社会参加を果たしていく。

このような子どもの主体的な参加の援助という考え方は、子どもの権利条約が子どもの参加の権利を保障すると理解されることとも符合し、1990年国連犯罪防止会議決議のリヤド・ガイドラインにおいても「青少年は、社会のなかにおいて積極的な役割とパートナーシップを認められなければならない」と謳われた趣旨にも合致するであろう。<sup>2)</sup>

エレン・ケイは、「子どもの権利の第一は親を選ぶこと」と主張した。それには健全な遺伝子をもつ子を産み、子育てができる親を選ぶという一種の優生思想が窺われ、現代に通用するものではないが、現代においては、「幸福、愛情、理解のある雰囲気にある家庭環境のなかで成長する」ことを子どもの権利として保障し(子どもの権利条約前文)、その家庭環境を奪われた子どもには社会的養護と言われる「特別の保護および援助」を受ける権利を保障するとされる(同条約20条)。子どものシェルターの理念は「子どもが権利として選ぶ社会的養護」という新しい視点を加えると言えるであろう。

### 3. 子どものパートナー論

私は、1988年8月裁判官を退職するまで19年余の在職中通算10年間家庭裁判所で少年事件を担当し、劣悪な環境で、親などから虐待など不適切な扱いを受けて心傷ついた少年たちと数多く出会った。その若い頃の出会いで、少年は、非行の場面では加害者であっても、それ以前にさまざまに傷ついた「被害者」の側面を背負っていることに気づかされた。

罪を犯した少年も、少年司法のプロセスにおいて、その「被害者」の面を理解され、受容された対話、安心できる環境の確保などのケースワーク的な援助によって、不信と不安で閉じた心を徐々に開くことができる。自己の存在と価値を大切にされることを感じ、自己肯定感を回復するなかでこそ、少年は、非行が他者にも、自己にも有害な行いであることを理解し、反省を深め、責任を自覚して償いの実践へと向かうことができるまでに成長、変容していく可能性、すなわち豊かな可塑性を表すことを知る多くのケースに出会った。子どもの権利条約40条1項はこの理を明らかにしている。

そして、少年法の保護主義は、一人ひとりの少年の成長発達の個別的ニーズに応じた処遇を行う個別処遇の理念を中核とし、子どもの成長発達の多様な可能性への信頼を基礎としていることを実感することができた。その子どもへの信頼こそは、虐待で傷ついた子どもの自立支援の基礎でもあると信じる。

1989年子どものための弁護士活動をしたと考えて開業し、少年事件の弁護などを始めた。少年法は、家庭裁判所の少年保護手続(調査と審判の手続)では、弁護士の役割を「附添人」と定める。<sup>3)</sup> 当時は、附添人の役割については、少年の弁護人と家庭裁判所の協力者との二面があるといういわゆる二面性論が通説だった。しかし、実際に附添人活動をしていると、少年の立ち直りを援助するためには、確かに家庭裁判所と協力する必要はあるが、少年にとっての附添人の役割という視点で考えると二面性論には乗り越え難い矛盾が生じ、所詮は大人側の発想だという疑問を抱き、附添人は少年のパートナーとして支援するものと考えようになった。今日では附添人パートナー論が有力と認められている。

パートナーとして子どもの権利を守り、支援するために、次の三つのことを大切にしたい。

- ①子どもを支える。指導する態度をとらない。
- ②子どものことは子どもから学ぶ。
- ③かかわるプロセスを大切にしたい(楽しみたい)。

実際に、困難に直面した子どもが必要としていることは、指導や教育よりも、常に子どもに対して肯定的なまなざしをもって支えられることである。そして、かかわる間は、困難を抱えた子どもを決して見捨てないで共に歩みたい。安定した幸せな生活ができるようになることは大切だが、その成果よりも「失敗」も含めて子どもから学び、かかわるプロセスを大切にしたい。

子どもを「直す」のではなく、「理解すること」、

同情ではなく、共に感じる「共感」が重要であり、「つきあう」、「共に生き共に育つ」姿勢が子どもの支援を継続していくには必要である。非行の問題を抱えた子どもの自立支援であろうと、虐待からの保護、自立支援であろうと、子どものパートナーとしての自立支援の基本的態度は同じであると思う。

#### 4. 子どもセンターパオの活動

##### 1) 子どもセンターパオ創立までの道のり

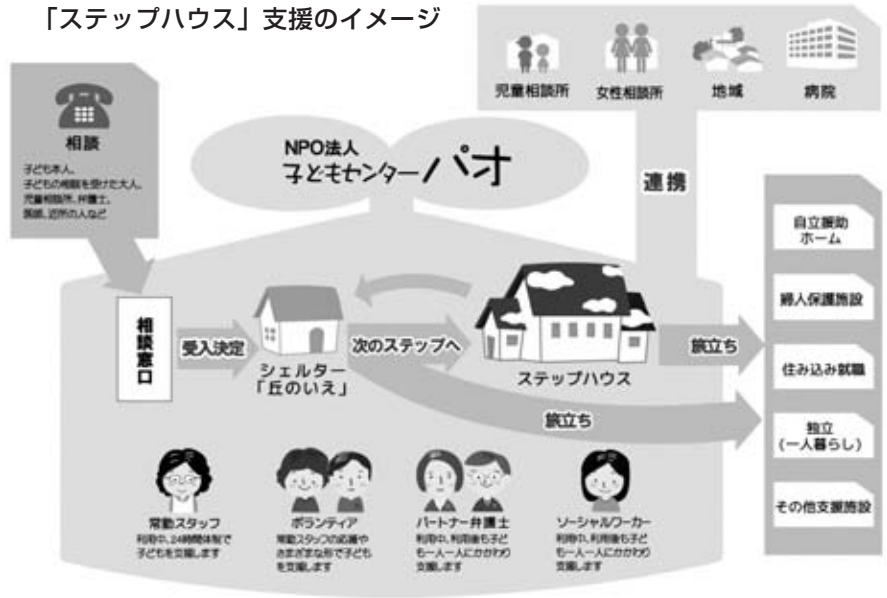
子どもの虐待ケースは、弁護士を開業してすぐに出会うことになった。そして、それが児童相談所という行政機関だけでは到底解決のできない問題であり、各種専門職が枠を超え、幅広く市民とつながり、親と子を支援できるネットワークの仕組みを築いていく必要があることに気づくようになった。その頃、自立援助ホームの先駆けである「憩いの家」の活動をしていた広岡知彦さんらが東京で「子どもの虐待防止センター」を創立しており、いろいろと教えてもらいながら、1995年「子どもの虐待防止ネットワークあいち」(CAPNA)の創立、1997年キャプナ弁護団の結成にかかわった。<sup>4)</sup>

そして、児童相談所など関係機関と連携しながら、子どものパートナーとして子どもの虐待ケースに取り組むなかで見えてきたことは、親の取締、処罰の発想では子どもの虐待問題は何ら解決せず、子どもの視点に立つ子どもと親への支援の社会的仕組みを作ることこそが虐待防止を可能にするということだった。しかし、現実には家庭にも児童福祉法上の施設にも居場所を得られない子どもと出会い、手だてのない無力さを味わう経験を重ねて、2006年NPO法人子どもセンター「パオ」の設立、子どもが緊急避難できるシェルター「丘のいえ」に至った。

子どものシェルターの必要を実感させたのは、17歳の女性の附添人を担当したケースだった。彼女は

幼い頃から父親による虐待を受け、軽度知的障害と判定されてもいた。ビニールのゴミ袋に頭だけ出して入れられたまま2階のベランダから吊された恐怖の記憶を脳裏に深く刻まれていた。彼女は家出して、性非行の「ぐ犯」で家庭裁判所に送られたが、東京の自立援助ホーム憩いの家

「ステップハウス」支援のイメージ



に補導委託試験観察となり、半年余り安定したので、保護処分が付さないとの決定で家裁の事件は終了した。ところがその後まもなく、彼女は憩いの家でパニックを起こし、父親から性的虐待を受けていたことを寮母に打ち明けて精神不安定な状態が続くようになり、再び家出して愛知県の風俗店へ戻ってしまった。彼女は身の危険を感じて、私に電話で救助を求めたので、彼女を風俗店の従業員寮から取り戻したものの、憩いの家に戻ることを拒否する彼女を強制的に戻すこともできず、すでに18歳に達しているため児童相談所は保護の権限がないと言い、女性相談センターには年齢が若いという理由で保護を断られた。彼女を保護できる公的制度がない。私の事務所の向かいのワンルームマンションの1室を借りて書庫にしていた部屋にやむなく彼女を避難させた。「臭いからイヤだ」という彼女を「古い書類の臭いだ。バス・トイレ付きだし、ショコに居なさい。」と駄洒落で笑わせて、その部屋に落ち着かせた。そして、精神科医療のケアも受けながら休ませると、彼女自身の意思で憩いの家に戻ることにになり、その

後は憩いの家の支援を受けて独り暮らしをするまでになった。「書庫」での2ヶ月ほどの休息があって、次のステップにつながることができたのである。

このような経験から、子どもセンターパオの活動は必然的に行き着いたものと言える。

2) 自立支援の課題と展望

子どもセンターパオでは、シェルター丘のいえも、ステップハウスびあ・かもみーも、利用開始から社会へ旅立った後も、支援を継続していくパートナー弁護士のシステムをとっている。相談を受け、受入決定をしてから旅立ちまでの支援の概要は図を参照されたい。

パオにたどり着く子どもは、性的虐待、身体的・心理的虐待、ネグレクトのいずれか、またはすべてを体験し、大人の暴力的支配・過干渉・無関心・人格否定による心的外傷を蓄積している。自分など生きている価値はない、存在価値もないという意識を持たされている。そのような子どもが一人で自由な意思決定をできるわけではない。しかし、ほんの少

しでも安全と安心の場を切望する彼らの気持ちを受けとめ、「あなたのままでいいんだよ」、「ひとりぼっちじゃないんだよ」のメッセージを伝えながら、その希望や不安を含めて、ていねいに意思を確認し、自己決定を支えていく。

パオにたどり着くまでに児童養護施設などで育てているケースは多い。まさに社会的養護を必要とする子どもにとって施設養護が抱える問題が集約されている。虐待によって施設に保護されたが、虐待をした親の親権などの問題は何ら解決されないうまま、また、虐待による心的外傷についても十分なケアもないまま、15歳や18歳で社会に放流されるように退所する子どもたちがいる。その一例であるが、幼児期に施設に保護され、中学校卒業で退所して従業員寮に住み込み就職したが、虐待をしていた母親がその収入を当てにして接近し、それによって動揺した子どもは独り暮らしの寂しさや職場の長時間労働の厳しさに耐え難いこともあって退職、結局は母親のもとへ戻ってしまったところ、母親と同居していた男性から性的虐待を受けるに至り保護を求めた。

相談に乗ったパートナー弁護士の援助のもとにシェルターから他県の自立援助ホームへつながり、アルバイトをしながら自立をめざしている。パートナー弁護士は就職に際しての身元引受人、保証人になり、支援を継続している。しかし、その支援には保証責任の負担などのリスクを伴う。負担軽減の法整備が求められる。

施設から社会へ円滑に移行するための準備的なケアをリービングケアと言われるが、それを十分受けられない思春期の子どもの自立は困難を極める現実がある。パオの試みは、困難を背負わされた思春期の子どものために、シェルターやステップハウスでのケアの段階から社会へ旅立った後のアフターケアの段階まで、パートナー弁護士やソーシャルワーカー

などによる「継続性のあるリービングケア」を行うものと言える。それは、あたかも外海に船出していく子どもを支援するが如く、将来に向かって継続性のある自立支援のシステムと言えるだろう。その理念は、子どもの権利条約20条が家庭環境を奪われた子どものための社会的養護について「養育の継続性が望ましい」と規定する趣旨にも合致する。

そのような継続性のある自立支援を保障する法整備こそは、共に生き、共に育つ心豊かな社会を築き、子どもの虐待の連鎖を防止するために重要な課題であると考ええる。

#### 注

- 1) 「児童の世紀」小野寺信ほか訳富山房百科文庫
- 2) 「少年非行の防止に関する国連ガイドライン」
- 3) 少年法の条文上は2000年改正により「付添人」の漢字になった。
- 4) 愛知県弁護士会子どもの権利特別委員会有志が中心になり、結成された、子どもの虐待対応の弁護士グループで、東海北陸6県と静岡、長野を加えた8県にわたり120名を超えるメンバーがいる。愛知県、名古屋市の各児童相談所に担当弁護士を派遣している。

#### 参考文献

カリヨン子どもセンター・子どもセンターてんぼ・子どもセンターパオ・子どもシェルターモモ編  
「居場所を失った子どもを守る子どものシェルターの挑戦」  
明石書店(2009年)

#### キーワード：社会的養護

社会的養護とは、保護者がいない、あるいは保護者に監護させることが適切でない子どもに対し、児童福祉施設、里親など公的責任、社会の責任として養育・保護を行い、子育てに困難を抱えた家庭を支援することをいう。国連子どもの権利条約20条は家庭環境を奪われた子どもなどに国の特別な保護および援助を受ける権利を認めている。

# 当事者の声

## ——当事者団体の活動の現状と課題



社会的養護の当事者グループ全国ネットワーク「こどもっと」代表  
社会的養護の当事者推進団体「なごやかサポートみらい」相談役 しみずしんいち  
**清水真一**

### はじめに

本稿では、自らの生い立ちや経験を通して、社会的養護の当事者として自助団体を発足させた経過と現状、全国の当事者団体組織の活動内容について報告し、今後の社会的養護の当事者団体のあり方と課題について述べる。

### 1. 私の体験について

私は愛知県内の児童養護施設等で育ち、施設生活の中で楽しいことも、嫌なことも辛く悲しいことも経験した。ところが、そんな日常の喜怒哀楽とは別のところで、私の心の中には不満がくすぶり続けていた。自ら望んで施設に入所したわけではない。両親がおらず、家庭で生活することができなかったために入所したままで、本当は普通の家庭で生活したかったのだ。その思いは、施設の子どもたちみんなが持っていたと思う。

そんな私たちを、職員は温かく見守り接してくれた。その出会いが後に私を福祉の道へ進ませることになるのだが、現在でも時々お会いする機会があり、食事を一緒にしたり、自分の悩みなどを聞いてもらっており心の支えになっている。

私が高等学校へ進学した時代には、施設を退所する子どもたちの過半数は、中学卒業で就職していた。私は施設退所後の将来について考えた時、児童養

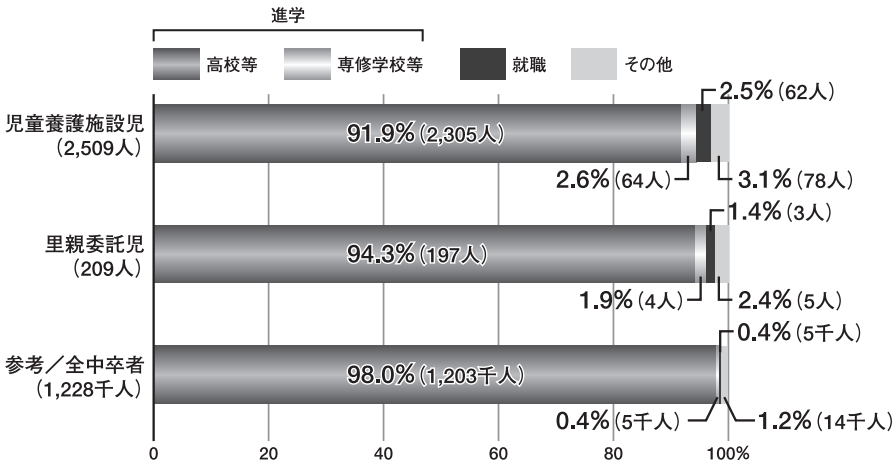
護施設での生活を活かして同じ境遇で生活している仲間のために何かできないかと考えた。しかし、当時の私には、高校卒業後に大学進学という選択肢はなく、高校卒業後に施設を退所し、施設長から薦められるままに高齢者分野への就職を決めた。特別養護老人ホームで、調理員、介護職員として勤務した。5年目に、私が生活していた児童養護施設の法人内に新規に老人ホームが開設され、私がお世話になった児童養護施設の施設長に声をかけていただき、高齢者デイサービスセンターの主任として開設を任せられた。

しかし、自分と同じ境遇の子どもたちのために何かしたいという思いは消えなかった。高齢者デイサービス生活相談員の経験を経て、仕事を始めて11年目にようやく夢であった、自分が暮らしていた児童養護施設の児童指導員になり、3年目には事務員となった。私は、「施設生活での経験が活かせる、子どもたちと同じ目線に立って考えていきたい」という思いを新たに<sup>1)</sup>した。

私は仕事を通じて、子どもたちが快適な環境で生活するためには、職員が働きやすい職場環境にあることが重要であり、それが施設に入所している子どものケアの充実や自立への支援に繋がるのではないかと考えた。また、職員のメンタルヘルスの取り組みもとても大事なことだと感じた。

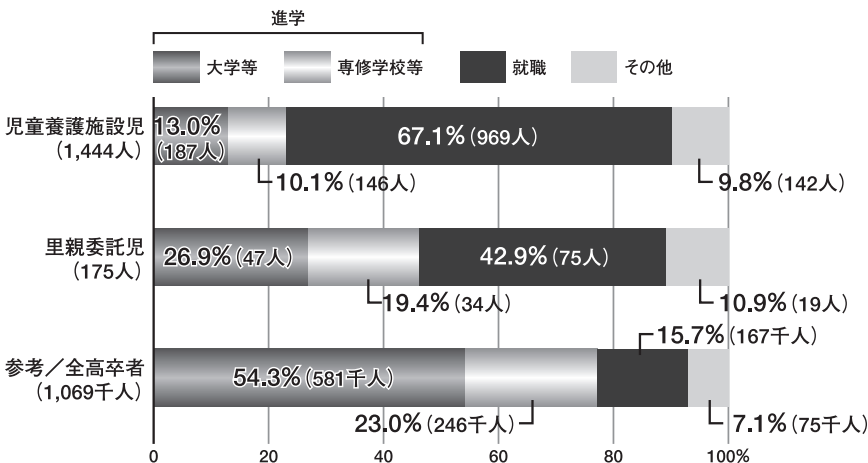
〈図1〉 児童養護施設児・里親委託児の進学状況

① 中学校卒業後の進路 (平成21年度末に中学校を卒業した児童のうち、平成22年5月1日現在の進路)



高校進学率は高くなったが、高校卒業後の進路は、一般に比べ進学率は低く、就職が多くなっている。

② 高等学校卒業後の進路 (平成21年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成22年5月1日現在の進路)



資料：厚生労働省家庭福祉課調べ。  
全中卒者・全高卒者は、平成22年度学校基本調査。  
※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校  
※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程  
※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校(第82条の2)及び各種学校(第83条)、並びに職業能力開発促進法第16条に基づく公共職業訓練施設

施設を退所した後、困っている子どもたちの姿を見てきたが、そのことに対して施設職員としては何もできず、今、施設で生活している子どもたちを守ることで精一杯であることもわかった。そのことが後の当事者団体発足へと繋がっていくこととなる。私は福祉分野のことを幅広く学ぶ必要を感じ、2011年4月に福祉系大学の通信課程に入学した。

2. 進学状況について

近年、施設からの高校進学率は91.9% (2010年5

月1日現在)と上昇し、全国平均の98.0% (2010年5月1日現在)と比較して格差が縮小してきた。一方、2005年度の高校中退率は7.6% (全国平均2.1%)と高く、進学できたとしても途中でドロップアウトする割合が高い。また、高校卒業後の進路は、一般に比べ就職が多い。大学等(短大・高専・専修学校を含む)の進学率は年々高くなっているものの、2010年5月1日現在は23.1% (全国77.3%、2010年5月1日現在)と依然格差が大きい(図1)<sup>2)</sup>。

この格差には、経済的な状況が大きいと考えてい

〈表1〉措置費による教育等の経費

		支弁される額(平成24年度)
幼稚園費(平成21年度～)		実費
入進学支度費		小学校1年生:39,500円(年額/1人) 中学校1年生:46,100円(年額/1人)
教育費	学用品費等	小学校:2,110円(月額/1人) 中学校:4,180円(月額/1人)
	教材代	実費
	通学費	実費
	学習塾費(平成21年度～)	実費(中学生を対象)
	部活動費(平成21年度～)	実費(中学生を対象)
特別育成費		公立高校:22,270円(月額/1人) 私立高校:32,970円(月額/1人) 高等学校第1学年入学時(加算):58,500円(年額/1人)
学校給食費		実費(小学生及び中学生を対象)
見学旅行費		小学校6年生:20,600円(年額/1人) 中学校3年生:55,900円(年額/1人) 高等学校3年生:108,200円(年額/1人)
自立に役立つ資格取得のための 高校生の特別改善費(平成24年度新設)		高等学校3年生:55,000円(年額/1人)
就職、大学進学等支度費 (近年、逐次改善中)		就職支度費:79,000円(1人一回) 大学進学等自立生活支度費:79,000円(1人一回) 特別基準(両親の死亡等の場合の加算):192,510円(平成24年度改定)

平成21年度に幼稚園費、学習塾費、部活動費を新設するなど、教育費の充実に努めているところ。また、就職支度費、大学進学等支度費は、毎年度改善(+2,000円)を図ってきている。

る。実際に施設から大学等へ進学するには、家族の支援が得られる場合を除き、公的な進学補助は施設退所時に約7万9千円(特別加算は別途約192,510円、2012年度改定)が支給される以外の支援はなく(表1)、民間財団の給付制奨学金(以下、奨学金)に応募して通らなければ、学費・生活費を含めすべてを自己負担しなければならない<sup>3)</sup>。こうした状況から、私には金銭的支援がなかったために、高校卒業後に大学進学という選択肢はなく、就職しか考えられなかった。当時としては大学進学率が低かったこともその一因かもしれない。

前述したように、私は高校を卒業する時点で、自分の経験を活かして児童養護施設職員として働きたいという夢があった。しかし、大学に進学することはできず、高齢者福祉の道へ進んだ。その道を児童福祉の道へと戻してくれたのが大学進学であった。

今後、大学進学希望者は増えてくるだろう。子どもたちが大学に進学しやすい環境が整備されることを願っている。

### 3. 退所後の就労状況や生活支援について

施設退所後に、家族の支援がほとんど得られない施設生活経験者の退所後の生活は深刻である。近年、社会問題化した「ネットカフェ難民」や「ホームレス」のなかに施設生活経験者が一定数含まれていたことが明らかにされている<sup>4)</sup>。

就職しても長続きせずに離職することも多く、生活保護費を受給して生活している人もいる。また、離職後にハローワークへ通っても、なかなか次の就職が決まらないという問題も報告されている。

これは、学歴の低さから就職の選択肢の幅が狭くなり、雇用が不安定になるということも考えられる。

そのためにも、最低限でも高校卒業ができた上で施設等を退所できるような環境を作る必要がある。また、何らかの要因で、突然の離職を経験すると、生活が不安定になるだけではなく、精神面でも不安定になる。

私自身も経験しているが、施設での集団生活で大勢の子どもとの生活に慣れてしまうと、退所後に一人であることが不安になり、孤独感に陥ることがある。こうした精神的不安や、仕事での悩み、恋愛問題など様々な悩みが重なると、死にたいと考えたり、夜も眠れずに精神科や心療内科などへ通院したり、不安がつり処方された薬を多量服用し病院へ運ばれたりする人もいる。

このようなことを未然に防ぐためにも、少しでも相談できるような場所が必要である。

また、施設等退所後に子どもたちが生活困窮しないようにするためには、施設で暮らしている間のケア（インケア）がとても重要だ。子どもたちが一人で生活していくために必要なことを、日常の生活の中でどれだけ育てられるかも問われる。

現在の措置費の中では、日常生活の最低限の保障はあるが、子どもたちの自立に向けての支援はまだ十分とはいえない。また、現状の中でも、職員には、社会的養護を担う者として高い専門性も求められるのではないか。

#### 4. 社会的養護の当事者団体発足について

2008年9月に施設や里親家庭等（社会的養護）で生活していた経験がある当事者と施設職員や研究者などが一緒になって、名古屋に社会的養護の当事者推進団体「なごやかサポートみらい」を立ち上げた。私もこの設立にかかわり、初代の会長となった。

当事者団体として何ができるのか、当事者の立場で支援できることはないか、考える中で、施設等退

所後に自分自身も経験した孤独感から、居場所や相談できる場所を作りたいと思った。2008年11月には朝日新聞厚生文化事業団から「子どもへの暴力防止プロジェクト助成」をいただき、2年間に亘って団体立ち上げにご支援いただいた。

「みらい」では手始めに「施設や里親家庭で生活している子どもたちへの支援活動」として施設訪問事業を行っている。これは施設を訪問し、行事などに一緒に参加させていただきながら社会に出てからの苦労話や金銭的なやりくりの問題などを、実体験をもとにしながら子どもに伝えることである。

2010年からは、名古屋市子ども青少年局子ども福祉課より児童養護施設で生活している中学生と高校生を対象にした「児童養護施設入所児童向け自立・就労支援研修」を受託し実施してきている。講師として企業の経営者の方々などを招いて社会でのマナーをご説明いただいたり、児童養護施設で生活した経験がある先輩を講師に、施設退所後の苦労話や仕事のこと、生活のことなど、体験談を話していただいている。大学進学経験のある人には進学についてのお話もお願いしている。

また、「退所後の就労支援、生活支援」について相談窓口を設置して、社会的養護の当事者が集える居場所として「なごやかサロン」を週2日程度開館し、電話相談なども行っていた。現在は、サロンの開館日数は減ったが、電話相談は24時間、365日体制で行っている。サロンには来ることができなくても、電話で相談を受けることにより、身近に感じてもらい次への支援に繋がればと考えている。また、社会的養護のことをより多くの方に知っていただけるよう啓発活動や「わくわく集会」（学習会）も開催している。当事者やこれから社会的養護を担う学生や施設職員、里親、研究者などが集まり社会的養護について皆で学び合い、茶話会形式で交流を



「なごやかサポートみらい」

**施設訪問事業**

児童養護施設の卒園生を祝う会に参加して、なごやかサポートみらいの事業として「施設退所児童記念品贈呈事業」を実施。施設を退所して就職・進学する子どもたちへ記念品を贈呈した。

**わくわく集会**



深め情報や意見交換など仲間作りネットワークを広げている。

そのほかにも、活動の取り組みを紹介する「みらい通信」を年4回程度発行し、会員の方や東海三県の児童養護施設や自立援助ホームや行政機関等に配布している。また、2010年からはハミングバードチャリティー一般財団のご支援によりホームページを作ることができた。これにより「通信」よりも早く、多くの方に情報発信ができるようになった。

**5. アフターケア事業の現状**

近年では、当事者団体が各地で増えてきた。2008年度から国は地域生活・自立支援事業(モデル事業)を全国5か所で実施したが、内2か所は当事者団体である。2010年度からは退所児童等アフターケア事業が一般事業化され、特定非営利活動法人社会的養護の当事者参加推進団体「日向ぼっこ」(東京都)、地域生活支援事業「ひだまり」(鳥取県)、「アフターケア事業部」(大阪府、大阪市、堺市の3か所)の5か所が事業受託している。

2011年から石川県社会福祉協議会、社会的養護

の当事者自助グループ「だいじ家」(栃木県)、社会福祉法人清浄園「児童アフターケアセンターおおいた」(大分県)、青少年の自立を支える福岡の会「いっしょ☆ふくおか」(福岡市)が新しく事業化され、現在では全国9か所でアフターケア事業を行っている。また、2012年4月から名古屋市の「児童養護施設等退所児童就労支援事業」を社会福祉法人昭徳会に事業委託(名古屋市補助事業)して実施される運びとなった。今後も増えていこうこれらのアフターケア事業は、社会的養護の経験者の意見を取り入れていくことでより良いものになっていくと考えられる。今後の動向に期待したい。

**6. 全国ネットワーク発足と今後の課題**

各地域で活動している当事者団体が集まって、皆で活動するために、2010年4月に「社会的養護の当事者グループ全国ネットワークこどもっと」が発足した。2か月に一度程度全国の団体が集まり、当事者活動を進めていくための情報交換をしている。2010年秋には、各地の当事者団体がそれぞれの地域の施設や里親家庭で生活している高校生に参加を呼びかけ、「ピアキャンプ」を開催した。キャンプでは楽しい時を過ごしながら高校生と将来のことを考えたり、同時に高校生に当事者活動を知ってもらっている。2年目のピアキャンプでは、1年目に参加した高校生が、今度はスタッフとして戻ってきてくれたことは大きな喜びであった。今後、当事者スタッフが増えていくことを期待したい。またキャンプの運営をとおして、スタッフのチームワークを学ぶことができているように思う。

2011年11月に「こどもっと」として、レインボー(鳥取)を訪問し、合宿を行った。その際に、今後の「こどもっと」の活動や、各当事者団体の取り組みなどについて6時間にわたり話し合いを行っ



「こどもっと」合宿後のひととき

た。そして、「こどもっと」は、「①当事者の声を聞き、社会に届けることで、社会的養護を良くしていく。②地域を超えて各団体の連携を深め、社会的養護を受けた人の孤独を防ぎ生活を支える。③それぞれの当事者団体の特有なことを尊重し、学び合い、高め合う。④他の当事者団体を応援し、当事者団体が増えることにつなげる。⑤社会的養護の制度や政策について学んでいくこと」以上の5点を目指していくことが決まる。

発足してまだ2年で課題もあるが、その都度、話し合いを行いより良い活動ができるように皆で力を合わせて頑張っている。そして、今後、多くの団体と一緒にネットワークとして運営していくために、組織の体制作りにも力を注いでいる。

「こどもっと」に加盟している団体は、だいじ家(栃木)、こもれび(千葉)、なごやかサポートみらい(名古屋)、レインボーズ(鳥取)、ふたばふらっとホーム(東京)(2012年1月現在)の5団体である。この運営については朝日新聞厚生文化事業団にご協力をいただいている。

これからは、社会的養護の当事者として社会的養護の現状や課題、問題などについての学習会を行い、当事者自身が学んでいくことが大切であると考えている。今後、ますますこのような当事者団体が全国各地にできることと思う。なかには単独で活動している団体もあるが、社会的養護の制度などについて

意見が述べられるようにネットワークの存在意義を理解していただけるよう、同じ当事者同士としてのつながりを創っていききたい。また、このような活動が広がっていくことを願ってやまない。

そして、その広がりの中に――。社会的養護のこと、望まれるあり方、制度政策について、より多くの方々に知っていただくために、当事者と社会的養護に関わるすべての人々が心でつながり手を取り合っていけるような体制を一日も早く構築していきたいと私は考えている。

#### 注

- 1) 清水真一(2008)「いつも子どもたちの目線で」子どもと福祉編集委員会編『子どもと福祉』vol.1、明石書店、80-82。
- 2) 堀場純矢(2011)「児童養護施設生活経験者の生活と意識～聞き取り調査から～」『日本福祉大学社会福祉論集』124号、71-100。
- 3) 前掲1)
- 4) 水島宏明(2007)『ネットカフェ難民と貧困ニッポン』日本テレビ、49-235。飯島裕子・ビッグイシュー基金編(2011)『ルボ若者ホームレス』筑摩書房、68-88。

#### キーワード：退所児童等アフターケア事業

「退所児童等アフターケア事業」は、児童養護施設などを退所した児童(以下、「退所者」)の社会的自立を支援するための国庫補助事業である(国と運営主体である自治体の費用負担割合は各1/2)。本事業においては「退所に向けた支援」「事後対応的支援」「当事者支援」「施設職員などへの伴走支援」の4種類の支援が行われている。前者3つは、退所者(当事者)の居場所づくりを進めながら、離職などで困難な状況に置かれた時も社会から孤立することがないように、退所者(当事者)の社会的自立に向けた支援を行おうというもの。同時に、児童養護施設などの施設職員が行うアフターケアをサポートしていくというのが4つ目の「施設職員などへの伴走支援」である。

## 海外の動向

# 社会的養護を離れた(る)若者への大人期移行支援 —英国の施策動向点描



つぎきてつお  
京都府立大学公共政策学部 教授 津崎哲雄

いかなる場合も、自立準備が出来ていないのに社会的養護から離れさせられようとしていると若者自身に感じさせることがあってはならない。

(『1989年児童法指針・規則3巻』1.11)

### はじめに

わが国の社会的養護を離れた(る)若者への社会的自立支援は、退所児童等アフターケア事業や自立援助ホームのような僅かなNPO・社会福祉法人による事業はあるが、公私の実効ある組織的取り組みは極めて貧弱であり、それを支える法制度は無きに等しい。その結果が無宿派遣切り労働者やホームレスあるいは矯正施設入院者<sup>1)</sup>に占める施設退所者の相対的多さであろう。インケアでの劣等処遇が退所後の自立不能状況に反映されているのだが、毎秋の「ケアリーヴァ週間」でこの問題を国民に啓発するなど、ほぼ対照的な施策動向をたどる英国の例は、この分野でもわが国の今後に示唆するところがあるかもしれない。(本稿では英国の用語に従い、「社会的養護を離れた(る)若者」をケアリーヴァ care leaverと表す)

### 1. ケアリーヴァ施策の位置づけ

1997年以降の新労働党政権は、社会的排除人口

に占めるケアリーヴァの多さに社会的養護の「現代化」を企図し、社会的共同親(Corporate Parent/ing)という施策理念のもと数々の改革に着手した。詳細は別稿<sup>2)</sup>に譲るとして、インケア人口へ委託安定化(措置変更数減)・学習達成/高等(継続)教育就学/職業訓練支援(ライフチャンス保障条件整備)・子どもの声(意思)の尊重/施策反映・独立委託審査主事(Independent Reviewing Officers)制度などによる全体的底上げに加え、ケアリーヴァ支援では、2000年児童リーヴィングケア法による諸施策の成果が報じられている<sup>3)</sup>。2011年春に施行され従来の諸施策を集大成した『1989年児童法・実務指針/施行規則第3巻「ケアリーヴァ大人期移行支援計画」』では巻頭に次のような総括評価がみられる。「…2000年法により、未熟な16歳でケアを離れる若者は激減し、多くの若者が安定した住居で暮らしており、高等教育・職業訓練・仕事に就いている若者は増大してきた」<sup>4)</sup>。こうした成果にも拘わらず、社会的排除人口に占めるケアリーヴァ比率の高さは依然顕著であり、さらなる新施策と資源が要請されてきた。

かくして政権交代はあったが、2000年法の不十分さを解消すべく2008年児童若者法が導入され、ケアリーヴァのライフチャンス保障による大人期移行達成を最終目標とし、上記の『指針/規則第3巻』が施行された。これにより、ケアリーヴァへの社会

的自立支援は少なくとも法制度・実務的枠組の「現代化」という脈絡においては一応完成したといえる。

「指針・規則」には大人期移行を支援する関係者が、若者に対して何らかの意思決定を行う場合に遵守すべき三原則を規定している。

- ①これはわが子にあてはめても十分納得できる支援といえるか、
- ②ことが期待通り行かなくても再挑戦の機会を与える支援となっているか、
- ③若者各自のニーズに相応しいように個別化された支援といえるか。

(同 1.10)

以上のように英国では、社会的共同親という施策理念に裏打ちされ、社会的養護の成果を測る主指標がケアリーヴァの大人期移行(社会的自立)の際に社会的排除に陥らぬこと(と排除からの脱出)として国策に位置づけられている。図1の如くである。以下では、特にわが国に欠落している「ケアリーヴァと公的支援をつなぐ制度・実践」と大人期移行の

基盤である「適切な住居保障」に焦点を当てて論じ、わが国への意味合いにもふれてみよう。

## 2. リーヴィングケア支援の基盤制度

何はともあれ大人期移行への自立支援に不可欠な基盤は、ケアを離れ独り立ちを求められる若者と接触・交流を保ち続ける人物の存在である。そうした人物との信頼に基づく人間関係が、移行に際し若者が遭遇することになる「自立計画(pathway plan)」を阻む諸問題を乗り越える前提条件である。2000年法で導入された自治体リーヴィングケア・チームは、まず若者各自に個別指導員(personal adviser)を選び割り当てなければならない。インケア中の16歳誕生日から少なくとも21歳まではこの指導員が親身になって若者のニード・アセスメントに基づく自立計画に関与し、その実現を支援することになる。新法によれば、この規定は25歳までに拡大され、併せて、すでに社会に出たケアリーヴァが高等・継続教育を受ける準備や進学する意思があれば、改めて個別指導員による支援を受けることが可

〈図1〉英国社会的養護施策におけるリーヴィングケアの位置づけ

(出典：NCAS 2011 Keynotes Issue52 p.4に一部加筆)



〈表1〉 ケアリーヴァはどこで何をしているか

(出典：NCAS 2011 Policy Briefing,p.8をもとに作成)

範 疇	人数	%			
2007年に16歳(生後17年目)で社会的養護委託中の児童が、19歳ではどこに住み、何をしているか	6,200*				
<b>どんな住居に住んでいるか</b>					
実親か親戚の許	730	12			
コミュニティ・ホーム(児童ホーム)	290	5			
半独立的・転居準備用住宅 (Semi-independent,transitional accommodation)	620	10			
支援下宿(Supported lodgings)	640	10			
下宿(Ordinary lodgings)	280	4			
Foyers(フランス起源のNPOによる若者用住居)	80	1			
普通の住居(Independent Living)	2,600	42			
緊急宿泊施設(Emergency accommodation)	30	1			
民宿(Bed & Breakfast ホームレス緊急宿泊用)	40	1			
拘留施設(In custody 刑事事件関与)	160	3			
その他の住居(Other accommodation)	350	6			
所在不明(Not in touch)	350	6			
<b>何をしているか</b>					
高等教育在学中	460	7			
フルタイム	430	7			
パートタイム	20	0			
高等教育以外の卒後(継続)教育在学中	1,900	30			
フルタイム	1,600	26			
パートタイム	240	4			
職業訓練中あるいは就業中	1,510	25			
フルタイム	1,000	16			
パートタイム	510	8			
病気や障がいによりニート	290	5			
他の理由によるニート	1,700	28			
所在不明	350	6			

\*自治体統計の都合上、この数は調査対象の約2/3に過ぎず、全国動向を示唆するには要修正。毎年1万人ほどのケアリーヴァが誕生している。

0 10 20 30 40 50%

能になった。個別指導員はインケア中でもケアリーヴァになっても平素から若者との接触・交流を保ち、定期的に訪問し、絶えずニーズを把握し、支援することになる。自治体は、高等教育や職業訓練を受けようとする若者を支援する義務があり、高等教育に進むケアリーヴァには適切な額の奨学金・生活

費を給付しなければならない(2008年法23、21条)。

このようにケアリーヴァと支援制度とつなぐ媒介者が個別指導員であり、多くは現任ソーシャルワーカーか、元ソーシャルワーカー・里親・施設職員で研修を受け任用された者である。

2000年法では、インケア児童の自立準備を主な

対象業務にし、ケアリーヴァは副次的位置づけとみられがちであったが、「指針/規則」4章では18-24歳のケアリーヴァへの個別指導員任用・割当が規定されている。5章では、ケアリーヴァをニートにしないための諸施策(大学進学、大学院進学、高等教育奨学金給付、就業見習、インターンシップなど)が詳細に規定されており、6章は、ケアリーヴァが大人期移行に際し所得維持能力を身につける諸原則、移行期に必須となる種々の経済的支援・所得補助の受給条件あるいは申請手順など、個別指導員の役割と併せて規定している。

このように社会的排除人口からケアリーヴァを減らす国策は、政府の社会的排除防止局(Social Exclusion Unit)によるケアリーヴァの排除状況データに基づき積極的に推進されてきたが、その中核となる人的資源が個別指導員(自治体リーヴィングケア・チームは当然だが)であった。彼らは自治体チーム(ワーカー)とケアリーヴァの媒介者であり、自立計画立案から委託再審査、大人期移行に要する包括的支援についての指導まで若者の最善の利益の保障に関与しており、英国リーヴィングケア施策の成否はひとえに彼らの実践に依拠しているといえる。彼らとの接触・交流により、種々の公私支援制度・施策がはじめてケアリーヴァに現実的に利用可能な資源となるのであり、住居・生活維持・情緒的安定など多くのニーズの充足が要請される大人期への移行に際し支援してもらえることになる。かくして、ケアリーヴァの所在確認は個別指導員の業務の前提となっている。ケアリーヴァ支援施策の鍵となるインフラがこの制度であることをまず確認しておく。

わが国のようにかかる制度が不在であれば、表1が示すケアリーヴァの所在はいつまでも把握できず、彼らがどこで何をしているのか、社会的排除人

口なのかどうか、現行社会的養護施策・実践の成果(税投入の費用対効果に限らず)はどうか、インケア経験が将来的に資源濫用人口につながっているかどうか<sup>5)</sup>などの社会的現実が、全く隠されてしまうだけではなく、市民の社会的養護自体への正確な理解が欠けてしまい、孤児院事業と認識されることにつながる。昨今のタイガーマスク現象はその一端が噴き出したものであろう。

### 3. ケアリーヴァの住居保障とライフチャンス

ケアリーヴァの大人期移行に必要な条件は人的資源を含め多次元にわたる。教育省児童権利保障主幹局(Office of the Children's Rights Director, DfE)は、ケアリーヴァに保障される10大権利を次のように規定している——①ニーズのアセスメントを受ける②自立計画を立ててもらえる③個別指導員を割り当ててもらおう④適切な住居を与えられる⑤経済的に支援してもらおう⑥人間関係を保持できる⑦意思決定に関与する⑧意見表明する⑨自分のケースファイルを閲覧する⑩利用できるサービスを知る。<sup>6)</sup> こうした権利を保障する具体策が「指針・規則」に網羅されており、それに基づき各自治体の施策や当事者の認識ができあがっている。例えば、プリマス市では次の項目が若者用概説書に記されている——リーヴィングケア・チーム/個別指導員/自立計画/支援/住居確保/所得維持/高等(継続)教育進学/保健医療/実親/不満申立・意見表明など。<sup>7)</sup> また各自治体にある社会的養護当事者(児童・若者)協議会(Children in Care Council)連合会によれば、ケアリーヴァの権利保障の主範疇としては、高等(継続)教育進学・奨学金/安全で安心できる住居/接触・交流と所在確認/個別指導員/自立支援金など、が掲げられている。

<sup>8)</sup> 「指針・規則」7章にこの安全で安心できる「適切な住居の確保」が、ケアリーヴァのライフチャンス

保障の前提条件として強調されている。適切な住居あるいは居場所をもたないケアリーヴァを社会的に自立させるという発想では、ホームレス対策という一般施策に拡散され、他の権利保障側面の軽視につながるからである。若年ホームレスにシめるケアリーヴァの割合が相対的に高いことは、彼らのライフチャンス保障の大前提が存在しないこととなり、大人期移行のための前進基地のないままに、様々な強敵に闘いを挑むに等しい。このことは当事者が掲げるリーディングケアを疎外するトップ10要因<sup>9)</sup>すべてに適切な住居確保の問題が絡んでいることから明らかである。

1989年法23条はケアリーヴァに適切な住居(suitable accommodation)を提供する義務を自治体に課し、ケアリーヴァ規則9条2項は「適切な住居」を次のように規定している。①健康上のニーズを含むケアリーヴァのニーズに照らし適切な住居②家主や住居提供者の人格や適性について自治体が満足できる住居③借家規約に基づく保健衛生上・安全上のコンプライアンスが守られている住居④ケアリーヴァの希望や評価および教育・職業訓練・仕事上のニーズを自治体が十分考慮して決めた住居。このような条件を満たしうる既存の住居資源として、「指針・規則」(7-18)は次のような住居選択肢を掲げている。

- 4) 自立訓練アパート(trainer flats 自立生活実習を行う)
- 5) 特別支援住居(障がい・精神保健上のニーズを抱えるケアリーヴァ対象の個別支援、治療委託が提供される住居)
- 6) 普通の住居(公私借家に必要なら立退き防止支援floating supportが付く)
- 7) 実親(あるいは親族)の住宅

こうした選択肢は、実際には必要上別の資源(拘留施設・児童ホームや緊急保護所など)に頼らざるを得ない若者を含め、表1上段のように、普通の住居、親・親戚が中心になっているが、わが国と異なっているのは、自立援助ホームのようなグループケアを基盤とするのではなく、里親家庭を支援下宿に変更し(Converted Foster Care)、そこに留まれるように配慮したり、あるいは一般家庭を支援下宿に指定したりして、あくまでも個別支援を伴った一般世帯に少なからぬケアリーヴァが暮らしていることである。この支援下宿(Supported Lodgings)という発想は、今後わが国のケアリーヴァへの住宅保障のみならずケアリーヴァへの包括的支援を考える際には大いに参考になろう。というのは、他類型の住居で暮らすケアリーヴァよりも、支援下宿・支援住宅を利用する若者の方が、ライフチャンス保障の下支えとなる種々の支援ニーズを明らかに認識するようになり、高等(継続)教育進学・職業訓練・就職につながるだけではなく、親族や友人との交流・精神保健・各種嗜癖・立退き・他者への危害予防などの自立を妨げる要因を自覚できる可能性が判明しているからである。特に支援下宿で暮らす16-21歳のケアリーヴァは他の住居で暮らす者より、就業(55%)・職業訓練/高等教育(80%)の割合が明らかに高くなっている。<sup>10)</sup>

- 1) 社会的養護委託先に18歳以降もとどまる。  
例えば、里親家庭をケアリーヴァ住居(post-18 accommodation)や支援下宿(supported lodgings)に指定する。
- 2) 支援下宿(前里親家庭とは別の)
- 3) Foyersあるいは他の支援住宅(住居と支援・教育/職業訓練 / 雇用の機会を連携させている)

〈表2〉 支援下宿サービス例

(出典註10に同じ、pp.47,53)

サービス(提供者)地域	オックスフォードシャー (NPO 委嘱)	ハル市(直営) ヨークシャーとハンバーサイド地方
サービス規模・目標	Oxford 市内には15軒の委託先があるが、現在県全域を対象に31軒に拡張中。16歳以上のケアリーヴァとホームレスの危機に瀕している若者に半々の割合で適切な住居を提供する。	ケアリーヴァ対象の40-45軒の委託先および非ケアリーヴァ(例えば若年ホームレス)対象に若干数の委託先を提供。財源が増えれば非ケアリーヴァを増やすこと可能。
利用対象者と利用期間	利用期間は最長2年(ケアリーヴァは3年)だが、平均では6ヶ月。利用者の多くは他の支援住宅に移る。支援付住宅利用を希望する全申請者が合同住宅サービスチームのアセスメントを受け、送致される。	16-21歳のケアリーヴァ、16-17歳の社会的に弱い立場にある若者。期間は利用者が21歳になるまでを想定。
提供者・ホスト(家主)に求められる基準と期待	支援計画は主に家主(ホスト)が若者と協議して立案、週に10時間以上支援する。毎月委託状況の審査が家主と(サービス提供機関)訪問支援員の間で行われ、併せて、サービス・マネージャーによる定期スーパービジョンが行われる。	家主(ホスト)は、ケアリーヴァ支援パッケージの一部、自治体チームの一員。家主は利用者の里親だった者と里親にはなりたくなかった家主の混成。支援下宿の基準・家庭調査・認定・ケース審査はすべて里親委託と同じ。家主は多職種からなるケアリーヴァ支援チームの一員として専門的研修・支援を受ける。

#### 4. 支援下宿制度とは何か

では支援下宿とはいかなる資源であろうか。全英ケアリーヴァ支援機構(National Care Advisory Service NCAS)によれば、「ホストあるいはケアラーと呼ばれる家主の大人が住んでおり、家主が下宿人にある程度の支援を提供することが期待されかつ契約が交わされている私宅あるいは世帯」であり、**家族と住めず支援を要する16-24歳の若者が、数週間から数年(通常は2年)、家主から实际的・情緒的支援を受けつつ自立準備が成るまで暮らす地域資源**である。<sup>11)</sup> 若年ホームレスの資源と併用している自治体が多いが、全国で120ほどサービス提供組織が存在しており(支援下宿数は全国で4000-5000軒ほどと推計される)、自治体がNPOなどと共同で、あるいは単独で、支援下宿を募集・研修・認定し、独自の利用期間・対象・条件を決め、ケアリーヴァや若年ホームレスを委託している(換言すれば、公私

委託機関による若者委託-大人委託とみなしてよい)。支援下宿の認定条件は、里親・養親家庭に準じて認定条件を設定しており<sup>12)</sup>、ケアリーヴァや若年ホームレスを支援する地域資源として市民権を得ている。支援下宿提供サービスの具体例(オックスフォードシャー県とハル市)は表2の通りであるが、緊急用のものもあり、メンディップ市(人口10万)には、緊急支援下宿(emergency supported lodgings)が20軒あり、16-25歳のホームレスか優先ニード保持者(ケアリーヴァ)に最長7泊の住居と支援を提供している。<sup>13)</sup>

このように、適切な住居提供は自治体のケアリーヴァ支援の中核となっており、リーディングケア・チームと住宅部あるいはケアリーヴァの社会的排除防止に関わる各種NPOが連携して、安全で安定した住居確保を前提に、自立計画の他の条件に取り組めるよう、大人期移行への諸課題解決への支援を個

別指導員を主軸にチームワークとして実施している。そうした施策の成果は、スタインやブロードの研究で実証されている。<sup>14)</sup>

## むすび

以上、ケアリーヴァ自立支援を個別指導員割当と適切な住居提供という2点から点描してきた。むろん、これらの施策は、学力達成/高等教育進学保障・職業訓練など社会的排除防止に資する積極策に裏打ちされていなければならないが、こうした分野でも参考になる例は少なくない。例えば、ケアリーヴァの大学進学率は全国平均で6%だが、イーリングでは18%を誇り、現在大学生44名、大学院生3名が在学中である。成功の秘密は、NPOに委嘱しインケア児・ケアリーヴァに高等教育進学を目指す学習センターを運営しているからである。<sup>15)</sup> ケアリーヴァの就業支援では、ウォルサム・フォレスト区は、後期中等教育学年のインケア児も含めてケアリーヴァへの就労経験・インターンシップの定員枠を区役所・出入業者・一般企業で確保すると共に、若者への就労支援を行うメンターを区職員中一定数確保する「就労保障誓約」を公に掲げ、ケアリーヴァへの就労支援を底上げしている。その結果、一般の若者の全国平均よりも低いケアリーヴァのニート率を達成している。<sup>16)</sup>

本稿では、ケアリーヴァ支援の基本条件として「信頼できる大人」（個別指導員）割当と適切な住居確保（特に支援下宿）の意義にふれただけであるが、両方ともわが国の社会的養護を築立つ若者に保障される度合いが最も少ない施策ではなかろうか。インケアでの劣等处遇性が大人期移行時点及びその後の社会的支援の乏しさにも反映されているにすぎぬといえればそれまでかもしれない。しかしながら、大人期移行あるいは社会的自立期への準備が整っていな

い多くの若者を、頼るべき人・安心できる安全な住居を確実に保障しないまま烙印（差別）・排除にみちた世間に送り出しているわが国の現実を、関係者はどのように合理化してきたのであろうか。少なくとも、ケアリーヴァ自立支援に必須のこれら二つの条件をまずは整備しなければ、わが国の社会的養護はその「近代化」（「現代化」ではない）作業にすら着手できないであろう。

## 註

- 1) 施設出身者が余りにも無防備で社会に放り出されている実態や労働市場から排除されている実情については、両宮処凜2011「巻頭エッセー」『季刊児童養護』42-1全国児童養護施設協議会,pp.4-5.都内児童養護施設一職員2009「児童養護施設出身者の嘆き」CAPニュース70号,pp.6-7などを参照。ある少年院では半分が施設退所者との言及——「座談会」2011『季刊児童養護』42-3 p.21
- 2) 以下の拙稿参照：津崎哲雄2000「イギリス：90年代児童養護施策の失敗とクオリティ・プロテクト計画」『世界の児童と母性』49,pp.28-30, 2008「イギリス社会的養護の現状・展開と施策理念（特集 社会的養護の新しい座標軸を求めて）」社会福祉研究103,pp.54-64,2002「英国児童福祉改造（クオリティ・プロテクト）計画と『社会的共同親』理念」『養育研究』第14号、小舎制養育研究会、pp.9-27、「イギリスにおける『クオリティ・プロテクト』以降の児童福祉施策の展開——『エヴリ・チャイルド・マターズ』計画の概要と進展」『養育研究』第16号、小舎制養育研究会
- 3) 津崎哲雄2008「英国におけるケアを離れる子どもへの支援制度・実践」『季刊児童養護』38-3,pp.18-20、谷口由希子2011「補章・イギリスにおける社会的排除への対応策」同著『児童養護施設の子どもの生活過程』明石書店,pp.243-265（この分野の先進自治体リーズ市における社会的養護・ケアリーヴァ支援・若者への社会的排除防止施策の展開が要領よく紹介されている。）
- 4) Department of Education 2010 *The Children Act 1989 Guidance and Regulations Volume 3:Planning*

*Transition to Adulthood for Care Leavers,1.6*

- 5) 英国では、社会的排除とケアリーヴァの関係において、ケア経験と犯罪の関連を探る調査研究も少なくない— Rachel Blades, Di Hart, Joanna Lea, Natasha Willmott 2011 *Care-a stepping stone to custody?:The views of children in care on the links between care, offending and custody*, Prison Reform Trust.
- 6) Department of Education 2011 *Leaving Care Entitlements:10 Things the law says you are entitled when leaving care*,pp.2-4
- 7) Plymouth City Council 2007 *Local services for young people leaving care*,p.2
- 8) Department of Education 2011 *Children In Care Councils Newsletter Issue 2*,p.8
- 9) 「指針・規則」7章p.46あるいはCSCI 2006 *Young People's View on Leaving Care: The Report of the Children's Rights Director*. p.7  
<http://www.ofsted.gov.uk/resources/young-peoples-views-leaving-care>  
〈リーヴィングケアで当事者が懸念するトップ10要因〉  
①一人で寂しい(孤独) ②ものごとの対処能力に欠ける③最も支援が必要な時にそれが得られない④各種支払に必要な所持金なし⑤自分で整理整頓掃除⑥準備出来ていないのに社会的養護を離れなければならない⑦帰れる場所・人がいない⑧「危ない」ところへの委託⑨ホームレスになる⑩どこへも定着できない
- 10) Department of Communities and Local Government 2008 *Making a difference:Supported lodgings as a housing option for young people*,pp.20,22
- 11) NCAS 2011 *Briefing on Supported Lodgings for vulnerable young people aged 16-24*,p.1
- 12) 例えば、ケンブリッジシャー県の支援下宿制度では、全10頁にわたるインフォメーションパックに詳細な認定条件が記されており、3通ものレファレンスの提出も要求されている。Cambridgeshire County Council n.d.*Supported Lodgings Scheme: Information Pack*,  
<http://www.cambridgeshire.gov.uk>
- 13) その他緊急保護用住居 (Emergency Accommodation) には、B&B、Emergency Hostel、Night shelter、

Crash pads、Nightstops、Women's refugesなどがある。

- 14) 例えば、Stein M.2009 *Increasing the number of care leavers in 'settled,safe accommodation'* VULNERABLE CHILDREN KNOWLEDGE REVIEW3, Centre for Excellence and Outcomes in Children and Young People's Services (C4EO) .  
<http://www.c4eo.org.uk/themes/vulnerablechildren/careleavers/>  
Wade J.and Munro ER.2008'United Kingdom' in Stein M. and Munro 2008 *Young People's Transitions from Care to Adulthood:International Research and Practice*,JKP,p.213およびBroad B.2009 *Supported Lodgings Scheme and Care Leavers' Survey*,The Fostering Network,2005 *Improving the Health and Well Being of Young People Leaving Care*,Russell House Publishingなどを参照。
- 15) 'Ealing boosts the educational attainment of children in care',*Children & Young People* 25 January 2011
- 16) NCAS 2011'Waltham Forest launches "the Jobs Pledge" for children in and care leavers' *The National Care Advisory Service News* 23 September 2011

**キーワード：独立委託審査主事  
(Independent  
Reviewing Officers, IROs)**

2002年養子縁組・児童法に基づく日本には無い制度。最善の利益を保障する委託かどうか、当事者の声を確認・考慮の上、社会的養護委託のあり方をモニターし、行政の都合による委託・委託変更を防止する人材で自治体が任用。委託変更数減による委託安定化や必要な子への養子縁組推進に貢献し、委託解除終結を当事者がどう考え感じているか確認して準備不足の委託解除を防ぎ、ケアリーヴァの自立準備にも重要な役割を果たす。

# 韓国の 社会的養護児童のための 自立支援の動向



キムヒョンジュ  
韓国国立昌原大学校 教授 金玄珠

## 1. はじめに

すべての子どもは、家庭内で親の愛情や関心を受けながら成長・発達する権利を持っている。しかし親の死亡や離婚、親による虐待などさまざまな理由によって家庭での養育を受けることが難しい子どもたちは、児童福祉施設、共同生活家庭（グループホーム）、家庭委託（日本の里親委託にあたる）、入養保護（日本の養子縁組にあたる）等の養護形態のもと、社会的責任によって養育を受けている。

現在韓国では、半永久的にケアされる養子縁組を除き、すべての社会的養護児童は満18歳になると各養護形態のもとを去って自立しなければならない。そのため、家庭で親の養育を受けて成長した子どもに比べ、社会的養護児童の多くは社会に適応するための準備やスキル習得のための十分なかかわりや投資を受けていないという弱みを共通して抱えている（国立保健院：2002）。つまり、施設で生活している子どもの多くは、満18歳になると自立の準備が十分にできていない状態で、非自発的に社会的養護のもとから出ていかなければならないという実態の中に置かれている。このことは、社会的養護期間終了後に自立した生活を営む中で子どもが社会的危険にさらされることを意味し、さまざまな社会不適応問題を引き起こす原因ともなっていた。このような施設退所児童が自立生活を送る上で起こり得る

諸問題は、児童福祉政策及びその実践領域において長い間解決できていない重要課題の一つである。

そのような中、2000年代に入って、施設で生活する子どもの自立に資する研究が活発に行われるようになった。親や家庭の養育や支援なしに自分の生に自ら責任を負わなければならない施設退所児童にとって、自立が相当大変なものであること、そしてそのことが彼ら彼女らの普遍的な共通課題であることが認識され始めたからである。韓国政府も国家的レベルでの自立支援の必要性を政府認識として掲げたが、児童福祉法で定められたインケア過程で提供されるべき自立準備と支援に対する規定は法的根拠が弱く、児童福祉担当省庁から発出された指針によってようやく2006年度から自立支援プログラムが開始、自立指導専門員が配置されるまでの水準になったのである。

社会的養護のもとで過ごす間に子どもたちに、前もって退所準備のための時間を設け、自立生活に必要なさまざまな情報や技術を習得する機会を提供する等、啓発と支援を行うことで、彼ら彼女らの社会的・個別的な自立能力を強化することは可能である。このような自立生活支援のためのサービスが増加すれば、自立の成功ケースも増える、またそれに伴って退所児童が公共扶助を受ける状態になったり、犯罪に手を染めたりする可能性も減少する、と

いった多様な研究結果も発表されるようになった(社会福祉共同募金会：2008・2009、ベジュウヨン他3人：2010)。韓国政府も国家的レベルでの自立支援サービスの重要性や効果を認識し始め、2011年6月児童福祉法の全面改正に際し、自立支援条項を4項目新設した。ここに、自立支援のための法的根拠を持った、体系的な自立支援制度が構築されるに至ったのである。

本稿では、社会的養護を必要とする子どもたちの自立支援に必要なものは何かを確認し、現在の韓国の自立支援システムの仕組みを把握するとともに、今後の自立支援サービスの課題と方向性について提言したい。そのうえで、子どもたちが経済的・心理的な自立を果たし、社会を構成する一人の大人として自分の生を歩み出すための、望ましい自立支援のあり方について考えてみたい。

## 2. 自立支援の必要要件

退所後の自立支援のためには、安定的な居住先確保と経済的安定、公的・非公的な支援のネットワークを整備することが必須であり(シンヘリョン・キムソングョン・アンヘヨン：2003、イヘウン・チェゼソン：2008、ガンヒョンア・シンヘリョン・パクウンミ：2009、クォンジソン・ジョンソンウク：2009)、自立生活に必要な生活管理のスキル、対人関係のスキルおよび問題解決のスキル等を習得することが望まれる。子どもたちが施設退所後に安定的な社会生活を行うためには、就業等を通じて安定収入があり、安定的な居住場所を確保することがとくに重要で、これらは経済的な安定のみならず、身体的・情緒的な安定感を得ることに密接な影響を及ぼす(Whittington & Peters：1996、Wade & Dixon：2006)。実際、施設入所児童も、住居の支援、自立支援金の拡充、職業教育プログラムの活性

化等の政策が、自立支援のために最も必要だと認識している(ガンヒョンア他：2009)。

施設入所児童にとって、愛情や自己肯定、援助など親からの支援は期待しにくい。退所すると施設からの支援もなくなるため、彼らは自立する過程で、家庭に育った児童に比べて過酷な経験をするようになる。自立のために必要な生活スキル及び対人関係のスキルを体得する際に、本来であれば重要な役目を果たすのが家族であるが、それが制限されている以上、これらのスキルを獲得するのは難しい。また、成人になって経験する多様なライフサイクル上の問題を解決して行くための支援も不足している。施設入所児童らには、家族機能を補う形での支援が必要なのである。

中でも、成人になっても一人でも暮らしていけるような支援が必要である。施設を退所する子どもたちにとって、日常生活のスキル、住宅確保及び地域社会資源の活用、資金管理、自身の安全管理、社会性の獲得、家事管理、交通機関の利用法の習得等といった基本的な生活スキルを得ることが何より大切である。また、社会に安定的に適応する上で必要なのが対人関係のスキルであるが、これは他人と接する体験によって育つものである。他人に自分の意思を効果的に伝え、人間関係の中で生ずる問題を解決しながら、さまざまなことを繰り返し体験することによって対人関係のスキルは獲得されていく。

このように、自立生活への移行・転換によって生じる多様な問題や困難に対処するためには、子どもたちにさまざまな力が求められる。自立に必要な生活管理のスキル、対人関係のスキル、および問題解決のスキル等を習得できるよう支援することが必要であろう(パクインソン：2004)。

### 3. 韓国の自立支援システム

先にも述べた通り、韓国の場合、児童福祉担当省庁による指針の発出により、自立支援プログラム(2006～)は始まった。児童福祉施設の退所児童に対して、保健福祉部、教育人的資源部、建設交通部など関係省庁合同で「退所(予定)児童の自立支援拡大方案」が用意され、2007年度には児童発達支援口座(CDA)を設けるとともに、2008年度からは児童福祉施設に自立指導専門員が配置されるようになった。以後、自立支援プログラムは拡充され、退所準備のための住居支援と自立定着金、大学入学金、児童発達口座等の制度的支援によって、子どもへの個別支援を成り立たせることができる最小限の資源が確保できるようになった。さらに2011年度には、児童福祉法の全面改正により、自立支援措置内容(41条)、自立支援計画作成等(42条)、自立支援専門機関の設置運営等(43条)や児童自立支援推進協議会(44条)等の規定を法的に明示し、自立支援に関する法的根拠を持つようになった。

韓国の自立支援政策についてももう少し詳しく見てみよう。まず住居支援政策としては、永久賃貸住宅、共同生活家庭(グループホーム)、自立支援施設入居支援、そして住宅保証金融資がある。

しかし、永久賃貸住宅は入居までに多くの時間がかかり、共同生活家庭(グループホーム)は、そもそも設置数が多くないという短所がある。また、自立支援施設は立地が不便であったり、「施設の延長」といった否定的なイメージがあったりして、利用率は低い。住宅保証金融資については、現在4つの自治体だけで施行されているにとどまっている(保健福祉部：2007)。

韓国は、全高校卒業生の82.1%が大学に進学(教育人的資源部：2006)するという超高学歴社会であるが、それに比して施設で生活している子どもたち

の大学進学率は、その半分以下の40%にとどまっている(ガンヒョンア：2010)。退所児童の自立に絶対的な影響を与え、安定的な就業と密接な関わりを持つ社会的要因として、中でも大学進学支援政策が重要な政策の一つであることは言うまでもない。そのため、政府は現在、大学に進学希望のある施設入所児童を対象に、行政的・財政的支援を拡大している。同時に、大学側に定員内で特別選考枠を設けてもらい、施設入所児童の大学入学に優位性を確保すると同時に、奨学金を支給する、寮割当などに優先権を与えるなどしている。しかし、「入学」のみに配慮した学資金等の支援だけでは、大学教育を持続して受けるには十分ではない。より包括的な大学進学支援政策が求められるであろう。

その他の支援として、施設を退所していく子どもたちには、就職情報の提供、職業斡旋、就業相談など多様なサービスが行われている。例えば、彼らの社会的自立を支援する自立支援センターの運営、施設退所児童が社会で自立するために必要な生活用品の購入費用を支援する自立定着金支援サービス等がある。

この自立定着金支援サービスは各自治体によって金額に差がある。また、平均300万ウォン余(約21万円)という金額では「自立支援」というにはあまりに不足しているのが実情である。また、中央児童自立支援センターも、施設で生活している未就学児童及び退所前児童を対象に心理・情緒支援プログラム、経済教育、適正な進路開拓のための教育、自立の適正判断等、多様なプログラムを開発、各施設に普及・実施を図っている。が、まだ試験段階で、浸透するに至っていない。

### 4. 韓国自立支援体系の課題及び方向

施設を退所する子どもたちの自立をめぐる問題

は、子ども個人の問題ではなく、国家的次元で解決しなければならない課題である。彼ら彼女らの自立のためには、安定的な居住確保、就業を通じる経済的安定、家族の代替としての公式・非公式な支援ネットワークの確保、自立生活に必要なスキルの獲得等が個別に必要である。

まず、安定的な居住場所の確保の問題を解決するためには、現在実施中である永久賃貸住宅、共同生活家庭(グループホーム)、自立生活館(日本の自立援助ホームに近い)及び住宅保証金融資などのプログラムを、より実態に即したものに改善すべきである。すなわち共同生活家庭や自立生活館を大都市等に増設して、子どもたちに自立生活館の周知とその利用に関する否定的認識を解消するための教育などを行い、利用率を高める必要がある。同時に、退所児童のための賃貸住宅建設および住宅保証金支援の拡充も、さらに進めなければならない。

韓国社会では、就職を通じた経済的安定に最も密接に関わる要因は学歴だと言える。施設で生活している子どもたちの場合、ある調査では、「自分の成績が優秀な方だ」と認識している子どもの割合は25%に過ぎなかった。進路選択においても、「低い学業成績」のために不利である、と回答した割合が43.7%で、これは「技術や資格不足」(13.6%)、「家庭が貧困」(13.1%)という回答より3倍以上高かった(シンヘリョン他：2011)。一方、学業成績が優秀な子どもたちは、就業準備の割合も高く、学校適応度、交友関係、情緒的安定等すべての面に肯定的な影響をもたらされており、学業成績が、安定的な就業のみならず退所以後の社会適応にも密接に関係していることが示されている。その結果、大学に進学したことが退所児童に就業、自立、社会的関係、心理・行動的な面に肯定的な結果をもたらしている(ガンヒョンア他：2009)。こうしたことから、

学業成績向上、ならびに大学進学のための積極的な支援が求められる。そのため、施設を含めた児童福祉関連機関は、学校や担任教師との連携・協力による個別学習及び補充学習を通して子どもたちの学業成績向上のために努力し、大学に進学することができるよう進路指導を実施しなければならない。国家的レベルでは、施設内専門スタッフ確保のための人件費支援とともに大学在学中の子どもたちのための実質的な学費・生活費支援等の制度的サポートを充実させる必要があるだろう。

公的・非公的あわせ社会的養護の支援体系とかわりを持つ韓国の施設養護児童の調査によれば、80%に「親がいる」と答えているが、親がいてもその30%ほどは「全然連絡をしていない」。毎月親と連絡している子どももいたが、それは30%ほどに過ぎず、3ヵ月～1年間に1・2回連絡する程度の子どもの割合がほとんどで(シンヘリョン・パクウンミ・ガンヒョンア：2008、シンヘリョン他：2011)、施設退所後も親からの支援を得ることができないのが実態だ。また、退所してからは施設とのかわりも少なくなり、施設の支援や連絡を受けたことがない子どもの割合は41.4%にもものぼる(キムトンワン他：2005)。施設の支援も非常に不足していると言えるだろう。したがってインケアの間に、親との関係を持続するためのプログラムを実施し、退所してからも親との間に、非公式であれ支持的な関係性、ネットワークを構築できるように積極的に支援すべきである。これらとあわせて、自立・自活に向けた青少年分野の自立プログラムやサービス、国土建設部の住居支援、雇用労働部の職業探しや職業訓練等のプログラム、大学との連携等、中央政府の政策及び地方自治体の機関別・団体別サービスプログラムの連携を通して、子どもたちの自立支援及び退所準備プログラムの活性化を推進、地域中心で

終わっている退所児童支援サービスを中央と統合する努力もさらになされなければならないだろう。

## 5. 結論

韓国は、社会的養護を必要とする子どもたちへの自立支援サービスの重要性を認識しつつ、国家的レベルでの支援を強化しようとしている。しかし、このような動きが始まったのは最近であり、児童養護施設で生活する子どもたちを対象とした政策のごく一部分にとどまっている。一方、家庭委託(里親委託)や共同生活家庭(グループホーム)の場合は、専門スタッフの配置がうまく働かず自立支援プログラムが遂行されにくい実態がある(シンヘリョン・パクウンミ・キムボオク:2011)。社会的養護を必要とする子どもにとっては、何よりも家庭と似た形態でケアするのが子どもたちの発達や情緒的な安定に最も望ましいと考える。したがって、韓国政府は今後も引き続き、家庭委託(里親委託)や共同生活家庭(グループホーム)でのケアを拡大していく方向に児童福祉政策の重点を置くべきである。同時に、要養護児童に対する、委託家庭(里親家庭)・施設等による自立支援プログラムもさらに強化されなければならない。現在、大学に進学して施設から遅く退所した子どもたちは、就業や自立、社会的関係等、すべての面で肯定的な適応を見せている。すなわち満18歳までの一律的な自立支援サービスではなく、子どもの大学進学を支援し、子どもが施設で生活しながら自立を準備する時間を確保することが必要なのである。

## 参考文献

- ガンヒョンア・シンヘリョン・パクウンミ(2009)「施設退所青少年の成人への転換段階による自立及び社会適応状況」韓国児童福祉学、30、41-69.
- ガンヒョンア(2010)。「施設退所青少年のresilienceに影響を及ぼす要因」青少年学研究、第17巻2号、155-179.
- 教育人的資源部(2006)「教育統計年報」ソウル:教育人的資源部
- 国立保健院(2002)。「施設保護児童の自立支援政策改善方案最終報告書」保健福祉部
- クオンジソン・ジョンソンウク(2009)「児童養護施設退所児童の退所後生活経験研究」韓国社会福祉学、61、229-253.
- キムトンウォン・キムギョングン・キムソンジョン・パクウンミ・イサンギョク(2005)「児童福祉施設発展方案開発研究」ソウル:保健福祉部・韓国児童福祉連合会
- パクウンソン(2004)「児童養護施設退所青少年たちの自立生活準備のための一般主義実践アプローチに関する研究」社会福祉実践、4、85-112.
- ベジュミ・ジョンイクジュン・キムボング・キムヨンファ(2010)「脆弱な青少年の自立支援モデル開発」韓国青少年相談員保健福祉部(2007)「児童福祉施設退所(予定)児童自立支援細部推進計画」ソウル:保健福祉部
- シンヘリョン・キムソンギョク・アンヘヨン(2003)「要保護児童自立支援プログラム開発研究」ソウル:保健福祉部
- シンヘリョン・パクウンミ・ガンヒョンア(2008)「児童福祉施設退所青少年自立支援のための政策プログラム開発研究報告書」ソウル:保健福祉部
- シンヘリョン・パクウンミ・キムボオク(2011)「要保護児童実態調査による自立支援の方向と課題」保健福祉部・中央児童自立支援センター
- イヘウン・チェジェソン(2008)。「児童養護施設退所青少年の経済的安定性、居住安定性、生の満足度に関する研究」青少年学研究、第15巻2号、209-233.
- Wade, J, & Dixon, J(2006). Making a Home, Finding a Job: Investigating Early Housing and Employment Outcomes for Young People Leaving Care, Child and Family Social Work.11, 199-208.
- Whittington, L. A. & Peters, H. E(1996). Economic Incentives for Financial and Residential Independence, Demography. 33(1). 82-97.

## Voice of the Youth

# 国を超えてユースが集い、 ともに活動する意義 — IFCO 大会に参加して—



「IFCO カナダ大会」最終日のフィナーレにユースがステージに

写真提供：谷口七代さん 協力：全国里親会編集部

2011年7月。カナダのブリティッシュコロンビア州ヴィクトリアという、海辺の美しい町で、国際的な里親・里親関係者のネットワーク組織、IFCOの世界大会が開催された（IFCO：International Foster Care Organization、国際フォスターケア機構、通称：イフコ）。日本からは里親や養親、ソーシャルワーカー、研究者らのほか、里親家庭や施設等、社会的養護の元で育つ子ども、里親家庭やファミリーホームの養育者の実子、ケアを離れた人を含む10代から20代半ばまでのYouthが参加した。日本人は今までで最も多く、総勢約50名が参加した。日本からの最年少の参加者は小学2年生であった。

その中に、前回のアイルランド大会にも参加した高橋成貴さんの姿があった。日本からの参加者が少なかったことから「カナダ大会に行こうよ」と声を発してきたYouthである。言語や文化、社会的養護の制度の異なる各国からのユースとの相互交流の中で、抱える状況の違いと共通する思いの両方を味わったようである。

最終日のクロージングのステージ。大会期間中ユースが取り組んだ活動の報告として、高橋さんを含む各国のユース数人がプレゼンテーション。次のメッセージで結んだ。

「ぼくたちはあなた方の言うことを聞かなければならない。でも、ぼくたちの声は誰が聴いてくれるの？互いに聴き、話し合うことで私たちはきっと分かり合える」。会場は大きな拍手に包まれた。

里親養育の体験を心に宿しながら、社会人になる節目を迎えた高橋さん。そんな彼に、社会的養護を体験した「当事者」が国を超えてつながる営みを通して感じた思いを中心に寄稿していただいた。また、今大会に里親養育、養親の元から参加したユース、すでに社会に巣立ったユースなど数人が綴られた言葉を特別に編んでご紹介する。（編集長 横堀昌子）

※高橋さん、木ノ内さんの肩書きは原稿をお寄せいただいた2012年1月現在のものです。

# 多くのことを教えてくれた 2つのIFCO大会



日本福祉大学4年 高橋成貴

## 1. はじめに

私は生まれてすぐに乳児院で養育され、その後里親家庭に移り、18歳まで社会的養護を受けて育った。現在は自立し、大学生活を送っている。そんな私は、IFCOという同じ社会的養護で育った人たちが集まる世界大会に2回も参加した。希少な経験をさせてもらったと感謝している。そこで、大会の魅力と、参加したことで自分なりに得られたことを披瀝したいと思う。

## 2. IFCO conference in Ireland

IFCO との出会いは大学2年生の時であった。

その頃の私は、周りをととても気にして生活していた。周囲の人とは違う環境で育った自分である。「私」というものが周りにはどう映るのか、「私」は周りの世界に溶け込んでいるのだろうか…。携帯電話でおしゃべりをして、音楽を聴いて、食事して…そんな周りの学生の“普通”の姿が気になるのである。彼らには両親がいて、自分にはいない。「いいな～、何の苦勞もなく大学に行けて…」「家賃や学費の心配もしなくて…」などとついつい考えて

しまう。「自立」と言えば聞こえはよいが、内実は“お金の苦勞”と“孤独感”にさいなまれる毎日である。彼らのようにいつでも甘えられ、そしていざとなれば頼ることのできる人はいない。幸い、私は奨学金を得て大学へ進学したが、周りの人間とのそんな「距離感」を思えば思うほど、本当に大学へ進学してよかったのか、大学に進学した意味は本当にあるのだろうか、と思い定まらぬ不安定な日々を送っていた。

そんなある日、元里親からIFCOのことを聞いた。

私は知らず知らずのうちに「仲間」を求めているのかも知れない。同じように社会的養護を受けてきた人たちとたくさん交流したいといつしか思うようになっていた。大学に通ううちに、海外の里親養育とはどのようなものか、関心を寄せるようになっていた。今にして思えば、私の育った境遇が自分だけのものではないと知る必要に迫られていたのかも知れない。行きたい…と私は返事をした。

2009年のIFCOの開催地はアイルランドであった。ギネスビール、ロックバンドのU2などが有名である。行くにあたっては、それな

りの費用がかかるのだが、ありがたいことに多くの方々の支援に支えられ、私は彼の地を踏むことができた。

IFCOの大会は、〈ユースプログラム〉と〈大人のプログラム〉とに分れていた。〈ユースプログラム〉には25歳以下の人たちが参加するが、さらに14歳以下と8歳以下の計3つのプログラムに分かれていた。私は当時19歳であったので、U-25のプログラムに参加した。日本人は私を含めて2人だけである。プログラムは全て英語で進行され、ついていくのに必死であった。英語圏でない国からの参加者は他にもいたが、みんな私よりも英語ができていた。心細かった。

そんな若干の“疎外感”のうちに始まったプログラムであったが、私は自分と違う国の里親家庭で育った人たちとそれぞれの境遇について聞いたり、話したりするのがたまらなく嬉しかった。日本国内にいても、同じ境遇の人たちが集まる機会は少ない。その経験は新鮮であった。また、これまでは自分の不幸を嘆くことが多かったが、ここには自分よりももっと過酷な日々を送ってきた人たちが大勢いる—それは正直、驚きでもあった。

ある女性の話がとても印象的であった。彼女は小さい頃から里親家庭で育ち、何回も委託変更を経験していた。その間にドラッグに手を出し、不良行為を行っていたという。「なかなか自分を理解してもらえなかった。自分のアイデンティティを理解してほしかったの



ワークショップで各国のユースの人たちと作った作品。「世界」をテーマに



アイルランド大会で参加者たちと

に。でもやっと理解してくれる里親に出会えたの」—そう語る彼女の顔は輝いていた。

日本では1人の里親が長い期間子どもの面倒を見るのが一般的だが、相性の合う・合わないはどうしてもある。それを認めず、我慢ばかりでは双方にとって不幸である。私は2組の里親家庭で育ったが、その2倍、いや3倍もの里親家庭で育ったと言う人が何人もいた。何回もの委託変更は、子どもの心を却って疲弊させてしまうのではないかと感じたが、子どもが望みさえすれば委託変更できるのは、

良いことなのかも知れない。その是非はともかく、私にとってそんな世界との違いを知ることとはとても勉強になった。

何とさまざまな体験をしてきたユースが多く集まっていることだろう。その体験を聞くうちに私は共感している自分を発見して胸が熱くなった。来てよかったと、この非日常の6日間に感謝した。

### 3. 行ってみて感じたこと

IFCOの大会に行って自分が大きく変わったかどうかはわからない。それでも、このような大会に参加し、各国の制度や環境を知ったり、日本の制度や現状を国内からではなく違った角度から知る機会は他にはない。だから多くの人にも参加してほしいと感じ、帰国してからも参加を促すメッセージを発信した。特に〈ユース〉にはぜひ参加してほしい。実際、大会に参加して自分を振り返る良い機会にもなった。海外の制度を知るうちに、自分たちの置かれた制度はどのようなものであったのか、また、現在社会的養護を受けている子どもたちにとってそれはこのままでよいのだろうか、と以前にも増して考えるようになった。

私は今、原則18歳で社会的養護を受けられなくなる現在の制度は見直してほしいと思っている。18歳で社会に出されるのは、私もそうだったが、その本人にとって耐えられないほど過酷なものだからだ。16歳でも働き始め

たら社会的養護を受けられなくなるのも疑問に思う。自分にとって…16歳という年齢は、周りの支援がなければどうしてよいかもわからない未熟で危なげな年頃だったように思う。社会に出るといことは、社会的養護を知らない人たちばかりの集団の中(理解されにくい環境下)で生活をスタートさせるということである。そのような状況になっても、助けを求められる人には絶対に近くにいてほしい。それは、私のような里子にとっては里親である。措置が終わってからも自立を支援してくれる社会的な仕組みもあればよいのに、と思う。

そして、もう一つ。IFCOに参加していちばん感じさせられたことは、子どもの『声』についてである。どの国のユースも、子どもの『声』を聴くということの必要性を訴えていた。そして『声』を発信し続けることの大切さをみんなで共有した。最後のフィナーレの時—私たちは表現した。「ぼくたちはあなた方の言うことを聞かなければならない。でも、ぼくたちの声は誰が聴いてくれるの？互いに聴き、話し合うことで私たちはきっと分かり合える」と。

### 4. IFCO conference in Canada

アイルランド大会が終わってから、私はもう一度IFCOの大会に参加したいと思っていたが、今回は大学4年生で就職活動中であった。費用の問題もある。ところが、半ば諦めかけていた時に会社から内定をもらった。費



IFCO次回開催国が行うプレゼンテーション



カナダ大会のスタッフと

用についても大学のゼミの先生をはじめ多くの人のカンパが実り、行けることとなったのである。

2011年のカナダ大会は、前回と違い、日本から多くのユースが参加した。こちらでも進行はすべて英語だったが、現地スタッフの気遣いにより、ゆっくり話してもらったり、たくさん声をかけてもらえたりし、十分に楽しめた。

私が最も印象に残ったプログラムは、6つほどのグループに分かれ、それぞれ自国の社会的養護に関する制度について発言するというものであった。日本の制度について話をすると驚かれた。つまり、里親養育は日本では10%弱しかなく、殆どの児童が施設にいること。18歳、または最短では16歳で委託解除となり社会に出なければならないこと等…。

海外の事情を聞いてみるうちに、関心を持ったのはカナダの制度についてである。里親委託の際、同じ宗教、同じ民族の家庭に委託するという制度があると聞いたからである。

様々な移民によって成り立つカナダならではの重要な制度なのであろう。

## 5. おわりに

2つのIFCO大会に参加して、海外の事情について多くを学んだ。日本に比べて進んでいる制度について知ると、うらやましいと思いつつも、日本の制度を見直し、子どもに負担をかけずに自立できるような社会の実現をめざしたいと思う。やがて社会人となる私は、そのために子どもの声を聴き、子どもと向き合い、愛情をもって接し、真の「自立」に向けて援助していきたい。IFCOの経験は私に多くのものを与えてくれた。大勢のユースに後に続いてほしいと願うとともに、そこで得た貴重な経験をともに社会に活かしていければと思う。

# “Trust is not a word. Born from the acts.” ——人と人との関わりを大切に

高校3年生 木ノ内あいら



IFCOのカナダ大会に参加させていただき、ありがとうございました。多くのことを学ぶことができました。

私は期末テストのために、一人1日遅れての出発となりました。そのためどんなスケジュールで進んでいるのか最初はつかめず不安で、Youthの友人にくっついていただけでした。また、参加してまず感じたのは言葉の壁。どこの国から来た人もみな英語を話していました。私は英語が苦手なので、のけ者にされないかと、さらに不安は増すばかりでした。

言葉の壁を和らげるためでしょうか、午前中は簡単なゲームから始めて、その後ディスカッションに入りました。話し合いの内容は、最終日のプレゼンで何を発表するかを決めること。多くの意見の中から選ばれたのは、

・みんなでドラムを作って、

それで音楽をやる

・いろんな国の言葉を使って

スローガンを旗、ポスターなどで作る  
でした。音楽は世界共通で、想いが通じるから素晴らしい案だと思いました。

この話し合いで感じたのは、言葉のせい、日本人は消極的だということ。日本人は目が

あってもあまり笑顔を見せてくれません。でも、慣れていないとはいえ、自分の意見を持っていない人は受け入れてもらえないのではないかと。そう思った私は思い切ってどんどん発言してみることにしました。すると、みんなニコッと笑って「その案いいじゃない、やってみてよ。日本に帰ったら僕にも送ってくれる？」と約束までせがまれる始末。ようやく一歩踏み出せたような気がしました。

午後はドラム作り。作り方の分からない私に一生懸命説明してくれて、何人もの人と親しくなることができました。みんなが話しかけてきてくれて、中には「日本人は猿を食べるの？」とか聞いてくる人もいます。自分が言いたいことや思いまでは伝えられなかったけれど、簡単な表現は少しできるようになりました。

次の日は夜までFreeで、Youthの仲間たちと食事や買い物に行きました。

今回のYouthの人たちとの間でよく話題となったのが、里子と里親のトラブル、施設などについてです。私は小さい時に養子縁組をしてあまり考えたことがなかったせい、どう考え、何を発言していいか分からなくなり

ました。周りの人たちはこんなに必死で考え、悩んでいるのに、自分は施設のことさえも分かっていなかったのです。もしかしたら、お父さん、お母さんが考えさせないようにしていたのかも、とも考えました。そういう自分の甘さを自覚したひと時でした。

それでも、自分以外の人の意見を聞くことはとても貴重な体験で、いろいろなことを考えさせられました。いろんなパターンの家族や施設があって、それぞれに問題を抱えている。その解決の道筋はとても難しいものであるように感じました。

この大会で出会ったアイルランドの男性がこんなことを言っていました。

“Trust is not a word. Born from the acts.”

(信頼とは言葉でなく行為から生まれる)

この言葉にはいろいろな想いが込められているなと感じました。今回の大会で私が強く感じたのは、人と人との関わりはとても大事だということです。人は一人ひとり違う意見を持っているけれど、それを互いにシェアしてもっともっとみんなが気持ちよく生きていけるような世界にしていきたいと思いました。

私は今、高校3年です。外国に興味があり、外国で学んでみたいと思っています。今回の大会を通してさらに外国への興味がわきました。たくさんの友達とたくさんの経験ができて、一生に残る思い出になりました。

高橋さん、木ノ内さんのほかにも  
IFCO カナダ大会に参加されたユースの方から  
ご感想をお寄せいただきました

協力：  
特定非営利活動法人 里親子支援のアン基金プロジェクト

※原稿は一部割愛の上リライトさせていただきました。

…大会では話し合いや意見を出し合うことが主になっており、そこで気づいたことがあります。それは、英語で説明ができないことではなく、その前に自分の国の里親子への法律や支援、またどのような運動がされているか等についてよく知らなかったということです。自分たちに関わる大切な情報にもかかわらず、理解していない。他国の子たちは、自分で説明ができ、それに対して意見も言えます。改めて、自分は与えられたモノの中で生きていたんだと痛感しました。

この貴重な体験をした自分だからこそできる生き方を模索したいなと思いました。  
(中略)

(S・A)

〈IFCO 大会に参加して〉

…初日の開会式では人の多さに圧倒されました。なんと日本からは52名の方が参加されたようで、ユースの方は14名集まりました。大会のワークショップとユースプログラムは全て英語で進められるので英語が苦手な私は大変でした。  
(中略)

ホープチェストの発表では原稿を書かず挑んでしまったので上手く話せなかったことが残念でした。(中略)でも、思いは全て伝わったと思います。

ホープチェストのワークショップに参加してくれた里親さんたちは親身に私の話を聞いてくれて、少しでも日本の良い点を取り入れたい、と嬉しい意見を聞かせてくれました。ヴィクトリアのホテルでは、私の部屋に男女さまざまの方が訪ねてくれて、UNOというカードで遊んだり、夜遅くまで実親や里親の話をしたり、いろいろな話を語り明かしました。  
(中略)

…カナダで出会った日本の里子さんたちは今でも仲良くしてもらってます。  
(中略) もっと英語を勉強して、また皆さんとお会いできたらと思います。

(I・D)

※「ホープチェスト」：  
アン基金が企画・実施してきた自立支援プログラム。

…2日目から本格的にプログラムが始まり、各国の里子と自分たちの国の児童福祉について話し合いをしました。

初めは言葉が通じないこともあり、その場でただ人の意見を聞いていることしかできず、何を言ってるのかも半分もわからない状態でした。(中略) 英語が耳に慣れてきて徐々に輪に入れるようになっても周りの意識の高さに圧倒されっぱなしでした。

ほかの国からきているユースの多くは、自分の国の児童福祉の制度について勉強するだけでなく、制度をもっと良くするため、多くの人に関心を持ってもらうためにと実際に活動をしていました。日本の制度のことすら把握しきれていない私は、もっと勉強しておくべきだったと感じました。

でも、(中略) 海外の子たちと一緒に話すのはとても楽しかったです。日本から参加しているユースで日本の児童養護について話し合ったりするのも普段はあまり機会もないので、そういう時間もすごくいい時間になったと思います。

もっと英語を勉強していれば、通訳を通してではなく自分の言葉で自分の考えを発信することもできたし、いろんな意見も吸収できたのに…。すごく残念な部分はあったけれど、外国の人と触れ合ったり、意見を交換したり、とても貴重な体験ができたので、IFCOに参加して本当に良かったと思います。

(Y・M)

## 編集後記

## 「仲間」がいるということ

子どもの育ちの最終的なゴールは、その子が社会の中に居場所や役割を見つけ、生活の糧を得て納税し、自立した個人として生きていけるようになることにあります。そのゴールへの助走期間である思春期が遷延し、あるべき大人像の拡散した今日、子どもの心理的・社会的な自立は、大変難しい課題となっています。

そうした中、福祉的なインケア下で育つ子どもは、制度上、高卒年齢に達すると、一定レベルの物理的・心理的な「自立」を求められます。そのことは、往々にして、「依存(支援)なき自立は孤立である」という状況を生み出します。

インケア下で育った子どもが、そうでない子どもと同じように、ごく普通の大人として暮らせるようになるにはどうすればよいのか。さらには、「自立」が、相互的な支え合いはともかく、一方的な支援や強い依存対象を必要としなくなることであるとするなら、私たち支援者は、それに向け、何を心がけ、何をわきまえるべきなのか。今回の企画を担当する中で、そのことが、常に私の頭の中にもありました。

ところで、最近、「施設で過ごすことの最大の財産

は、親密な仲間関係を得ることである」と、あらためて実感する機会がありました。それは、養育者のみに頼ることを終え、広く周囲に頼れるようになるという、思春期的な課題を上手く乗り越えられた結果なのでしょう。

退園後10年、現在20代後半のある卒園児のグループは、facebookやmixyで近況を確認し合い、メールでやりとりをしています。年に何度か集まって会食したり、園行事にも揃って参加します。結婚式にも呼び合っているようです。また、誰かがしんどい時には、「先生、〇〇が大変なんよ」と報告をくれたりもします。

彼らのような成熟した大人の関係。それが得難いものであるが故に、貴重なエピソードになるのでしょうし、それはまた、私たちの不断の努力がもたらすものの可能性を示唆してくれているようにも思います。



担当編集委員 西田 篤

次号のお知らせ 第73号特集「災害と子ども」(予定) 2012年10月1日発行

### 〔編集委員長〕

横堀昌子 青山学院女子短期大学  
子ども学科 准教授

### 〔編集委員〕

有村大士 日本子ども家庭総合研究所  
子ども家庭福祉研究部 主任研究員

太田一平 児童養護施設八楽児童寮 寮長  
社会福祉法人和敬会 理事長

片岡玲子 立正大学大学院心理学研究科 講師

西郷泰之 大正大学人間学部  
人間福祉学科 教授

西田篤 広島市こども療育センター 医療部長  
情緒障害児短期治療施設 愛育園 園長

吉井規雄 (公財)資生堂社会福祉事業財団  
常務理事

(敬称略・五十音順) 編集事務局：市川美保

MOTHER  
AND CHILD  
WELLBEING  
AROUND THE WORLD

VOL. 72 2012-4 世界の児童と母性

年2回発行

2012年4月1日発行

編集・発行者

公益財団  
法人 資生堂社会福祉事業財団  
〒104-0061 東京都中央区銀座7丁目5番5号  
電話 03-3574-7408

ファクシミリ 03-3289-0314  
URL <http://www.zaidan.shiseido.co.jp>

印刷所 成旺印刷株式会社  
〒105-0014 東京都港区芝2丁目1番28号

再生紙使用

---

MOTHER  
AND CHILD  
**WELLBEING**  
AROUND THE WORLD

公益財団法人 資生堂社会福祉事業財団

---